

桜川市第2次総合計画
後期基本計画（案）

目次

第1編 序論

第1章 第2次総合計画後期基本計画が目指すもの	1
1. 第2次総合計画の目的	1
2. 第2次総合計画推進の基本姿勢	2
第2章 計画の体系と期間、関連する計画	3
1. 計画の体系	3
2. 計画期間	3
3. 関連する計画	3
第3章 前期基本計画の評価・検証	4
第4章 社会の潮流と市の課題	6
第5章 計画策定への参画	10
1. 市民アンケート	10
2. 総合計画審議会	12
3. 総合計画策定委員会	12
4. 総合計画策定ワーキングチーム会議	12
5. パブリックコメント	12

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの目標	15
1. まちの将来像	15
2. 6つの基本理念	16
3. 6つの政策の柱	17
第2章 人口と財政、土地利用の見通し	23
1. 人口の見通し	23
2. 財政の見通し	25
3. 土地利用の見通し	27

第3編 後期基本計画

第1部 後期基本計画の構成と分野別基本計画	35
序章 後期基本計画の構成	35
後期基本計画の見方	36
第1章 子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり…	36
1-1 子育て支援の充実と少子化対策の推進	45
1-2 健康づくりの推進	47
1-3 地域医療体制の充実	51
1-4 地域福祉の推進	53
1-5 障がい者福祉の充実	55

1-6	高齢者福祉の推進	59
1-7	社会保障制度の健全運営	61
第2章	学び 生きがいを育む学びのまちづくり	65
2-1	学校教育の充実	65
2-2	生涯学習・芸術文化活動の推進	67
2-3	青少年の健全育成	69
2-4	生涯スポーツ活動の振興	71
2-5	文化財の保存活用	73
第3章	安心 安全安心な暮らしのまちづくり	75
3-1	消防・防災対策の充実	75
3-2	防犯・消費生活対策の推進	79
3-3	交通安全対策の推進	81
第4章	活力 活力ある産業のまちづくり	83
4-1	農林業の振興	83
4-2	商工業の振興	85
4-3	観光の振興	87
第5章	快適 快適な暮らしのまちづくり	89
5-1	計画的な土地利用の推進	89
5-2	景観の良い住環境の保全	93
5-3	道路網の整備	95
5-4	公共交通の充実	97
5-5	下水道の整備	99
5-6	上水道の整備	101
5-7	廃棄物の抑制と適切な処理	103
5-8	生活環境の保全	105
第6章	自治 みんなで築く自治のまちづくり	107
6-1	市民協働のまちづくり	107
6-2	人権尊重のまちづくり	109
6-3	時代に合った自治体運営	111
6-4	組織経営と人事マネジメントの充実	115
6-5	健全な財政運営の推進	117
第2部	ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト	120
1.	そっと差し伸べられた手、温もりとやさしさに包まれたまちづくり	120
2.	降り注ぐ太陽のような眩しくきらめくまちづくり	121
3.	風を感じたくなる居心地よいまちづくり	122
4.	ヤマザクラの歩みとともに、夢が語れる、歴史が語れるまちづくり	123

第4編 付属資料

1.	桜川市第2次総合計画策定の経過	125
2.	桜川市総合計画審議会条例	126

3. 桜川市総合計画審議会委員名簿.....	127
4. 桜川市総合計画策定委員会設置要綱.....	128
5. 桜川市総合計画策定委員会委員名簿.....	129
6. 桜川市総合計画策定ワーキング設置要領.....	130
7. 桜川市第2次総合計画策定ワーキングチーム委員名簿.....	131
8. 諮問・答申.....	132
9. アンケート調査.....	133

第 I 編 序論

第1章 第2次総合計画後期基本計画が目指すもの

1. 第2次総合計画の目的

総合計画は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための市の最上位計画であり、将来における市のあるべき姿と進むべき方向について定めるものです。また、市民、各種団体、企業、行政など、市に関わる全ての人々が、ともに理解し協力して取り組むまちづくりの目標を定めるとともに、自主・自立を基本とする責任ある行政運営を進めるための指針となるものです。

第2次総合計画前期基本計画の5年間

桜川市では、平成 19(2007)年3月にまちづくりの指針として第1次総合計画を策定し、その後、第1次総合計画を踏まえつつ、平成 29(2017)年に第2次総合計画を策定し、「共生」「学び」「安心」「活力」「快適」「自治」の6つの基本理念のもと、将来像『ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川』を目指したまちづくりを進めてきました。

その間、SDGs^{※1}といった世界共通の目標への動きや、次代の経済発展と社会的な課題の解決を両立させるための科学技術的な取り組みである Society5.0^{※2}といった動きも本格化し、さらに新型コロナウイルス感染症の蔓延や自然災害の多発など、社会情勢や自然環境が大きく変化してきました。

市においては、人口減少に歯止めがかからず、特に 20代～30代の人口減少が著しく、令和2(2020)年には4万人を下回る状況となっています。しかしながら、福祉分野の市民満足度は高く、また市民の6割以上が定住意向を持っているなど、少しずつではありますが、取り組みが芽を吹き始めています。

さらなる持続的なまちづくりへ

このような社会の変化の中、一人ひとりのニーズの多様化・高度化にも対応できる市民が暮らしやすい持続的なまちづくりを進めるべく、前期基本計画を踏まえ施策を見直し、さらに重点プロジェクト「ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト」の再編など、今後5年間、市全体が一つとなり、取り組んでいけるよう準備を進めてまいりました。確かなステップを駆け上がり新たなステージへの一步を踏み出すため、「桜川市第2次総合計画 後期基本計画」を策定しました。

2. 第2次総合計画推進の基本姿勢

(1) 総合計画を基軸とした自治体運営

国や多くの地方自治体の税収が減少していく中で、限りある財源を有効に活用して、何を行うかで地域の豊かさに差がついてきます。そこで、桜川市が進めるべき政策を選択し、政策間での優先度を明らかにした総合計画を策定するとともに、それを自治体運営の軸に据え、計画的・長期的な政策展開を行う計画行政を推進していきます。

(2) 総合計画の規範性と実効性

総合計画には、施策実施の基準・根拠となる規範性が必要であり、そのために市民・行政・議会などが参加し、合意による計画の策定を行うことが大切です。

また、総合計画をもとに施策を実施し成果を上げるという実効性を高めるために、評価や予算編成との連動など効果的な計画を基軸とする行政運営システムを構築します。

(3) 進行管理と評価

総合計画で取り組むまちづくりの目標の実現性を担保するため、「計画⇒実行⇒評価⇒見直し⇒計画」のサイクルに沿って進行管理を行います。この進行管理においては、内部評価により職員の意識向上を図るとともに、外部委員による評価を行うことにより計画の実効性を高めます。

(4) 計画と予算編成の連動

施策を確実に実施していくため、毎年、市の財政状況を踏まえた向こう3か年の実施計画をローリング方式で策定し、予算編成に結びつけます。

(5) 継続的な市民意向の反映

計画の進行管理を行うにあたり、市民の市に対する意向を定期的に調査し、その結果を施策に反映させます。

(6) 計画の見直し

計画期間中に、市政や社会全体のデジタル化の進展などの社会経済状況の変化や、大規模災害（感染症の蔓延等含）の発生など、桜川市を取り巻く情勢が著しく変化した場合には、対応できるよう基本計画の見直しを行います。

用語解説

※1：SDGsとは、2015年9月に国連で採択され国際社会共通の目標。2030年を期限として、17の目標を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国際社会全体が取り組むもの。

※2：Society5.0とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステム（IoTやAIなど）により、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人がより快適に活力に満ちた生活を送ることができる社会。

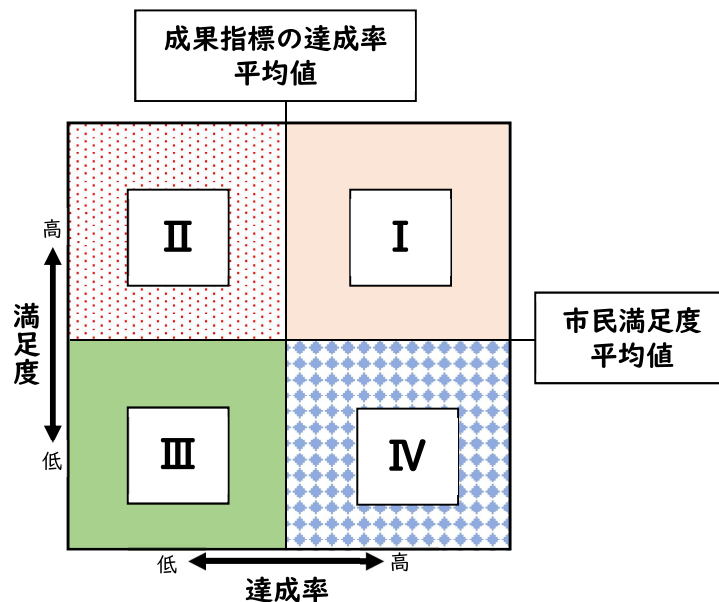
第3章 前期基本計画の評価・検証

【達成率×満足度の分析】

○横軸に成果指標の達成率、縦軸に市民満足度を示し、成果指標の達成率とアンケートによる市民満足度を合わせてみることで、施策の取り組み状況と市民からの満足度の関係について分析しました。

Ⅱ 成果指標の達成率が平均より低く、市民満足度が平均より高い施策群。
今後も引き続きの取り組みを実施していくとともに、より成果の見えやすい指標の検討が必要。

Ⅰ 成果指標の達成率、市民満足度がともに平均より高い施策群。
今後も引き続きの取り組みが必要。



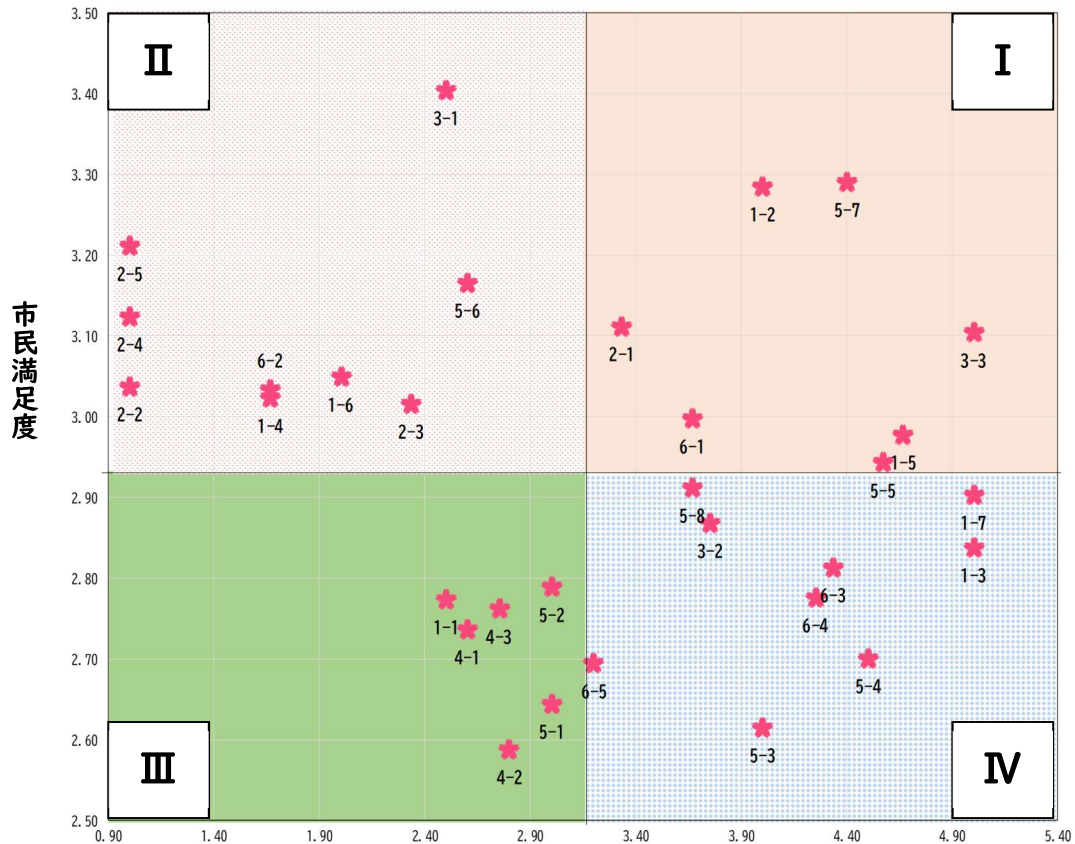
Ⅲ 成果指標の達成率、市民満足度がともに平均より低い施策群。
一層の取り組みの推進やより良い取り組みや指標の検討が必要。

Ⅳ 成果指標の達成率が平均より高く、市民満足度が平均より低い施策群。
取り組みの方向性や指標について、見直しの必要がある可能性がある。

○行政評価の達成率及び市民満足度の結果は次のとおりとなっています。

○右下「Ⅳ」のグループの9つが、取り組みの方向性や指標について、見直しの必要がある可能性がある施策となっています。

行政評価の達成率



		達成度	満足度
Ⅰ 【共生】 子どもから高齢者まで健康で 共生のまちづくり	1-1 子育て支援の充実と少子化対策の推進	2.50	2.77
	1-2 健康づくりの推進	4.00	3.29
	1-3 地域医療体制の充実	5.00	2.84
	1-4 地域福祉の推進	1.67	3.02
	1-5 障がい者福祉の充実	4.67	2.98
	1-6 高齢者福祉の推進	2.00	3.05
	1-7 社会保障制度の健全運営	5.00	2.90
Ⅱ 【学び】 生きがいを育む学びの まちづくり	2-1 学校教育の充実	3.33	3.11
	2-2 生涯学習・芸術文化活動の推進	1.00	3.04
	2-3 青少年の健全育成	2.33	3.02
	2-4 生涯スポーツ活動の振興	1.00	3.12
	2-5 文化財の保存活用	1.00	3.21
Ⅲ 【安心】 安全安心な暮らしのまちづくり	3-1 消防・防災対策の充実	2.50	3.40
	3-2 防犯・消費生活対策の推進	3.75	2.87
	3-3 交通安全対策の推進	5.00	3.11
Ⅳ 【活力】 活力ある産業のまちづくり	4-1 農林業の振興	2.60	2.74
	4-2 商工業の振興	2.80	2.59
	4-3 観光の振興	2.75	2.76
Ⅴ 【快適】 快適な暮らしのまちづくり	5-1 計画的な土地利用の推進	3.00	2.65
	5-2 景観の良い住環境の保全	3.00	2.79
	5-3 道路網の整備	4.00	2.62
	5-4 公共交通の充実	4.50	2.70
	5-5 下水道の整備	4.57	2.94
	5-6 上水道の整備	2.60	3.17
	5-7 廃棄物の抑制と適切な処理	4.40	3.29
	5-8 生活環境の保全	3.67	2.91
Ⅵ 【自治】 みんなで築く自治のまちづくり	6-1 市民協働のまちづくり	3.67	3.00
	6-2 人権尊重のまちづくり	1.67	3.03
	6-3 時代に合った自治体運営	4.33	2.81
	6-4 組織経営と人事マネジメントの充実	4.25	2.78
	6-5 健全な財政運営の推進	3.20	2.70
	平均	3.16	2.94

第4章 社会の潮流と市の課題

社会の潮流を次の8つの視点から捉え、本市の対応等を概括します。

1 人口減少・超高齢社会の到来

我が国の総人口は平成 20 (2008) 年をピークに減少傾向に転じており、平成 27 (2015) 年の国勢調査では、1億 2,709 万人でした。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 22 (2040) 年には1億 1,092 万人、令和 35 (2053) 年には1億人を下回るものと予測されています。

人口減少の大きな要因となっている合計特殊出生率^{※1}は、令和2 (2020) 年で「1.34」(厚生労働省)と、人口維持の水準である「2.07」には遠く及びません。その結果、少子高齢化が急速に進み、平成 27 (2015) 年には 65 歳以上の方は約4人に1人ですが、令和 22 (2040) 年には 3 人に1人以上になると予測されています。

こうした人口減少や少子高齢化という社会構造的な変化の中でも、医療・健康づくりを充実させるとともに住民の生活の質を上げていくことが重要であり、女性や高齢者、障がいのある方など、誰もが本来持っている力を発揮することができ、若い世代が住みたくなるまちづくりを進めることが求められます。

本市においても桜川市となって以降、人口減少は続いており、特に 20 代～30 代の人口減少が顕著となっている。今後は、人口増加にも繋がるよう婚姻数、出生数の増加等への対策を図るとともに、若者や子育て世代などの若い世代の定住性を高め、子どもを育てやすいまちづくりを進めていくことが必要である。また、移住、定住対策等による定住人口増加のみならず、交流人口や関係人口の拡大によるまちの活性化を図っていくことも重要である。加えて、今後は、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 (2040) 年に向け、総人口及び現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれている。

2 地球環境を考えた省資源・循環型社会への動き

平成 27 (2015) 年に国連で決議された持続可能な開発目標「SDGs^{※2}」など、「地球温暖化」に象徴される環境の悪化を防止し、地球を将来の世代に資産として引き継ぐため、国際的枠組みの中で自然環境の保全と社会経済活動が調和した取り組みが求められています。

我が国では、平成 23 (2011) 年の東日本大震災に伴う原発事故を機に、エネルギー供給のあり方を見直す機運が高まり、各地で太陽光、風波力、バイオ、水力、地熱といった再生可能エネルギー^{※3}の普及に向けた取り組みが加速し、国においても令和 32 (2050) 年までに温室効果ガス排出0を目指すことが表明されました。

また、3R (Reduce:発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再生利用)^{※4}による廃プラスチックごみの排出抑制など、環境負荷の少ないライフスタイルや企業行動が一層求められ、循環型社会の形成に向けた意識の高まりが期待されています。

用語解説

※1：合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値であり、一般には一人の女性が一生の間に生む子どもの数として解釈される。

※2：SDGs (P2参照)

※3：再生可能エネルギーとは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源のこと。

※4：3Rとは、環境配慮をした循環型社会を形成するための考え方。

本市では、現在ごみの発生抑制に関して「ごみ減量化啓発事業」などの取組より、可燃ごみの搬入量は毎年目標値より 400 t 以上抑制され、また、7,000 人以上の市民参加による清掃活動など生活環境保全に関する取組を行っている。今後は、資源ごみの収集などの家庭での分別取組対策や粗大ごみなどから売却できるものの分別などへの取組促進、環境については学校や家庭での環境教育を充実させ、環境意識の向上を図っていき、このほかの SDGs^{※1} に関連する取組についても、市として積極的に取り組んでいく必要がある。

3 社会経済のグローバル化

世界の社会経済の動きをみると、先進諸国経済に行き詰まりがみられる一方、新興国が経済力を高めつつあり、国内の企業活動にも大きな影響を与えています。特に、アジアの近隣諸国との間では、資源・エネルギーの確保、地球環境の保全、国防など、国レベルでの緊張の高まりがみられる一方、企業間の競争や連携、文化交流や個人的なつながりの拡大など、民間レベルの交流が活発化しています。人やモノの流動だけでなく、情報通信ネットワークの活用により、情報の受発信や経済活動がいつでも、どこでもできるように、政府や大企業だけでなく、小さな企業や地域、個人が世界の動きに直接つながっていることを意識する必要があり、国際競争力を持った産業の育成、国際感覚豊かな人材育成などが求められています。

本市は、ALT^{※2}による外国語教育の充実を図るとともに、友好交流都市であるフィリピン共和国バコール市と ICT^{※3}技術を活用した英会話交流などを行っている。今後もこれらの事業を充実・強化していくとともに、桜川市から世界へ、また世界から桜川市への循環を生む社会の中で活躍できるような人材の育成に努めていく必要がある。

4 高度情報社会の進展

国が提唱する「Society5.0^{※4}」は、“狩猟社会”⇒“農耕社会”⇒“工業社会”⇒“情報社会”というこれまでの流れの中で、次なる社会として掲げているもので、情報通信技術（ICT）の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化は、社会活動・経済活動に大きな影響をもたらしています。クラウドコンピューティング（情報処理をパソコン内ではなくネットワークの中で行うシステム）の利用拡大、モバイルデバイス（スマートフォンやタブレット型の携帯型端末）の普及とともに、企業や個人による情報交流や経済活動は、ますますその可動域を広げつつあるといえます。

本市は、第2期桜川市まち・ひと・しごと創生総合戦略において「Society5.0」等の新たな視点を取り入れて事業を進めることとしており、ICTを活用した子育てしやすい環境の整備や、DX^{※5}の実現と LXP^{※6}の構築を見据えた先進的な図書館機能の整備などを進めている。今後は、マイナンバーカードを利用したキャッシュレス政策や市職員のテレワーク環境の整備、業務負荷の軽減・効率化を図るといった行政サービスの向上のみならず防災分野等での ICT 活用についても、効率的に進める必要がある。

5 安全・安心でユニバーサルなまちづくり

我が国では、平成 23(2011)年の東日本大震災以降も、熊本県、広島県、北海道といった各地で、局地的な集中豪雨、土砂災害、地震などの自然災害が多発しており、国民の生命や財産を守る防災・減災体制の充実が求められています。

また、国境をまたぐ経済活動があたり前の時代に、世界的に流行する新型コロナウイルスに象徴される感染症への対策も見据えた、新たな生活や仕事のスタイルに対応できる場や機能の整備が必要となっています。

さらに、インターネット社会における新たな犯罪、高齢者による交通事故の多発など、日常生活の中における様々な危険性も複雑化しており、高齢者や障がいのある方、外国人等も含め、誰もが安全・安心に暮らすことができる社会基盤の整備とともに、日頃からの備えや地域での助け合い、情報の共有化などを含めたまちづくりを進めることが重要となっています。

近年の国内の災害(地震や豪雨など)により、日頃から災害に備えている市民の割合は約 75% となっている。また、市は犯罪や交通事故防止、不法投棄対策などへの取り組みも推進している。今後は、感染症対策やアフターコロナを含め、市民へ安全・安心を提供できる環境づくりと日頃の備えへの充実を図ることが必要である。

6 価値観やライフスタイルの変化への対応

少子高齢化の到来とともに、高度経済成長から安定経済成長の時代を経て、近年、人々の価値観やライフスタイルは、ますます多様化・高度化し、物質的な豊かさだけでなく、生活の質の向上や精神的・文化的な豊かさが重視されてきています。

働き方改革などによる労働時間の短縮とそれに伴う余暇時間の増大、“人生 100 年時代”といわれるリタイア後も含めた生涯学習需要の高まりなど、人々のニーズは多様化・高度化しています。これらの変化に合わせ、これまでのような機能性や効率性だけでなく、社会システムや居住スタイル、働き方、コミュニティのあり方など、一人ひとりの生活に対応した、まちづくりが求められています。

本市は、市民一人ひとりのニーズの多様化・高度化に伴って、市民が活用しやすい施設の利便性の向上や、高齢者の生きがいにつながる取り組み、又は知恵や経験を活かす場の拡充など、これまでも様々な事業を行っている。

今後も、一人ひとりの価値観やライフスタイルの変化に対応した、生涯にわたり活躍できるまちづくりを進めるための取り組みが必要である。

用語解説

※1 : SDGs (P2 参照)

※2 : ALT とは、外国語指導助手。日本の学校における外国語授業の補助を行う助手。

※3 : ICT とは、Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関する技術の総称。

※4 : Society5.0 (P2 参照)

※5 : DX とは、デジタル・トランスフォーメーションのことで、文書や手続きを単に電子化するだけでなく、IT を徹底的に活用することで、手続きを簡単・便利にし蓄積されたデータを政策立案に役立て、国民と行政、双方の生産性を抜本的に向上させること。

※6 : LXP とは、「Learning Experience Platform」の略称で「学習体験プラットフォーム」のこと。学習者の好みに合わせて、学習コンテンツを提供できるプラットフォーム。

7 都市基盤の長寿命化と計画的なまちづくり

これまで、高度経済成長と人口増加という時代の流れの中で、各種公共施設や道路、上下水道といった都市のインフラが整備されてきました。しかし、本格的な人口減少・少子高齢化時代を迎え、持続的な都市経営を図っていくうえで、既存インフラの老朽化対策や耐震化の必要性が、国や自治体の財政を大きく圧迫しています。また、社会情勢の変化に伴って都市基盤の需要と供給に不整合な状況が生じてきています。

これからは、都市経営の効率化の視点から、各種公共施設や都市基盤の長寿命化を効果的に図るとともに、誰もが都市的なサービスを享受し、快適に暮らすことができるよう市街地と集落との連携機能を強化するなど、コンパクト・プラス・ネットワークの視点に立った計画的な土地利用を推進していくことが求められています。

本市は「桜川市田園都市づくりマスタープラン」や「公共施設等総合管理計画」を策定し、まちづくり等に関する施策を計画的に進めている。平成 31（2019）年には、集落全般において計画的な土地利用を図るための制度的基盤として都市計画法に基づく地区計画制度を導入した。今後の市の大きな動きについては、「公民館・図書館の建設（令和 5（2023）年）」、「新庁舎の建設（令和 7（2025）年）」がある。また、引き続き、さらなる都市基盤の長寿命化や適正かつ合理的な都市計画の見直しに取り組んでいく必要がある。

8 協働によるまちづくりの推進

人口減少・超高齢社会が到来し、社会保障費の増加などにより国や自治体の財政状況はますます厳しくなる一方で、医療・福祉の充実、循環型社会づくりや都市基盤・防災体制の整備など、行政に対するニーズは多様化しています。

自治体への事務や権限の移譲など、地域の自主性・自立性を高めるための改革が進められる中で、住民満足度の高い持続可能なまちづくりへの期待も一層進み、自治体の政策形成能力が問われています。地域の課題を解決し、快適で豊かな生活の持続・向上を実現していくためには、行政だけでなく、市民、事業者が、それぞれの力を出し合っていく必要があり、自治会、経済団体、ボランティア・NPO^{※1} 団体等との連携をはじめ、まちづくりへの参加・協働のベースとなる体制、機会の充実が求められます。

本市は、協働によるまちづくりを推進するため「区長会運営事業」、「NPO・ボランティア育成事業」、「道路里親制度」などを行っている。市民の様々なニーズに対応していくためには、行政だけではなく、「市民力」ともいえる市民やボランティア団体の若返りを促進し、地域ぐるみでのまちづくり体制を構築していくことが必要である。

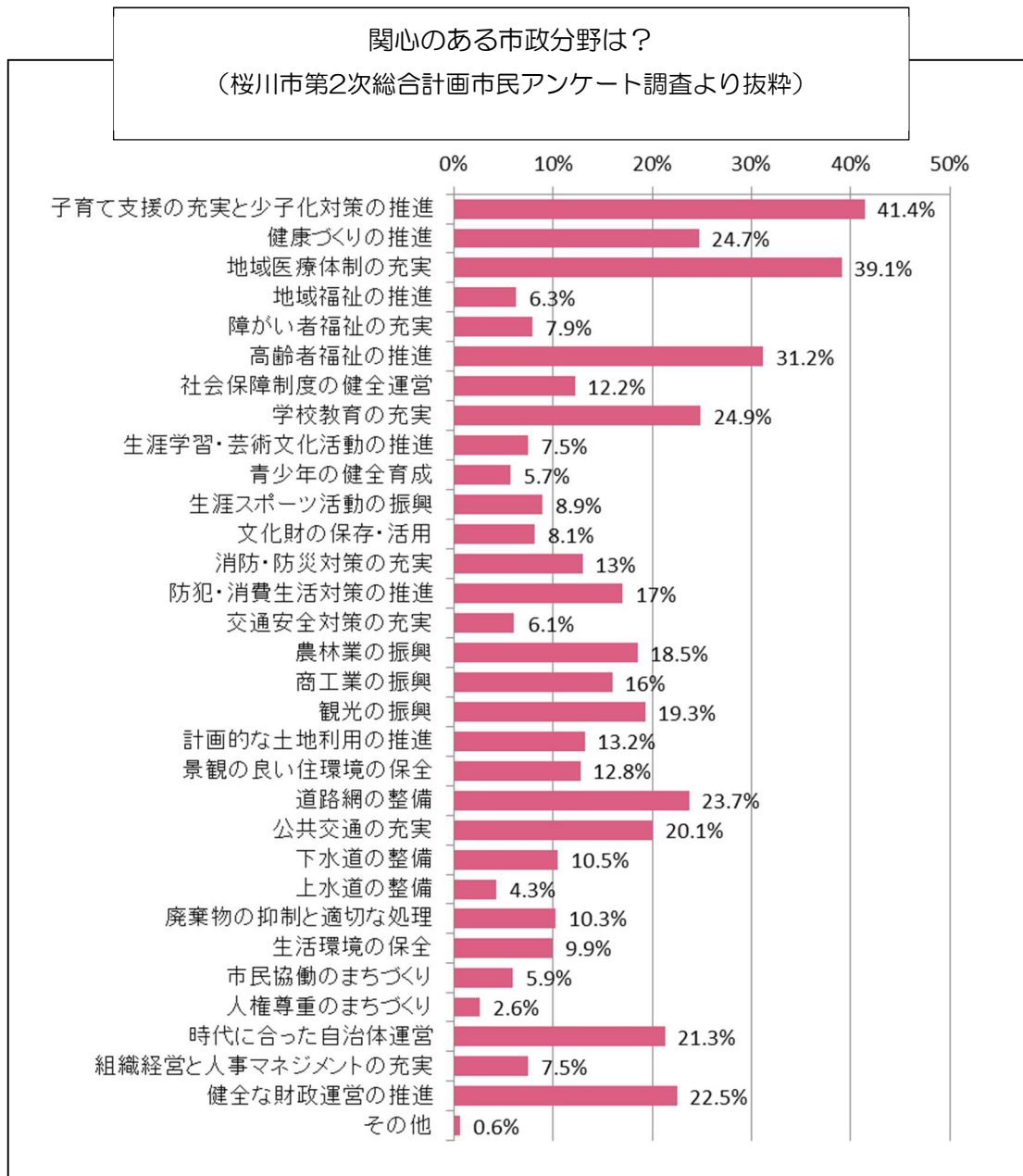
第5章 計画策定への参画

市民、市議会議員、行政職員などみんなが計画策定に参加し、みんなの力で作りあげる後期基本計画を目指し、そのための様々な機会を設けました。

1 市民アンケート

総合計画の策定にあたっては、多くの市民の意向を計画に反映するため、令和2(2020)年2月に18歳～80歳の市民2,500名(有効回答数687件、有効回収率27.5%)を対象に市民アンケート調査を実施しました。

市民アンケート調査によると、関心のある市政分野については、「子育て支援の充実と少子化対策の推進」や「地域医療体制の充実」が上位となっており、福祉に関する分野に関心が高まっています。





I. 子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくりについて、
自分が市長になったら、
医療などがしっかり提供できていて、貧困のない将来にしたい。

II. 生きがいを育む学びのまちづくりについて、
自分だったら、
桜川に住む小中学生の結びつきや交流をつくるため他校との交流イベント
をやりたい。



III. 安全安心な暮らしのまちづくりについて、
自分が市長になったら、
災害に強くするため、川の堤防の強化や耐震性の強い建物の推奨、義務化
をしたい。

IV. 活力ある産業のまちづくりについて、
自分だったら、
交通の便を良くしてテーマパークなどの誘致を積極的に行い、たくさんの
ひとが行き交う、賑やかなまちづくりをしていきたい。



V. 快適な暮らしのまちづくりについて、
私たちが市長になったら、
子供たちが安全に楽しく遊べるような公園などの施設がある綺麗で素敵な
まちにしたい。

VI. みんなで築く自治のまちづくりについて
私たちが市長になったら、
もっと桜川市の魅力を一人一人が理解して、堂々と発信していけるまちに
したい。



2 総合計画審議会

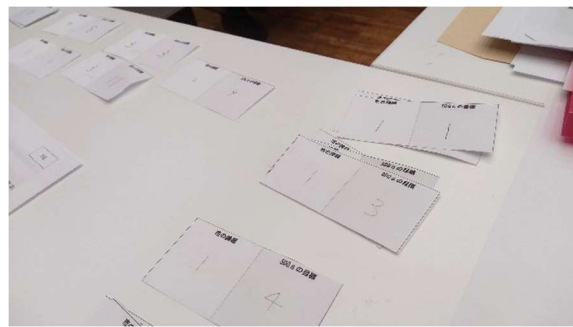
各種団体の役員や市議会議員、有識者、行政職員で構成される総合計画審議会を設置し、市長の諮問に応じて、答申を行いました。総合計画は市民参加で策定するという方針により、内容について多方面の知識や経験を生かした協議を行いました。

3 総合計画策定委員会

副市長、教育長、行政職員で構成される総合計画策定委員会を設置し、総合計画策定について必要な事項の協議と調整を行いました。

4 総合計画策定ワーキングチーム会議

総合計画策定に向けて、行政職員が集まり、桜川市が目指すまちづくりの重点プロジェクトの検討を行いました。



(総合計画策定職員ワーキングチーム会議の様子)

5 パブリックコメント

総合計画案を市役所各庁舎やホームページで公表し、広く市民の意見を募るパブリックコメントを実施しました。

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの目標

1. まちの将来像

桜川市の地域特性を踏まえ、桜川市の目指すまちの将来像を次のように定めます。

(まちの将来像)

『ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川』

桜川市は、三方を山並みに囲まれ、市の中央部を桜川が流れる豊かな自然環境に恵まれたまちです。その豊かな自然を代表するのが、山々に数多く群生するヤマザクラです。

ヤマザクラは、一本一本が異なる遺伝子を持ち、一つとして同じものがないことが特徴です。そして、それが集まると全体ではここでしか眺望できない景色を織り成します。

これは人が暮らすまちの姿に重なります。まちの人たち一人ひとり異なる個性を持っています。それらの個性が結びつくことによって、まちの姿は創られていきます。

桜川市は、市民がヤマザクラという地域の宝に誇りを持ちながらそれぞれの個性を発揮しつつ力を合わせることで、みんなが笑顔で幸せを感じられるまちを目指します。



2.6つの基本理念

桜川市の目指すまちの将来像『ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川』を実現するため、6つの基本理念を掲げます。

共生 学び 安心 活力 快適 自治

I. 共生 子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり

市民が互いに協力し助け合って共生し、生涯にわたって、健やかな体と豊かな心で暮らすことができるまちづくりを目指します。

II. 学び 生きがいを育む学びのまちづくり

将来を担う人材を育成し、あらゆる世代の人々が、地域の歴史・文化を学び心身を育むまちづくりを目指します。

III. 安心 安全安心な暮らしのまちづくり

犯罪がなく災害に強い、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

IV. 活力 活力ある産業のまちづくり

地域の資源を生かした農林・商工・観光産業が活力に溢れ、地域内における経済循環が活発なまちづくりを目指します。

V. 快適 快適な暮らしのまちづくり

豊かな自然環境に包まれ、快適で暮らしやすい生活環境が整ったまちづくりを目指します。

VI. 自治 みんなで築く自治のまちづくり

市民と行政が協働で地域を築き、効果的・効率的な行財政運営を推進する自治のまちづくりを目指します。

3.6 つの政策の柱

総合計画では、まちづくりの 6 つの基本理念を政策の柱として設定し、それをもとに具体的な施策を展開していきます。

I. 共生 子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり

市民が互いに協力し助け合って共生し、生涯にわたって、健やかな体と豊かな心で暮らすことができるまちづくりを目指します。

(1) 子育て支援の充実と少子化対策の推進

次世代を担う子どもたちがのびのびと育つことができる保育環境の充実や、子育て世代への経済的支援に取り組みます。

(2) 健康づくりの推進

誰もが、一生を通して健やかで生きいきと暮らせるように、みんなで健康の増進を図りながら、各年代にあった健康づくり、生活改善の推進などに取り組みます。

(3) 地域医療体制の充実

市民の健康を守るため、医療機関を整備し地域医療体制の充実を図ります。

(4) 地域福祉の推進

支援を必要とする人への支援ネットワークの形成など、地域福祉活動が活発化するような体制づくりを推進します。

(5) 障がい者福祉の充実

障がい者が、住み慣れた地域で充実した生活ができるように、障がい者を支えるサービスの充実や、社会参加機会の拡充を図ります。

(6) 高齢者福祉の推進

高齢者が、住み慣れた地域で生きいきと生活できるように、社会参加の機会を拡充させるとともに、介護予防への取り組みや介護サービスの充実を図ります。

(7) 社会保障制度の健全運営

必要な人が、医療、介護、生活支援など必要な社会保障を受けることができるように、各種社会保障制度の適切な運用に努めます。

Ⅱ. 学び 生きがいを育む学びのまちづくり

将来を担う人材を育成し、あらゆる世代の人々が、地域の歴史・文化を学び心身を育むまちづくりを目指します。

(1) 学校教育の充実

子どもたちが、社会において自立的に生きるための「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育を推進します。また、よりよい教育環境を築くため、小中一貫教育と学校の適正規模・適正配置を進めます。

(2) 生涯学習・芸術文化活動の推進

図書施設の整備などにより、地域や世代を超えた生涯学習機会の充実を図ります。また、様々に展開されている市民の芸術文化活動を推進します。

(3) 青少年の健全育成

次世代を担う青少年の健やかな育成に向けて、家庭・地域・学校の連携や相談体制の強化を図り、青少年の自主的な活動を支援します。

(4) 生涯スポーツ活動の振興

生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健やかに暮らすことができるように、市民の健康増進や交流の機会としての生涯スポーツ活動に取り組みます。

(5) 文化財の保存活用

ヤマザクラや重要伝統的建造物群保存地区など地域の特徴ある文化資源の保存活用に取り組み、文化財の魅力向上を図るとともに、それらを生かした市民の活動を展開します。

Ⅲ. 安心 安全安心な暮らしのまちづくり

犯罪がなく災害に強い、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

(1) 消防・防災対策の充実

消防・防災対策の拠点となる市役所庁舎を整備し、災害時の情報伝達や各避難所の機能強化、地域での自主防災組織の充実と避難訓練による防災意識の向上など、危機管理体制の強化を図ります。

(2) 防犯・消費生活対策の推進

多様化する犯罪に対して、防犯意識の向上や地域防犯活動を支える人材の育成を図ります。また、急増する消費生活トラブルから市民を守り、安心した消費生活が営める地域づくりに努めます。

(3) 交通安全対策の推進

交通安全施設の整備や市民の交通安全意識の向上に努め、地域における交通安全の確保を図ります。

IV. 活力 活力ある産業のまちづくり

地域の資源を生かした農林・商工・観光産業が活力に溢れ、地域内における経済循環が活発なまちづくりを目指します。

(1) 農林業の振興

農業基盤の整備や新たな担い手の育成、就業環境づくりを促進するとともに、商品価値の高い新たな作物の育成とブランド化、海外を含めた新規販路の開拓など、地場産品の高付加価値化と魅力発信に取り組めます。

(2) 商工業の振興

地場産業の石材業をはじめ、地域の企業への多様な支援を進めるほか、企業誘致を推進して雇用を創出します。また、地域に根ざした商業の活性化を図ります。

(3) 観光の振興

ヤマザクラや真壁の町並みをはじめとする桜川市の豊かな観光資源を生かして、市民が主体となる観光振興の取り組みを進め、交流人口の増大による地域活性化を図ります。

V. 快適 快適な暮らしのまちづくり

豊かな自然環境に包まれ、快適で暮らしやすい生活環境が整ったまちづくりを目指します。

(1) 計画的な土地利用の推進

地理的条件や地域の特性を生かした土地利用を計画的に誘導することで、都市拠点の形成と農村集落の維持を図り、それらが調和した質の高い生活空間を醸成して、次の世代に住み継ぐことができるまちを築きます。

(2) 景観の良い住環境の保全

ヤマザクラを生かした景観の形成や適切な公園整備により、潤いとやすらぎのある生活環境を創出します。また、空き家を利活用した住宅の提供や市営住宅の適正な運用など、住みやすい環境を形成し定住促進を図ります。

(3) 道路網の整備

市民の移動や産業の振興を図るため、都市の基盤となる幹線道路の整備を促進します。また、生活に欠かせない道路などの維持補修や災害時を見据えた道路の整備など、安全で円滑に移動できる道路交通網の構築を図ります。

(4) 公共交通の充実

子どもや高齢者を含めた全ての人が、鉄道やバス、タクシーなどの公共交通機関を利用して、便利で快適に移動できる公共交通網の形成を図ります。

(5) 下水道の整備

清潔で快適な生活環境を確保するため、生活排水の適切な処理を進めます。

(6) 上水道の整備

日常の生活に欠かすことのできない安全安心な水の提供に努めるとともに、災害時に強いライフラインを確保します。

(7) 廃棄物の抑制と適切な処理

ごみの排出が徹底的に抑制され、再利用・再生利用される資源循環型社会形成への取り組みを進めます。

(8) 生活環境の保全

豊かな自然を後世に引き継ぐため、自然環境保全の意識啓発や環境美化の取り組みを進めるとともに、自然の力を利用した再生可能なエネルギー環境の構築を図ります。

VI. 自治 みんなで築く自治のまちづくり

市民と行政が協働で地域を築き、効果的・効率的な行財政運営を推進する自治のまちづくりを目指します。

(1) 市民協働のまちづくり

行政区や地域の市民活動団体、NPO※1 法人やボランティアなどによる多様で自主的な活動を支援し、協働によるまちづくりを進めます。

(2) 人権尊重のまちづくり

人権啓発活動を進めて市民の人権尊重に関する理解を深めるとともに、男女がともに働きやすい環境づくりによる男女共同参画社会※2の構築に努め、みんなが暮らしやすいまちづくりに取り組みます。

(3) 時代に合った自治体運営

行政評価の運用や不断の行財政改革の推進、窓口サービスの利便性向上を図り、計画的な行政運営を進めます。また、新庁舎を整備して行政運営のさらなる合理化を図るとともに、市民にとって使いやすい公共施設の整備・統合を進めます。

(4) 組織経営と人事マネジメントの充実

市民ニーズに対応できる組織機構の適正化を図るとともに、職員の能力向上のための人材育成に取り組みます。

(5) 健全な財政運営の推進

総合計画と予算編成の連動を図り、徹底した経費の縮減や効果的な予算配分、民間活力の活用などに努め、健全で持続可能な財政運営を進めます。

用語解説

※1：NPO（P9参照）

※2：男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきという考え方。

第2章 人口と財政、土地利用の見通し

1. 人口の見通し

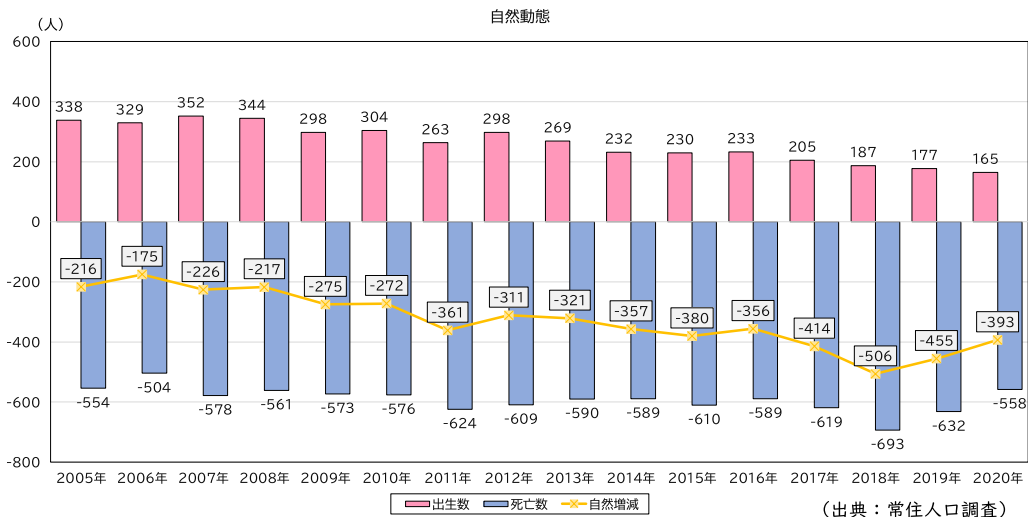
(1) 人口の動向

桜川市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」によれば、令和 12(2030)年には 33,483 人、令和 22(2040)年には 27,452 人になると推計されています。

(2) 自然動態

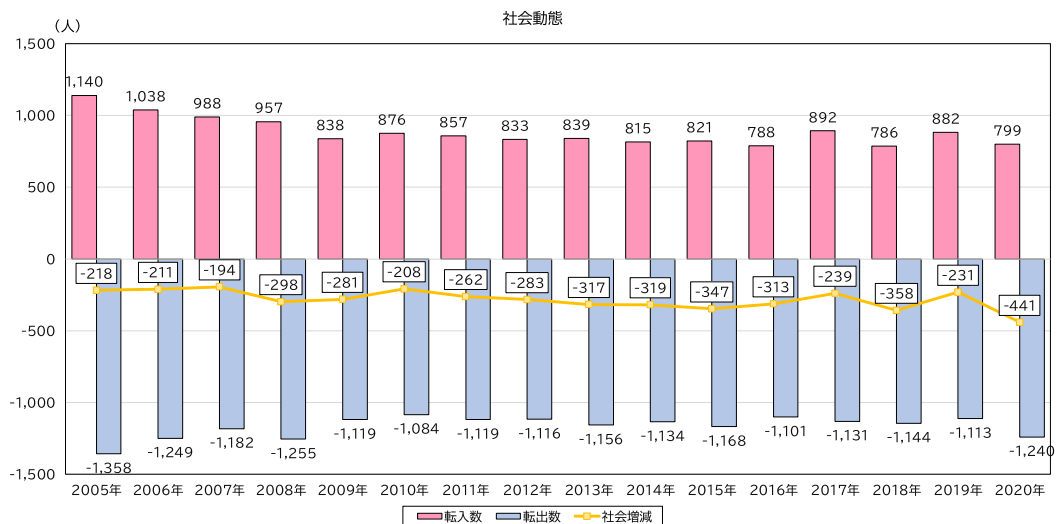
出生数は年々減少しており、令和2(2020)年は 165 人であり、平成 22(2010)年の 304 人と比べると、45.7%減少しています。

一方、死亡数は増加傾向にありましたが、近年は横ばいとなっています。直近5か年の出生数と死亡数の差は平均で約 425 人の自然減となっています。



(3) 社会動態

転入数と転出数は、年による変動はあるものの、一貫して転出数が転入数を上回る転出超過(社会減)が続いています。直近5か年の転出入の状況は、平均で約 316 人の転出超過となっています。

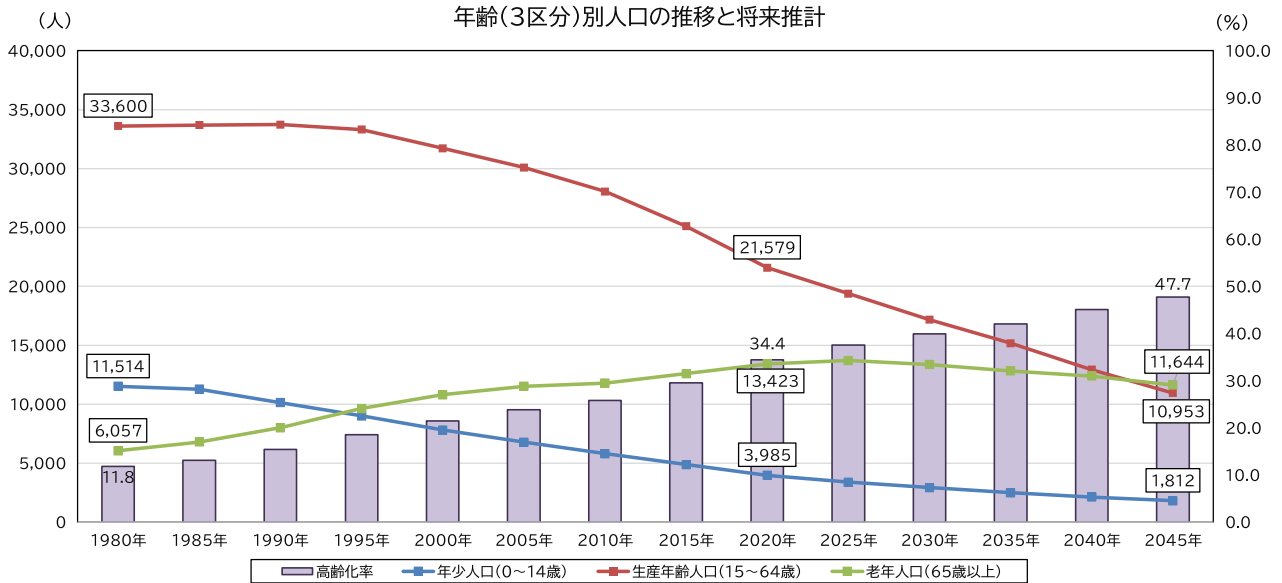


(4) 年齢3区分別人口(年少人口0～14歳、生産年齢人口15～64歳、老年人口65歳～)の推移

年少人口(0～14歳)は長期的に減少が続き、平成7(1995)年には老年人口(65歳以上)を下回りました。今後も減少傾向が続くことが予想されます。

生産年齢人口(15～64歳)は平成2(1990)年から減少が始まり、令和27(2045)年には老年人口を下回る見込みです。

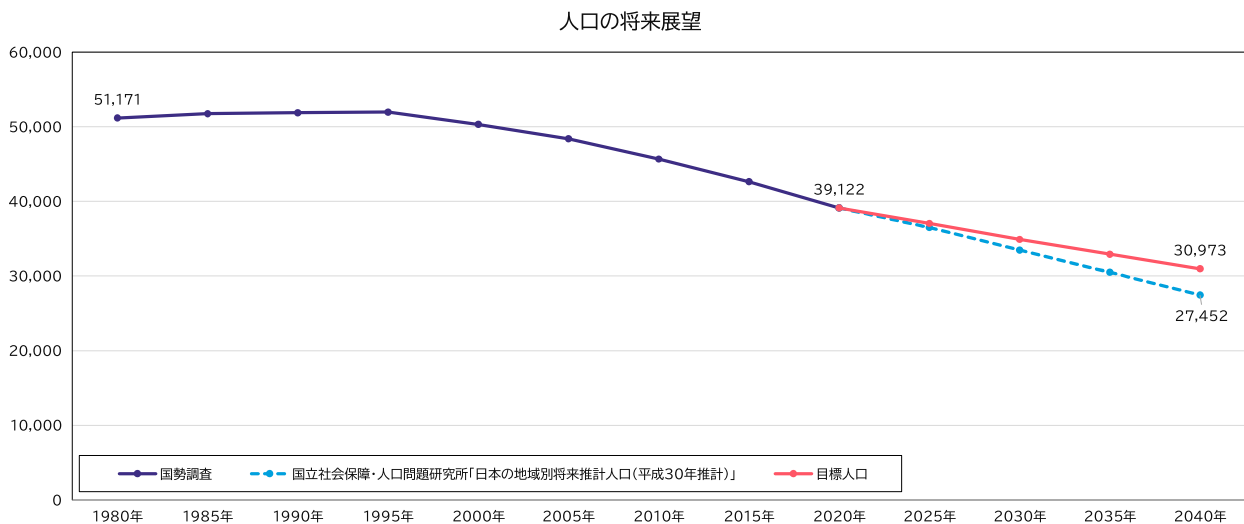
老年人口は生産年齢人口が順次老年期に入ることから、現在増加を続けていますが、令和7(2025)年には減少に転じる見込みです。



(出典：令和2年まで国勢調査
令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計値に基づく)

(5) 人口の将来展望

今後、桜川市の魅力を生かした雇用を創出し、20代・30代の若年層の移住・定住を進めるとともに、結婚・出産・子育て支援を強化することで出生数の増加を目指します。こうした施策に取り組むことにより、令和7(2025)年ごろには生産年齢人口が増加傾向に転じ、それに伴い年少人口も増えることで、令和8(2026)年に少なくとも37,000人の人口の維持を目指します。



(出典：令和2年まで国勢調査)

2. 財政の見通し

(1) 財政状況

桜川市の財政状況については、歳入・歳出ともに依然として厳しい状況となっております。

歳入面では、「第2章1. 人口の見通し」にあるように人口（特に生産年齢人口）の減少が続き、市民税の増収を見込むことが困難であることから、今後ますます交付税に依存する財政運営となることが予想されています。

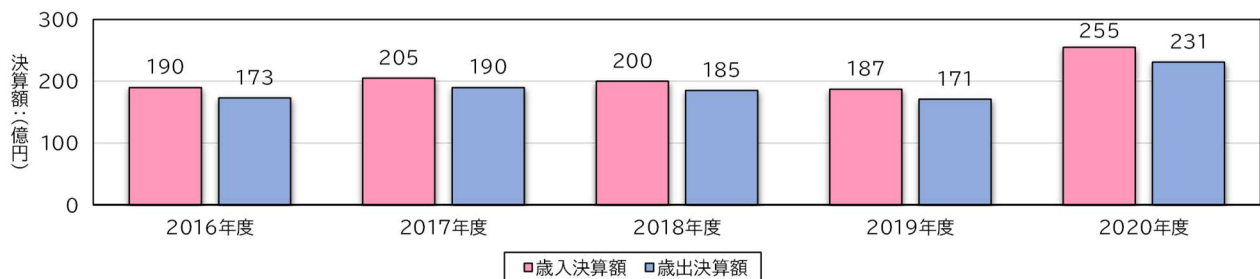
歳出面では、生活保護費に代表される扶助費の増加に加え、公共施設の老朽化に伴う改修などの多額の経費増大が見込まれます。

また、複合施設建設事業や新庁舎建設事業、さらに上曽トンネル整備事業等の大規模事業が始まっており、収支バランスを考慮した財政計画が必要となっております。

(2) 決算額の推移

各年度の歳入歳出決算額については、合併特例債事業に加え、特別定額給付金などの新型コロナウイルス感染症関係の臨時的経費があり、年度により増減がある状況です。

一般会計決算額

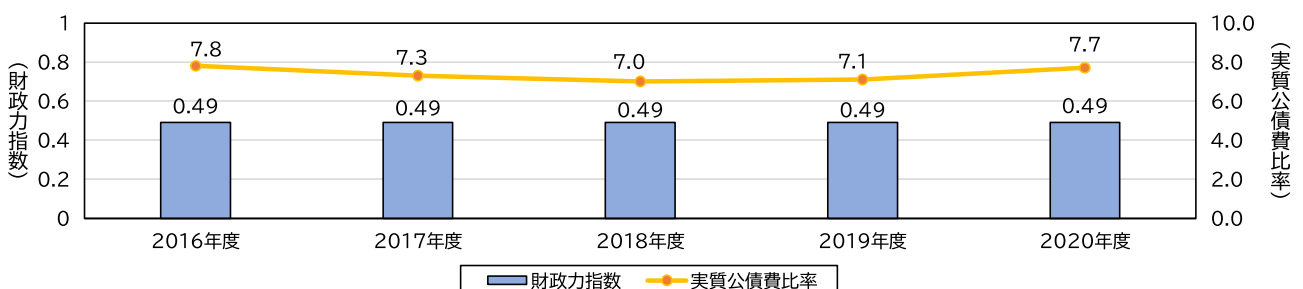


(3) 財政力指数などの推移

財政力指数^{※1}は、人口（特に生産年齢人口）の伸びがなく、行政に係る需要額の減少もないことから、横ばいで推移しています。

また、実質公債費比率^{※2}は、市債借入に対する交付税算入額の増加や固定資産税・地方消費税交付金等の増加により数値は改善傾向にありましたが、病院建設事業等の市債の元金償還が始まったことにより2019年度、2020年度は増加しました。

財政力指数などの推移



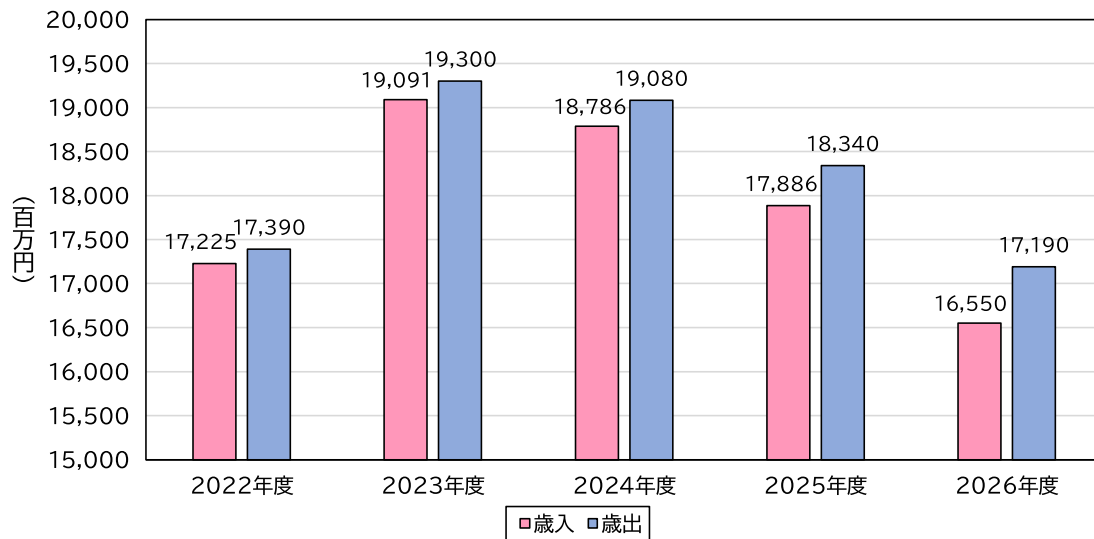
(4) 歳入・歳出の見通し

歳入面では、人口の増加が見込めないため、増収を見込むことは困難です。

歳出面では、複合施設建設事業や新庁舎建設事業、さらに上曽トンネル整備事業等の大規模事業に着手しており、2022 年度から 2026 年度においては歳入歳出差引額が歳出超過と予想され、財政調整基金の取り崩しを見込むこととなります。

これまで以上に経費の抑制に努め、行政評価により事業の効果や優先度・重要性を明らかにし、限られた財源を効果的・効率的に活用することが必要となります。

歳入・歳出額の見通し



(単位:百万円)

年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
財政調整基金残高	3,592	3,387	3,096	2,645	2,009

用語解説

- ※1：財政力指数とは、地方公共団体財政の体力を表すもの。この指数が1を超えると財政が豊かな団体とされ、地方交付税が交付されない。
- ※2：実質公債費比率とは、自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。通常、3年間の平均値を使用。18%以上だと、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要。25%以上だと借金を制限される。

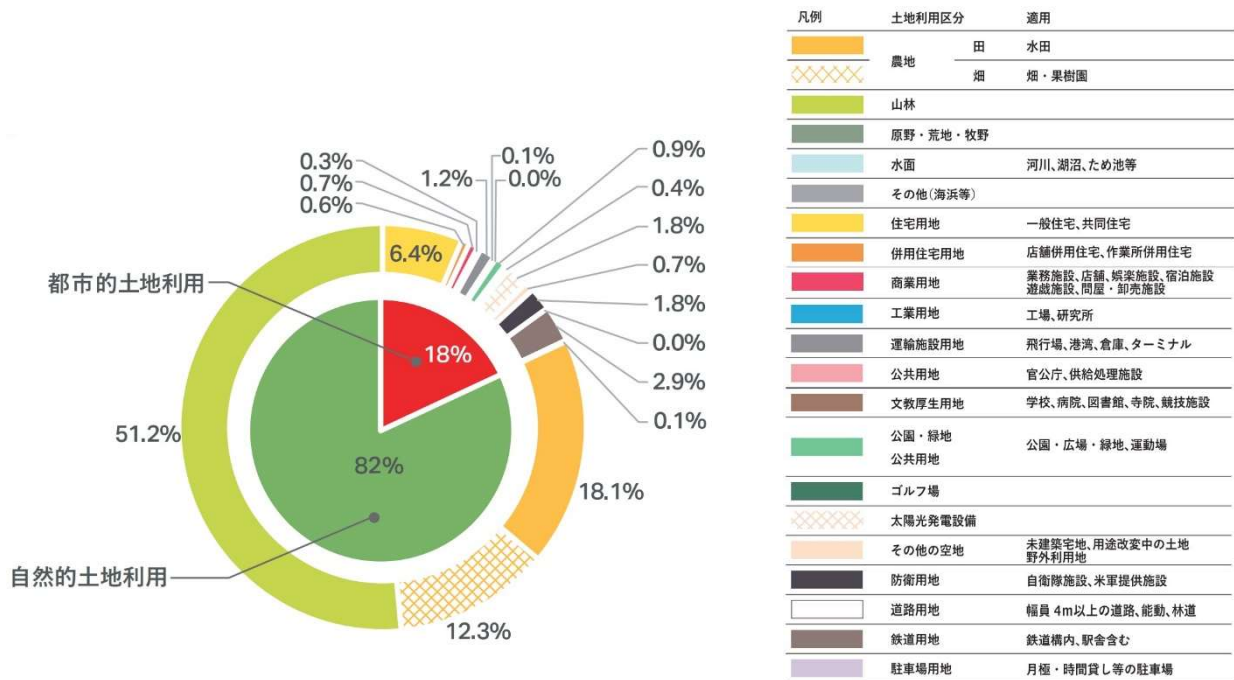
3. 土地利用の見通し

(1) 土地利用の現況

桜川市では、古くから自然地形を尊重した土地利用が行われてきました。人々の居住の場は、主に街道沿いや山裾、河川沿いに分布し、ヤマザクラが山々を彩る風景に包まれて豊かな暮らしを営んできました。このように自然と共生した土地利用が行われてきた結果、桜川市の土地利用構成は、自然的土地利用が全体の約82%を占めるのに対して、都市的・集落的土地利用は全体の約18%に限られています。自然的土地利用は、その過半が農用区域や自然公園地域^{※1}の指定を受けています。

本格的な人口減少社会を迎え、開発需要が低下する中で、この構成比は今後も続くと見込まれます。

なお、桜川市では、昭和52(1977)年に都市計画法の規定に基づく区域区分^{※2}が定められており、市域全体の約5%が市街化区域^{※3}に、約95%が市街化調整区域^{※4}にそれぞれ指定されています。



出典：

*平成27(2015)年都市計画基礎調査をもとに作成しています。

*都市的・集落的土地利用は、住宅用地、併用住宅用地、商業用地、工業用地、運輸施設用地、公共用地、文教厚生用地、公園・緑地、ゴルフ場、その他の空地、防衛用地、道路用地、鉄道用地及び駐車場用地です。

*自然的土地利用は、田、畑、山林・原野及び水面です。

(2) 土地利用の主な課題

桜川市では、人口の約 75%が市街化調整区域内の集落に居住しています。この区域は、高度経済成長期に設定された土地利用規制が色濃く残っており、地域コミュニティの衰退や集落環境の悪化の要因のひとつになっていると考えられます。このため、都市計画制度の見直しによる土地利用規制の適正化が求められています。

また、桜川市は、古くから市街地と集落とが密接に関わる都市構造を形成してきました。市街地は、医療、福祉、商業などの都市機能を担い、集落は、水源の涵養や里山の保全など都市機能以外の多面的機能を発揮して桜川市の都市基盤を側面から支えています。そのような中、桜川市では、都市構造の中核となる拠点が存在しないことから市民の日常生活圏が拡散する傾向にあり、自立的な都市圏を構築するために新たな拠点の形成を図ることが求められています。

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
市街化区域 面積 (ha)	-	813	812	844	844	851	851	851	851
市街化区域 構成比	-	4.5%	4.5%	4.7%	4.7%	4.7%	4.7%	4.7%	4.7%
市街化調整区域 面積 (ha)	-	17,193	17,194	17,162	17,162	17,155	17,155	17,155	17,155
市街化調整区域 構成比	-	95.5%	95.5%	95.3%	95.3%	95.3%	95.3%	95.3%	95.3%
合計 面積 (ha)	18,006	18,006	18,006	18,006	18,006	18,006	18,006	18,006	18,006

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
市街化区域 人口 (人)	-	13,162	13,780	13,585	13,546	13,074	12,402	11,901	11,739
市街化区域 構成比	-	25.7%	26.6%	26.2%	26.1%	26.0%	25.6%	26.1%	27.5%
市街化調整区域 人口 (人)	-	38,009	37,986	38,295	38,426	37,260	35,998	33,772	30,893
市街化調整区域 構成比	-	74.3%	73.4%	73.8%	73.9%	74.0%	74.4%	73.9%	72.5%
合計 人口 (人)	50,333	51,171	51,766	51,880	51,972	50,334	48,400	45,673	42,632

用語解説

- ※1：自然公園地域とは、自然公園法により定められた、自然の景観を保護し、国民の保健に資することを目的とした地域。
- ※2：区域区分とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域と市街化調整区域との区分で、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、国の同意を得て都道府県が定めるもの。
- ※3：市街化区域は、都市計画法第7条第2項に規定する区域で、すでに市街地を形成している区域（既成市街地）や優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（新市街地）。
- ※4：市街化調整区域は、都市計画法第7条第3項に規定する市街化を抑制すべき区域で、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために定めるもの。

(3) 土地利用基本構想

土地利用の現況と課題を踏まえ、次のとおり土地利用基本構想を掲げます。

桜川市は、先人たちから受け継いだ“まち”とそれを包む豊かな自然とが織り成すこの原風景が、かけがえのない市民共有の財産であることを自覚し、これを守り、育み、その価値を一層高め、次世代へと住み継いでいくことを目指します。

そのために、土地利用にあたっては公共の福祉を優先させ、土地利用のあり方を「量の拡大」から「質の向上」へと転換します。都市的土地利用は、拠点に集約しつつ、拠点以外の地域では原則抑制し、集落的土地利用は、自然的土地利用との調和を図りつつ、地域の合意形成のもと、計画的な誘導に努めます。

(4) ゾーニング別土地利用基本構想

市全域を対象とする土地利用の一般則として、次のとおりゾーニング別土地利用基本構想を定めます。

① 複合産業誘導ゾーン

複合産業誘導ゾーンは、市街化区域のうち、商業、業務、工業その他の用途によって構成される複合産業用途に供することが想定される地域です。このゾーンでは、複合産業用途の導入を優先し、これを阻害するおそれのある用途の抑制を図ります。

② 市街地ゾーン

市街地ゾーンは、市街化区域のうち、現に住居、商業、業務その他の用途に供され、又は供されることが想定されている地域です。このゾーンでは、現に形成されている住居、商業、業務その他の用途の環境の保護を優先し、工業の用途の抑制を図ります。

③ 工業生産ゾーン

工業生産ゾーンは、(ア)市街化区域のうち、現に工業の用途に供され、又は供されることが想定される相当規模の一団の地域や(イ)市街化調整区域のうち、現に工業の用途に供されている相当規模の一団の地域です。このゾーンでは、現に形成されている工業の用途の環境の保護を優先し、住居の用途の抑制を図ります。

④ 農業振興ゾーン

農業振興ゾーンは、市街化調整区域のうち、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業振興地域(自然共生ゾーンに係る地域を除く。)です。このゾーンでは、農業上の土地利用の保護を優先し、都市的土地利用の抑制を図ります。

⑤ 自然共生ゾーン

自然共生ゾーンは、市街化調整区域のうち、自然公園地域、自然環境保全地域、保安林及び国有林に係る地域です。このゾーンでは、自然的土地利用の保護を優先し、都市的土地利用の抑制を図ります。ただし、自然的土地利用との調和を図りつつ、これらを観光資源として活用する場合には、この限りではありません。

(5) 拠点別土地利用基本構想

都市構造の拠点となる地域を対象とする土地利用の特別則として、次のとおり拠点別土地利用基本構想を定めます。これは、ゾーニング別土地利用基本構想に優先します。

① 桜川・筑西IC周辺地区

桜川・筑西IC周辺地区は、将来的な市街化区域への編入を視野に、計画的かつ段階的なインフラの整備と医療、福祉、商業その他の高次都市機能の集積を図り、市の中核となる新たな複合都市拠点の形成を推進します。

② 岩瀬市街地

岩瀬市街地は、市民の日常生活を支援する生活支援型の都市拠点として、引き続き、生活支援機能の維持・増進に努めるとともに、長期的かつ継続的なインフラの整備を図り、良好な住環境の形成に努めます。

③ 羽黒市街地

羽黒市街地は、生活支援型の都市拠点として、新たな生活支援機能の集約・確保に努めます。

また、農地や雑種地などが残り、計画的な市街地の形成が進展していない地区にあっては、土地利用計画の見直しを視野に検討を進めます。

④ 大和市街地

大和市街地は、行政機能の集まった行政機能型の都市拠点として、現在の行政機能の維持・増進を図るとともに、新たな行政機能の集約・確保を図ります。また、農地や雑種地などが残り、計画的な市街地の形成が進展していない地区にあっては、土地利用計画の見直しを視野に検討を進めます。

⑤ 真壁市街地

真壁市街地は、生活支援型の都市拠点として、生活支援機能の維持・増進に努めるとともに、計画的なインフラの整備を図り、重要伝統的建造物群保存地区をはじめとする歴史資源を生かした風格のあるまちづくりを推進します。

⑥ 工業団地・石材団地

つくば真壁工業団地と台山高森工業団地は、工業生産機能に特化した工業専用型の工業拠点として、現在の工業生産機能の維持・増進に努めます。

南飯田地区、間中地区及び稲地区は、集落共生型の工業拠点として、現在の工業生産機能の維持に努めつつ、土地利用計画の見直しを視野に検討を進めます。

真壁石材谷貝団地と真壁石材塙世団地は、工業専用型の工業拠点として石材業の特性にふさわしい都市機能の維持・増進に努めます。

⑦ 集落生活圏

水源の涵養や里山の保全などの多面的機能を発揮する集落は、自然的土地利用が全体の約 82%を占める桜川市にとってなくてはならない存在です。また、歴史と伝統を受け継ぎ、自治的な共助機能を備えた地域コミュニティは、人口減少・少子高齢社会に対応し得る可能性を秘めた貴重な資産であると考えられます。

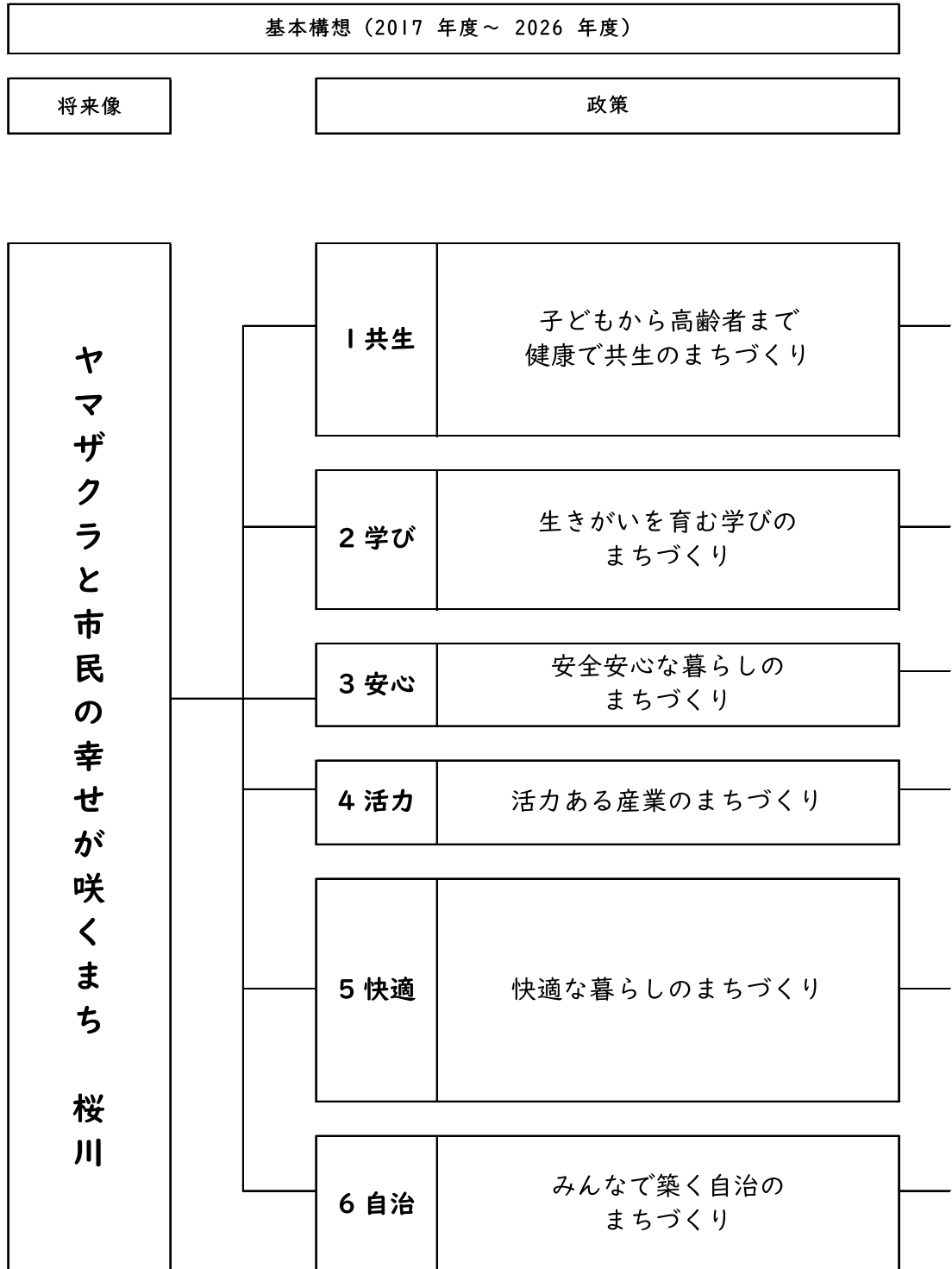
桜川市は、市街化調整区域内の集落を次世代へ継承していくことを目指し、集落が構成する自立的な日常生活圏（集落生活圏）の形成を支援するとともに、その制度的基盤として、農業による土地利用と調和を図りつつ、地区計画の策定を推進します。

また、良好な住環境が形成されている郊外住宅地や公園など集落生活圏の一部を構成する地区では、それぞれの地区にふさわしい土地利用の形成又は転換に努めます。

第3編 後期基本計画

第I部 後期基本計画の構成と分野別基本計画

序章 後期基本計画の構成



基本計画（2022年度～2026年度）

分野別基本計画（施策）

政策分野毎に全ての施策を網羅した計画

1 - 1	子育て支援の充実と少子化対策の推進
1 - 2	健康づくりの推進
1 - 3	地域医療体制の充実
1 - 4	地域福祉の推進
1 - 5	障がい者福祉の充実
1 - 6	高齢者福祉の推進
1 - 7	社会保障制度の健全運営

2 - 1	学校教育の充実
2 - 2	生涯学習・芸術文化活動の推進
2 - 3	青少年の健全育成
2 - 4	生涯スポーツ活動の振興
2 - 5	文化財の保存活用

3 - 1	消防・防災対策の充実
3 - 2	防犯・消費生活対策の推進
3 - 3	交通安全対策の推進

4 - 1	農林業の振興
4 - 2	商工業の振興
4 - 3	観光の振興

5 - 1	計画的な土地利用の推進
5 - 2	景観の良い住環境の保全
5 - 3	道路網の整備
5 - 4	公共交通の充実
5 - 5	下水道の整備
5 - 6	上水道の整備
5 - 7	廃棄物の抑制と適切な処理
5 - 8	生活環境の保全

6 - 1	市民協働のまちづくり
6 - 2	人権尊重のまちづくり
6 - 3	時代に合った自治体運営
6 - 4	組織経営と人事マネジメントの充実
6 - 5	健全な財政運営の推進

ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト

分野別基本計画のうち、政策分野を横断して、優先的かつ重点的に実施する取り組みをプロジェクトとして再構成

1	そっと差し伸べられた手、温もりとやさしさに包まれたまちづくり
---	--------------------------------

2	降り注ぐ太陽のような眩しくきらめくまちづくり
---	------------------------

3	風を感じたくなる居心地よいまちづくり
---	--------------------

4	ヤマザクラの歩みとともに、夢が語れる、歴史が語れるまちづくり
---	--------------------------------

後期基本計画における SDGsの位置づけ

■SDGsの推進

「SDGs (エスディーゼーズ)」とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で採択された国際社会共通の目標です。2030年を達成期限とした17の目標と、これを達成するための169のターゲットを掲げ、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し国際社会全体が取り組んでいます。



■後期基本計画における SDGsの位置づけ

桜川市第2次総合計画後期基本計画においては、市の将来像の実現のための各施策にSDGsの17の目標を紐付けて、取り組みの推進又は指標の目標値を達成することにより、持続可能なまちづくりを目指していくものです。

ヤマザクラと市民の幸せが咲く
持続可能なまちづくりに向けて



各施策と
紐づけ
重点
プロジェクトと
紐づけ

後期基本計画

第1部 31の施策
第2部
ヤマザクラと市民の幸せを
咲かせるプロジェクト

実現のための
取組推進

桜川市
将来像

■SDGs と自治体行政の関係

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p><u>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</u></p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p><u>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</u></p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p><u>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</u></p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p><u>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</u></p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいと言えます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組みは重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p><u>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</u></p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組みと言えます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p><u>すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する</u></p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p><u>手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</u></p> <p>公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出したりする等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割と言えます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p><u>すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用及びディーセント・ワークを推進する</u></p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p><u>レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る</u></p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に地元企業の支援などを盛り込むことで、新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>

	<p>国内及び国家間の不平等を是正する</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p>都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする</p> <p>包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
	<p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p>森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有すると言えます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>公正、平和かつ包摂的な社会を推進する</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割と言えます。</p>
	<p>持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典：UCLG (United Cities and Local Governments) (「私たちのまちにとってのSDGs (持続可能な開発目標) - 導入のためのガイドライン (2018年3月版 (第2版))」(自治体SDGsガイドライン検討委員会編集))

施策分野	1 弱者をなくそう	2 問題をゼロに	3 すべての人に健康を強める	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
政策1 共生 子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり						
1-1 子育て支援の充実と少子化対策の推進	●		●	●	●	
1-2 健康づくりの推進			●			
1-3 地域医療体制の充実			●			
1-4 地域福祉の推進	●		●		●	
1-5 障がい者福祉の充実			●			
1-6 高齢者福祉の推進			●			
1-7 社会保障制度の健全運営			●			
政策2 学び 生きがいを育む学びのまちづくり						
2-1 学校教育の充実	●			●		
2-2 生涯学習・芸術文化活動の推進				●		
2-3 青少年の健全育成		●		●	●	
2-4 生涯スポーツ活動の振興			●			
2-5 文化財の保存活用				●		
政策3 安心 安全安心な暮らしのまちづくり						
3-1 消防・防災対策の充実						
3-2 防犯・消費生活対策の推進			●			
3-3 交通安全対策の推進						
政策4 活力ある産業のまちづくり						
4-1 農林業の振興		●				
4-2 商工業の振興						
4-3 観光の振興						
政策5 快適 快適な暮らしのまちづくり						
5-1 計画的な土地利用の推進						
5-2 景観の良い住環境の保全						
5-3 道路網の整備						
5-4 公共交通の充実						
5-5 下水道の整備			●			●
5-6 上水道の整備			●			●
5-7 廃棄物の抑制と適切な処理						●
5-8 生活環境の保全						●
政策6 自治 みんなで築く自治のまちづくり						
6-1 市民協働のまちづくり			●		●	
6-2 人権尊重のまちづくり	●				●	
6-3 時代に合った自治体運営						
6-4 組織経営と人事マネジメントの充実			●		●	
6-5 健全な財政運営の推進						

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人の間の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくも責任 つからせよう	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ を守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナシップで 目標を達成しよう
			●						●	
			●							
			●							
			●							●
			●						●	
			●							
				●						
				●						
				●	●					
				●						
				●						
				●						
				●						
				●			●			
				●			●			
				●			●	●		
●				●	●	●	●	●		
				●						
	●		●						●	
			●						●	
			●	●					●	●
			●	●					●	●

各施策に関する課を記載しています。

関係課：健康推進課、こども園、幼稚園、学校教育課、国保年金課、農林課、生活環境課

主管課：児童福祉課

施策名

↑ - 1 子育て支援の充実と少子化対策の推進

各施策に紐づくSDGs 17のゴールを示しています。

SDGs 17: パートナーシップを強化する

施策の目指す姿 安心して子どもを産み、子育てができている。

各施策の目指す姿を記載しています。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	成果指標	子育てがしやすいまちだと思う割合	50.8%	55.0%
②	成果指標	子育てが楽しいと感じる保護者の割合	82.4%	88.0%
③	成果指標	仕事と子育てが両立できていると思う保護者の割合	66.5%	70.0%
④	活動指標	ファミリー・サポート・センター(※1)を利用した保護者の年間延べ利用者数	0人	20人

各施策の現状を記載しています。

現状

- ◇ 市内には、認可保育所が1箇所、認定こども園が5箇所、小規模保育所が1箇所あり、多子世帯へ利用負担額の助成をしています。また、平井市からは筑西市との契約で西部メディカルセンターで内で病児保育を実施しています。子育てしやすいと感じる市民の割合が減少傾向にあり、出産・育児に伴う経済的負担の大きさや、育児に対する不安など保護者の心理的負担が増えています。ファミリー・サポート・センター事業として、援助会員が依頼会員の子どもを自宅で預かる取り組みを行っています。
- ◇ 子育て中の家庭を対象に子どもの遊び場確保と保護者の交流の場として、子育て支援センターを市内3箇所に設けています。
- ◇ 放課後学童クラブ(※2)を小学校単位で開設し、平成27(2015)年4月から対象年齢を小学校6年生まで拡大して受け入れています。
- ◇ 令和元(2019)年度に「第2期 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の子育て支援のための総合的かつ計画的な取り組みを進めています。
- ◇ 若者に出会いの場を提供し、結婚支援を行っています。

各施策に設定した目標指標を記載しています。

各施策の課題を記載しています。

課題

- ◆ 家庭状況が多様化しており、保護者の子育てニーズに対応できる支援体制の構築が必要です。
- ◆ ファミリー・サポート・センターの利用者が少なく、事業の周知及び改善が必要です。
- ◆ 放課後学童クラブの利用児童が増加したことにより、支援員の確保が必要です。
- ◆ 子育て中の親同士の交流を促進する場所や機会の確保など、保護者が子育てを楽しんでいる環境の整備・拡充が求められています。
- ◆ 親家庭など低所得世帯への就労や子育て支援が必要です。
- ◆ 育児に伴う経済的支援の充実化が求められています。
- ◆ 幅広い出会いの場を提供するため、いばらき出会いサポートセンターの活用やNPOなどと連携した取り組みが求められています。

各施策の目指す姿を実現するための手段を記載しています

施策目指す姿を実現するための手段

1-1-1 子育ての支援体制の充実

ライフスタイルが多様化する保護者のニーズに沿って、子育てと就労の両立を支援します。

- | | |
|---------------------------|------------------------------------|
| ◎必要な保育施設や保育士の確保 | ◎ファミリー・サポート・センター事業の周知及び改善、会員間の交流促進 |
| ◎保護者の復職に伴う低年齢児の保育施設への受け入れ | ◎放課後学童クラブの施設整備や支援員の確保 |
| ◎延長保育、一時預かり保育などの充実 | ◎さまざまな保育サービスを保護者が安全安心に利用できる環境の構築 |

1-1-2 保護者相談体制の充実

子どもや家庭の状況に応じた相談体制の充実を図ります。

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| ◎子育て世帯の交流や子どもの育成への支援体制の充実 | ◎要保護児童の早期発見と関係機関の連携による適切な保護 |
| ◎家庭児童相談に対する支援体制の強化 | ◎児童虐待に対する予防対策の充実 |

1-1-3 経済面の子育て支援

子育て世帯を経済的に支援し負担を軽減します。

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ◎医療費助成や各種手当などによる子育て支援 | ◎妊娠・出産費用への支援 |
| ◎教育や保育施設利用者負担額への支援 | ◎新たな経済支援のあり方の検討 |

各施策の市民の役割を記載しています。

各施策の行政の役割を記載しています。

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> 子育てについて学び考え、保護者としての自覚と責任を持ちます。 子育て仲間と一緒に育児を楽しみ、悩みを相談しあえる関係をつくります。 子どもの健やかな成長を家庭や地域社会全体で支えます。 結婚・出産・育児に対して関心を持つようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関する精神的、経済的な不安や負担を軽減する支援を行います。 これから親になる人に子育ての楽しさを知ってもらう機会を提供します。 地域の子育て経験者や住民が力を合わせ、地域全体で子どもを守り育てる体制づくりを支援します。 出会いの場を提供し、結婚を希望する人を応援していきます。

主な関連計画

第2期 子ども・子育て支援事業計画（2020～2024）

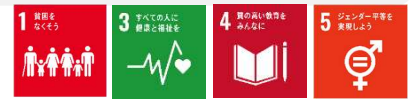
- さくらがわスマイル子どもプラン -

用語解説

- 1：ファミリー・サポート・センターとは、育児の手助けを受けたい人（依頼会員）と手助けしたい人（援助会員）が会員になり、子育てについて助け合う会員組織です。
- 2：学童クラブとは、仕事などで保護者や家族が昼間家庭にいない児童に対し、放課後や土曜日、夏休みなどに安全に過ごせる居場所を提供し、健全育成を図ることを目的とした制度です。

各施策に関連する個別の計画名を掲載しています。

用語の説明は各施策の右下に記載しています。



1-1 子育て支援の充実と少子化対策の推進

施策の目指す姿

安心して子どもを産み、子育てができています。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	成果指標	子育てがしやすいまちだと思える割合	50.8%	55.0%
②	成果指標	子育てが楽しいと感じる保護者の割合	82.4%	88.0%
③	成果指標	仕事と子育てが両立できていると思う保護者の割合	66.5%	70.0%

現状

- ◇ 市内には、認可保育所が1箇所、認定こども園が5箇所、小規模保育施設が1箇所、幼稚園が1箇所あります。利用者負担額については、多子世帯の保育施設利用に係る経済的負担の軽減を目的に、市の事業による第2子・第3子以降の子に対する負担額の助成を行っています。平成30(2018)年10月からは筑西市との契約により、西部メディカルセンター内で病児保育を実施しています。
- ◇ 出産・育児に伴う経済的負担の大きさや、育児に対する不安など保護者の心理的負担が増えています。
- ◇ ファミリー・サポート・センター^{*1}事業として、援助会員が依頼会員の子どもの預かる取り組みを行っています。
- ◇ 子育て中の家庭を対象に子どもの遊び場確保と保護者の交流の場として、子育て支援センターを市内3箇所に設けています。
- ◇ 放課後学童クラブ^{**2}を小学校単位で開設し、小学校6年生まで拡大して受け入れています。
- ◇ 平成31(2019)年度に「第2期 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の子育て支援のための総合的かつ計画的な取り組みを進めています。
- ◇ 若者に出会いの場を提供し、結婚支援を行っています。
- ◇ 少子化が進行している状況においても、子育て世帯の女性就業率の上昇などにより就労世帯が利用しやすい環境を整え、対策を継続して行っております。

課題

- ◆ 社会的環境の変化から、仕事と子育ての両立を希望する保護者を支援する子育ての環境の充実が求められています。
- ◆ 特別な支援が必要な子どもが増加傾向にあり、一人ひとりの特性等に配慮した支援が求められています。
- ◆ ファミリー・サポート・センターの利用者が少なく、事業の周知及び改善が必要です。
- ◆ 放課後学童クラブの利用児童が増加したことにより、支援員の確保が必要です。
- ◆ 子育て中の親同士の交流を促進する場所や機会の確保など、保護者が子育てを楽しめる環境の整備・拡充が求められています。
- ◆ ひとり親家庭など低所得世帯への就労や子育て支援が必要です。
- ◆ 出産・育児に伴う経済的支援の充実化が求められています。
- ◆ 若者に幅広い出会いの場を提供するため、いばらき出会いサポートセンターの活用やNPO^{**3}法人などと連携した取り組みが求められています。

施策の目指す姿を実現するための手段

1-1-1 子育ての支援体制の充実

ライフスタイルが多様化する保護者のニーズに沿って、子育てと就労の両立を支援します。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">◎必要な保育施設や保育士の確保◎保護者の復職に伴う低年齢児の保育施設への受け入れ◎延長保育、一時預かり保育などの充実
◎ファミリー・サポート・センター事業の周知徹底及び利用者のニーズ確認による事業内容の改善、援助会員の育成 | <ul style="list-style-type: none">◎放課後学童クラブの施設整備や支援員の確保◎全ての子どもが健やかに成長し、安心して子育てができる環境の整備◎個々の発達状態に合わせた保育サービスの充実 |
|--|---|

1-1-2 保護者相談体制の充実

子どもや家庭の状況に応じた相談体制の充実を図ります。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">◎子育て世帯の交流や子どもの育成への支援体制の充実◎家庭児童相談に対する支援体制の強化 | <ul style="list-style-type: none">◎要保護児童の早期発見と関係機関の連携による適切な保護◎児童虐待に対する予防対策の充実 |
|--|--|

1-1-3 経済面の子育て支援

子育て世帯を経済的に支援し負担を軽減します。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">◎医療費助成や各種手当などによる子育て支援◎教育や保育施設利用者負担額への支援 | <ul style="list-style-type: none">◎妊娠・出産費用への支援◎新たな経済支援のあり方の検討 |
|--|--|

1-1-4 結婚の応援

若者の結婚に対する意識醸成を図ります。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">◎結婚を希望する若者への婚活支援 | <ul style="list-style-type: none">◎NPO法人などと連携した婚活パーティーの開催 |
|--|---|

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">・ 子育てについて学び考え、保護者としての自覚と責任を持ちます。・ 子育て仲間と一緒に育児を楽しみ、悩みを相談し合える関係をつくります。・ 子どもの健やかな成長を家庭や地域社会全体で支えます。・ 結婚・出産・育児に対して関心を持つようにします。	<ul style="list-style-type: none">・ 子育てに関する精神的、経済的な不安や負担を軽減する支援を行います。・ これから親になる人に子育ての楽しさを知ってもらう機会を提供します。・ 地域の子育て経験者や住民が力を合わせ、地域全体で子どもを守り育てる体制づくりを支援します。・ 出会いの場を提供し、結婚を希望する人を応援していきます。

主な関連計画

- ・ 第2期 子ども・子育て支援事業計画
- さくらがわスマイル子どもプラン -

用語解説

- ※1：ファミリー・サポート・センターとは、育児の手助けを受けたい人（依頼会員）と手助けしたい人（援助会員）が会員になり、子育てについて助け合う会員組織のこと。
- ※2：学童クラブとは、仕事などで保護者や家族が昼間家庭にいない児童に対し、放課後や土曜日、夏休みなどに安全に過ごせる居場所を提供し、健全育成を図ることを目的とした施設のこと。
- ※3：NPO（P9参照）



1-2 健康づくりの推進

施策の目指す姿

自ら健康づくりに取り組み、元気に暮らしている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	成果指標	健康で元気に暮らしていると思う市民の割合	76.4%	80.0%
②	活動指標	特定健診※1 受診率	27.4%	62.0%
③	活動指標	乳幼児健診受診率	95.0%	96.2%

現状

- ◇ 健康で元気に暮らしていると思う市民の割合は76.4%で前期計画目標値の79.0%には達していませんが、平成27(2015)年の73.3%から少しずつ上昇している状況です。市民の健康意識や健康づくりの取り組みが定着しつつあります。
- ◇ 特定健診やがん検診の受診率は、新型コロナウイルス感染予防のため予約制となった影響を受け27.4%と以前より減少しました。
- ◇ 子宮頸がん・乳がん検診の受診率も上記同様の要因により減少しました。しかし、無料クーポン券の交付や個別医療機関の拡充と受診勧奨通知により、令和2(2020)年(県速報値)の県内受診率順位は子宮頸がん検診3位、乳がん検診8位と高い受診状況です。
- ◇ 市民の更なる健康増進に取り組むため、「第2次桜川市さき健康プラン」を平成31(2019)年3月に策定しました。さき健康プラン策定時のアンケート調査結果(平成30(2018)年)では、「塩分を控えるよう実行している人の割合」は54.3%、「普段睡眠休養が取れていない人」の割合は23.2%、「週2回以上定期的な運動をしている人」の割合は28.8%です。
- ◇ 乳幼児健診の受診率は95%ですが横ばい状態です。健診未受診者には家庭訪問を行い、発育や発達、育児状況の確認をしています。歯科保健では、「むし歯のない割合」は3歳児88.6%、小学生42.8%、中学生49.2%と、年齢が高くなるにつれ、むし歯罹患率が高くなります。
- ◇ 定期予防接種の接種率は、高齢者ではインフルエンザが72.4%、子どもでは、麻しん・風しん予防接種(MR)第1期が106.3%、第2期が93.5%と高い状況です。
- ◇ 市民アンケートの「市政で関心のある分野について」は、「子育て支援の充実と少子化対策推進」41.4%、「健康づくりの推進」24.7%と関心が高い状況です。市民の優先度評価結果では、「健康づくりの推進」は、優先度も高く満足度も高い評価です。

- ◆ 心身及びその健康について正しい知識や情報を入手することは、主体的に行動し健康を享受するために必要です。生涯を通じて健康上の問題に着目し、自ら健康づくりに取り組めるよう健康意識の啓発や環境整備が求められます。幼少期からの適切な生活習慣の獲得は、成人期・老年期における生活習慣病予防や介護予防に繋がります。健康づくりには行政や個人行動だけではなく、地域の繋がりが重要です。
- ◆ 特定健診やがん検診の受診率を向上させ、生活習慣病の重症化予防やがんの早期発見をするため、健診などが受けやすい体制の整備が必要です。また、未受診者への受診勧奨や無関心層の方へ、健診の啓発を実施し、新規受診を促進する取り組みが求められます。
- ◆ 感染症の予防、重症化予防及び感染症のまん延防止のため、感染症予防対策の啓発や予防接種事業を推進することが求められています。また、関係機関と連携し新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の発生に備えることが必要です。
- ◆ 少子化や核家族化の進行により、子育て環境や子育ての意識も多様化しており、育児相談や訪問などで個々への対応が求められます。育児の孤立や虐待防止のために、訪問やオンライン面接などを活用した相談支援等を推進し、切れ目のない支援体制づくりが必要です。子育て世代包括支援センターを中心とした関係機関や他職種との連携強化が必要です。
- ◆ 保健事業の効果的・効率的な実施のため、環境変化に応じた運用見直しや真壁保健センターの取り扱いも含めた事業実施拠点の確保が必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段

1-2-1 健康づくりの推進

自ら進んで行う健康的な生活習慣づくりに向け、健康意識の普及啓発や取り組みを支援し、ソーシャルキャピタル^{※2}の醸成を推進します。

特定健診やがん検診を定期的に受診できる体制を整え、疾病予防及び重症化予防に努めます。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◎健康相談や健康教室の開催によるヘルスリテラシー^{※3}の向上の促進 ◎健康推進員会や食生活改善推進員協議会との協働による健康づくり活動の推進 ◎疾病（感染症）予防対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◎パーソナルヘルスレコード（PHR）^{※4}の利活用の推進 ◎特定健診やがん検診の受診機会の拡充 ◎特定保健指導や精密検査者の受診勧奨 |
|--|--|

1-2-2 母子支援体制の充実

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、切れ目のない母子の健康づくりを支援します。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◎健診や相談、家庭訪問体制の充実 ◎ICT^{※5}を活用した子育て支援の推進 ◎療育支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◎子育て世代包括支援センターを基盤とした関係機関との連携、地域支援体制の整備 ◎プレコンセプション（受胎前）ケアから、不妊治療費助成やメンタルケアも含めた包括的な女性の健康づくり支援体制の構築 |
|--|---|

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> 健康相談や健康教室などに積極的に参加し、疾病やその予防について正しい知識を得て、自ら健康づくり活動に取り組みます。 「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、年に1回は特定健診やがん検診を受診します。 基本的な感染予防対策（手洗い、咳エチケット等）を行います。 予防接種の重要性を理解し、適切な時期に接種します。 保護者は、乳幼児健診などを積極的に受け、子どもの健康の保持増進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康推進委員会や食生活改善推進員協議会と協働して、生活習慣病予防やがん予防、こころの健康づくりに関する知識などの普及啓発や取り組みへの支援を行います。 特定健診やがん検診の受けやすい体制を整え、未受診者の受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。 感染症に関する正確でわかりやすい情報提供や、感染予防対策の普及啓発に取り組みます。 予防接種に関する正しい知識の普及と接種率の向上のための啓発に取り組みます。 特定保健指導^{※6}やがん検診の精密検査者の受診勧奨をします。 乳幼児健診などの未受診児対策、健診後の経過観察や療育支援を行います。 育児不安や負担を軽減できるよう訪問やオンライン面接を取り入れた相談体制の充実に努めます。

主な関連計画

- 第2次桜川市きらり健康プラン
- 第2期データヘルス計画
- 第3次特定健診実施計画
- 健やか親子21
- 第2次桜川市次世代育成支援行動計画
- 茨城県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画
- 新型インフルエンザ等対策行動計画
- 桜川市子ども・子育て支援事業計画
- 第8期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 第3次健康いばらき21プラン
- 健康日本21

用語解説

- ※1：特定健診（特定健康診査）とは、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」に着目し、メタボ該当者やその予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする方を選定するために行うものこと。
- ※2：ソーシャルキャピタルとは、人々の協調行動を活発にすることにより、社会の効率性を高めることができるという考えのもと、社会や地域における人々の信頼関係やつながりが重要であるとする概念のこと。
- ※3：ヘルスリテラシーとは、健康に関連する情報を探し出し、理解して、意思決定に活用し、適切な健康行動に繋げる能力のこと。
- ※4：パーソナルヘルスレコード（PHR）とは、個人の健康・医療・介護に関する情報を指し、自分自身で生涯にわたって管理・活用することによって、自己の健康状態にあったサービスの提供を受けることができることを目指すもの。母子健康手帳、学校健診結果、定期健康診断結果、お薬手帳などをデジタル化し「PHR」としてクラウドやモバイルを使用して利活用する仕組みのこと。
- ※5：ICT（P8参照）
- ※6：特定保健指導とは、特定健診を受けた後に、メタボリックシンドロームの危険度に応じて、生活習慣の改善が必要な方に行われる保健指導のこと。



1-3 地域医療体制の充実

施策の目指す姿

地域で相談ができる「かかりつけ医」などを持ち、
必要時には専門医療を受けられる。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	成果指標	地域で適切な医療を受けられると思う市民の割合	53.3%	55.0%
②	活動指標	かかりつけ医を持つ市民の割合	67.2%	70.0%

現状

- ◇ 平成30（2018）年10月に、病院の再編統合により開院した、さくらがわ地域医療センターについては、指定管理制度を導入した公設民営方式により運営しています。
- ◇ 病院運営については、指定管理者の医療資源や経営ノウハウを生かし、内科、小児科、整形外科、眼科、外科を中心に、初期救急受入れや訪問看護事業など、市民に身近な医療を提供しています。
- ◇ 真壁医師会桜川支部所属の医療機関については、日曜祝日に診療を行う休日当番医療を実施しています。
- ◇ また、筑西広域病院群輪番病院において、日曜祝日と夜間は毎日の体制で休日夜間救急診療を実施しています。
- ◇ 市内医療機関については、一般診療を行いながら、コロナ禍における、発熱外来での診療やPCR検査、ワクチン接種を実施するとともに、各種健診事業を実施しています。

課題

- ◆ 地域医療の充実については、市民要望の優先度が高くなっており、地域で適切な医療を受けられるよう医療体制の充実が求められています。
- ◆ 休日当番医療については、市医師会との協力体制を構築し円滑な運営が必要です。
- ◆ 医師が少ない地域にあって、適切に医療資源を利用してもらうため、かかりつけ医などを持つ市民、かかりつけ医の役割の理解や、定着に向けて、普及啓発活動を推進することが必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段

1-3-1 市立病院の運営

将来にわたる地域医療提供体制の確保のため、指定管理者の医療資源や経営ノウハウを活かし、適正な病院運営に努めます。

◎指定管理制度による病院運営

◎病院事業運営評価

1-3-2 地域医療機関等との連携

地域で安心して医療が受けられるよう体制を整えます。

◎医療機関の役割分担と相互連携の推進

◎医療機関の適正受診の普及啓発

◎夜間や休日の救急体制の継続的な確保

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">適切な応急処置と医療の知識を身につけます。適切な医療や健康の相談などができる「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」を持って、医療の適正受診に努めます。	<ul style="list-style-type: none">将来にわたる地域医療提供体制を確保するため、適切な病院運営に努めます。地域医療機関等との連携により、地域医療提供体制の確保を図ります。「かかりつけ医」などを持つことの普及啓発活動を推進します。

主な関連計画

- 第7次茨城県保健医療計画
- 茨城県地域医療構想
- 桜川市公立病院改革プラン



1-4 地域福祉の推進

施策の目指す姿

地域で互いに支えあう意識が高まり、
積極的に福祉活動に参加している。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	活動指標	地域福祉活動 ^{※1} を行っている市民の割合	20.6%	30.0%
②	活動指標	高齢者見守りネットワーク事業所登録件数	97件	120件
③	活動指標	社会福祉協議会にボランティア登録をしている人の数	572人	580人

現状

- ◇ 本市では、「第3次地域福祉計画」、「第2次次世代育成支援事業計画」、「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「第3期障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」、「第2次さきり健康プラン」、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の個別計画を策定し、地域福祉事業を実施しています。
- ◇ 少子高齢化、核家族化の進行、個人の価値観の多様化などにより、地域のつながりが希薄になってきています。
- ◇ 急速な高齢化や人口減少により、社会福祉協議会にボランティア登録している人の数が前期計画時より3団体200名ほど減少しており、今後もさらに登録者数の減少が見込まれています。
- ◇ 地域福祉活動を支えてきた人の高齢化などにより、地域福祉活動に参加したことがある市民は、平成27(2015)年度市民アンケートでは26.4%であったが、令和2(2020)年度は20.6%と5.8%減少傾向にあります。しかし、若年層において、組織枠にとらわれず、友人や気の合う仲間と興味のある活動に参加する人は増えつつあります。
- ◇ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、日常生活や災害発生時に支援を必要とする人が増えています。
- ◇ ひきこもり、8050問題^{※2}、ヤングケアラー^{※3}、老々介護^{※4}、認知症高齢者の増加、生活困窮など、福祉課題が多様化、複雑化しています。

課題

- ◆ 地域福祉の担い手の減少や担い手の高齢化に対応していくため、元気な高齢者への意識啓発を行う必要があります。
- ◆ 社会福祉協議会に登録しているボランティア数を維持し、活動を継続することが必要です。
- ◆ 若年層や子どもたちが福祉・ボランティアに興味を持って取り組めるように、活動する機会・場所を設けて、地域福祉を推進する将来の担い手を育成することが必要です。
- ◆ 地域福祉活動の推進に中核的な役割を果たす市社会福祉協議会が、行政や各種団体との連携強化を図り、住民が抱える生活課題の解決など、事業や活動の強化を図ることが重要です。
- ◆ 高齢化、核家族化の進行や、多様化、複雑化する福祉課題へ対応するため、公助に加え、地域で声かけ・見守りを行うなど互助・共助の力が大切であり、地域住民がお互いに支え合う体制づくりが重要です。

施策の目指す姿を実現するための手段

1-4-1 地域の活動に参加できるまちづくりの推進

- ・ 地域活動への主体的な参加を促進します。
- ・ 地域での住民同士の交流を促進します。
- ・ 多機関連携を推進します。

- ◎情報提供の充実
- ◎地域活動への支援実施
- ◎地域活動を推進する人材育成

- ◎生きがいや健康づくりを通じた交流促進

- ◎多世代間の交流促進
- ◎活躍の場の創出
- ◎住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政など多機関連携

1-4-2 安心して暮らせるまちづくりの推進

- ・ 地域における安心・安全に対する活動を推進します。
- ・ ソーシャルインクルージョン^{※5}を推進します。

- ◎地域における見守り活動の推進
- ◎地域における防犯活動の推進
- ◎地域における防災活動の推進

- ◎自立支援の推進
- ◎バリアフリー^{※6}の推進

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">・ 支援を必要とする人々を地域で支える地域福祉の考え方に対する正しい認識と理解に努めます。・ 地域福祉活動などに積極的かつ継続的に参加します。	<ul style="list-style-type: none">・ 市民の誰もが安心した生活を送ることのできる地域社会づくりに努めます。・ 地域福祉活動への市民参加を支援します。

主な関連計画

- ・ 第3次地域福祉計画
- ・ 第8期高齢者福祉計画
- ・ 第3期障害者計画
- ・ 第2期障害児福祉計画
- ・ 第2期子ども・子育て支援事業計画
- ・ 第2次次世代育成支援事業計画
- ・ 第8期介護保険事業計画
- ・ 第6期障害福祉計画
- ・ 第2次きらり健康プラン

用語解説

- ※1：地域福祉活動とは、ご近所の見守りや声かけ活動、地域住民の安全確保、地域住民の交流促進、生活環境の改善、災害時の要支援者の支援体制づくりなど、身近な生活課題の解決や福祉を地域全体で支える活動のこと。
- ※2：8050問題とは、「80代」の親が「50代」の子どもと同居して経済的支援する状態をなぞらえた中高年ひきこもりを抱える世帯を象徴した言葉。
- ※3：ヤングケアラーとは、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。
- ※4：老々介護とは、高齢者の介護を高齢者が行うこと。
- ※5：ソーシャルインクルージョンとは、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念のこと。
- ※6：バリアフリーとは、社会生活を送る上でのあらゆる障壁を取り除くこと。障壁となるものを取り除くことで生活しやすくしようという考え方。



1-5 障がい者福祉の充実

施策の目指す姿

障がいの特性に応じた福祉サービスを受け、
地域社会で豊かな生活を送れている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	活動指標	相談件数	669件	791件
②	活動指標	計画相談支援による福祉サービスの実利用者数	419人	479人
③	活動指標	地域生活における社会参加支援のための事業利用者数	160人	180人

現状

- ◇ 障害者基本法に基づく「第3期桜川市障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「第6期桜川市障害福祉計画」や、児童福祉法に基づく「第2期桜川市障害児福祉計画」を令和2（2020）年度に策定し、障害福祉サービス及び障がい児支援等の充実に努めています。
- ◇ 障がいのある人とその家族が抱える問題の解決や不安解消に関する相談、社会参加や権利擁護のために必要な援助に関する相談など様々な相談に応じています。
- ◇ 平成27（2015）年度から令和2（2020）年度では相談件数は122件増加し、主に精神障害と発達障害の相談が増え計画相談支援を通して出てきたニーズに伴い、自立支援給付^{*1}の利用は年々増加しているため、今後も同じように推移していく傾向にあります。
- ◇ 市内で計画相談支援事業^{*2}を実施している事業所は5か所あり、5年間で128人増えました。また新規の事業所が増えたこともあり福祉サービスの利用者は今後も増加傾向にあります。
- ◇ 障害者計画策定時のアンケート調査結果の今後特に力を入れてほしい市の施策として、全体では「経済的な支援」が29.1%、「障がいのある人への理解の促進」が28.5%、「交通・移動手段の確保」が26.6%、「保健・医療サービス」が25.2%となっており、その中でも精神保健福祉手帳所持者では、「経済的な支援」と「障がいのある人への理解の促進」がともに59.5%と最も多く、次いで「相談支援」が42.9%となっています。
- ◇ 放課後等デイサービスの平成30（2018）年度から令和2（2020）年度の利用実績では38人から50人と年々増加し、児童発達支援も増加傾向にあり、障害者計画策定時のアンケート調査結果の18歳未満のサービス利用希望としても、放課後等デイサービスの利用希望が最も多くなっています。
- ◇ 地域生活における社会参加支援の主なものは、自治会や地域の祭り・文化祭や障がい者スポーツ大会などへの参加や、意思疎通支援事業などでコロナ禍であったが5年間で利用者40人の増加でした。今後もイベントや地域社会参加のため増加傾向にあります。

課題

- ◆ 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステム構築を目指すため、協議の場を設置する必要があります。（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム^{※3}）
- ◆ 福祉施設の利用者の一般就労への移行支援者4人（令和元（2019）年実績）を1.27倍以上の移行の支援を目標値と設定し就労移行支援事業等を通じて、障がいの者の就労を促進する必要があります。
- ◆ 発達障がい児等支援の一層の充実のため、地域における障がい児支援の中核的施設の設置を目指す必要があります。
- ◆ 障害福祉サービスの質の確保及び向上のため、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービスが提供できるのか検証を行っていく必要があります。
- ◆ 障がいの者の相談支援体制を充実・強化するため、専門的・総合的な相談支援の充実・強化を図る必要があります。（基幹相談支援センターの設置）
- ◆ 障がいのある人が社会参加するための支援事業への参加促進や啓発、意思疎通支援等の円滑化を図り社会参加を支援する必要があります。

施策の目指す姿を実現するための手段

1-5-1 相談体制の強化

地域で生活するための住居の確保やいつも安心して相談できる場の提供と、必要な時に適切な質や量の福祉サービスが受けられるよう相談に応じていきます。

◎障がい福祉に関する制度の周知と相談体制の強化

◎障害福祉サービス利用などへの相談支援の充実

1-5-2 福祉サービスの充実

計画相談支援事業所との連携により、適切な福祉サービスが受けられるよう支援します。

◎福祉サービスの充実
◎計画相談支援事業所との連携強化と情報提供

◎ケアマネジメント体制による充実

1-5-3 社会参加の促進

障がいのある人の地域における日常生活・社会生活の充実と社会参加を支援します。

◎地域生活支援や就労のための障害福祉サービスの充実

◎障害者差別解消法についての周知や理解の促進

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">・ 市民一人ひとりが障がいについて理解し、障がいのある人もない人もお互いの人格や個性を尊重します。・ 障がいのある人が相談しやすい環境をつくるなど、寄り添う心を養います。	<ul style="list-style-type: none">・ 障がいのある人やその家族が抱える問題の解決や不安解消、社会参加や権利擁護に関する相談などに応じます。・ 福祉サービスに係る情報の提供や利用の援助など、社会生活力を高めるための支援に努めます。・ 障害者差別解消法について、市民への周知を図ります。

主な関連計画

- 第3期桜川市障害者計画
- 第6期桜川市障害福祉計画
- 第2期桜川市障害児福祉計画

用語解説

- ※1：自立支援給付とは、在宅で訪問によってうけるサービスや施設への通所や入所を利用するサービス、また自立促進のための就労支援など利用者の状態は、ニーズに応じて個別に給付されるサービスのこと。
- ※2：計画相談支援事業とは、面談やアセスメントを通して一人ひとりのニーズや状況に合わせた「サービス等利用計画」を作成し、その後は定期的にサービスの利用状況などを聞き取りして、変更が必要な場合には「サービス等利用計画」の改善を行うもの。
- ※3：精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保するもの。



1-6 高齢者福祉の推進

施策の目指す姿

高齢者が安心して健康に暮らせている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	成果指標	生きがいを感じている高齢者の割合	68.3%	75.0%
②	活動指標	【新規】生きいきサロン延べ参加者数	1,547人	2,550人
③	活動指標	相談に対して解決した割合	86.7%	87.0%
④	活動指標	認知症サポーター※1養成者数	343人	360人

現状

- ◇ 高齢化率は、平成28(2016)年29.5%、令和2(2020)年32.4%となっており、65歳以上の高齢者人口は年々高くなる傾向にあります。また、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯のいずれについても、世帯数、構成比ともに増加しており、平成27(2019)年は高齢独居世帯1,227世帯、高齢夫婦世帯は1,144世帯となっています。
- ◇ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、「認知機能低下」のリスクがある高齢者が45.5%で、85歳以上では64.7%を占めています。また、在宅介護実態調査において、主な介護者が不安に感じていることとして、「認知症への対応」を挙げた方が、介護度に関係なく最も多い状況です。
- ◇ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査※2で、介護に対する負担感について「とても負担を感じている」、「やや負担を感じている」と回答した方が65.2%を占めています。
- ◇ 在宅介護実態調査によると、主な介護者のうち、47.2%の方が働きながら介護を担っている状況です。また、仕事と介護の両立について「問題はあるが何とか続けていける」、「続けていくのは難しい」、「続けていくのはかなり難しい」と回答した方を合すると58.4%を占めており、何らかの問題や不安を抱えながら介護を担っている状況にあり、介護者の負担軽減が求められます。

課題

- ◆ 生活機能の低下リスクが高い75歳以上の高齢者が多くなることが見込まれることから、心身機能の低下を防ぐフレイル予防や、介護予防・重度化防止の取り組みを充実させるとともに、いつまでも健康で生きがいを持ち、生きいきと生涯を送れるよう、社会参加・生きがいづくりの推進を図る必要があります。
- ◆ 関係機関との連携により、介護保険サービス、在宅福祉サービス及び家族介護者支援など高齢者福祉サービスの充実を図ることが重要です。
- ◆ 認知症になっても地域において安心して生活できるよう、認知症施策の充実が求められます。

施策の目指す姿を実現するための手段

1-6-1 高齢者の健康と生きがいの推進

健康寿命を延ばすため、高齢者が元気で活躍できる場（体力維持・就労・集い）を設けて様々な活動を支援します。また、経験を生かして社会貢献ができる環境づくりに努めます。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ◎高齢者クラブ活動の支援 | ◎生きいきサロンなどの地域交流の場の充実 |
| ◎シルバー人材センター、ボランティア活動の支援 | ◎一般介護予防事業の充実と参加促進 |

1-6-2 高齢者福祉サービスの充実

高齢者の日常生活に対する在宅支援サービス、介護予防及び家族介護者への活動支援サービスの充実に努めます。

- | | |
|-------------------|------------------|
| ◎日常生活を支援するサービスの充実 | ◎高齢者見守りネットワークの強化 |
|-------------------|------------------|

1-6-3 地域包括ケアシステム体制づくりの推進

住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できるよう、相談体制の充実、生活支援体制の整備を図るとともに、医療・介護などが連携する仕組みの構築に努めます。

- | | |
|-------------------|---------------|
| ◎地域包括支援センターの体制強化 | ◎地域ケア会議の推進 |
| ◎医療機関と介護事業所の連携の推進 | ◎地域の支え合い活動の推進 |

1-6-4 認知症施策の推進

増加する認知症の人とその家族に対する社会的理解の普及と地域の支え合いの仕組みづくりを行います。

- | | |
|------------|----------------|
| ◎認知症初期への支援 | ◎成年後見制度の利用促進 |
| ◎市民啓発の推進 | ◎本人や介護者が集う場の充実 |

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">健康意識の向上により介護予防に努めます。豊かな経験や知識を生かして積極的に社会参加します。相互扶助の推進により地域の繋がり強化に努めます。認知症についての知識を学ぶことで、認知症の人とその家族を社会が受け入れ、徘徊などの問題を地域で支えます。	<ul style="list-style-type: none">生きがいのづくりや健康維持のための活動を推進します。高齢者の多様なニーズに適した行政サービスを提供します。介護や日常生活で困ったときの総合相談体制を築き、各関係機関（行政・医療・介護・地域）の連携を強化します。認知症への施策（予防対策・知識習得）を推進します。

主な関連計画

- 第3次地域福祉計画
- 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

用語解説

- ※1：認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。
- ※2：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査とは、一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することなどを目的として実施する調査のこと。



1-7 社会保障制度の健全運営

施策の目指す姿

安心して社会保障を受けることができる。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	成果指標	社会保障の健全運営にやや満足または満足している市民の割合	60.0%	63.0%

現状

- ◇ 国民健康保険制度と後期高齢者医療制度については、被保険者の高齢化や医療技術の高度化により一人あたりの医療費が増加する一方、財源となる保険税（料）の増収が見込めず厳しい財政状況が続いています。国民健康保険制度は平成30（2018）年度から県が財政運営の主体として、安定的で効率的な事業の中心的な役割を担い、令和4（2022）年度から賦課方式を2方式（所得割・均等割）として県内統一を目指すこととしています。
- ◇ 介護保険制度については、介護保険給付費が、高齢化率の上昇、介護保険の認定率の微増などにより増加しています。また、介護サービスの充実や施設の基盤整備を図るため、介護保険事業計画を策定することにより3年毎に見直しをしています。
- ◇ 生活保護については、高齢者の増加、扶養義務者の意識変化などにより、相談件数、被保護世帯数ともに増加傾向にあります。令和2（2020）年度においては高齢者世帯、障がい者世帯、傷病者世帯の割合が全体の88%を占め、自立困難世帯が生活保護世帯の多くを占めています。
- ◇ 国民年金制度は、少子高齢化の進行や厳しい経済情勢から制度に対する将来の不安感・若年層の年金離れにより取り巻く状況が年々厳しくなっています。

課題

- ◆ 医療保険の健全運営のため、疾病の早期発見、早期治療による医療費の抑制と保険税（料）の収納率向上による財源確保に取り組む必要がある中、コロナ禍により健診受診率の低下・受診控えがみられます。また、所得の減少による保険税（料）の減免の増加など税収の確保が難しい状況にあります。
- ◆ 令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上となることから、今後、要介護認定者数、介護保険給付費の増加が見込まれ対応が求められています。
- ◆ 生活保護受給者の高齢化に伴い、医療扶助費・介護扶助費を中心とした生活保護費の増加が予想され、生活困窮者の生活保障確保と自立に向けた取り組みの促進が必要です。
- ◆ 国民年金事務の一部は国からの法定受託事務であり、年金事務所と協力・連携しながら相談対応や届出書の受付を行い、年金制度の周知・普及をしていく必要があります。

施策の目指す姿を実現するための手段

1-7-1 医療保険制度の充実

医療費の抑制と保険税（料）の収納率向上により保険財政基盤の安定化を図ります。

- | | |
|---------------------------|--------------------------------|
| ◎特定健診や特定保健指導など保健事業の充実 | ◎ジェネリック医薬品 ^{※1} の普及啓発 |
| ◎レセプト点検の強化や医療費通知による医療費の抑制 | ◎国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の収納率向上 |

1-7-2 介護保険制度の充実

要介護認定者や介護保険サービス利用者のさらなる増加が見込まれる中、健全な介護保険財政の運営に努めます。

- | | |
|----------------|---------------|
| ◎介護認定審査会の適正な運営 | ◎介護保険料の収納率の向上 |
| ◎介護給付適正化の強化 | |

1-7-3 セーフティネット制度の充実

生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などのセーフティネットにより、生活困窮者の生活保障と自立促進に努めます。

- | | |
|--------------|-------------|
| ◎生活保護制度の適正実施 | ◎就労や自立支援の実施 |
| ◎医療扶助適正化の推進 | |

1-7-4 医療福祉費支給制度（マル福）の実施

対象者の医療費を助成し、経済的負担を軽減します。

- | | |
|--|----------------------|
| ◎小児・重度心身障害者・一人親世帯・妊産婦に対し、申請に基づく保険給付の一部負担金助成の実施 | ◎助成対象者把握のため、関係部署との連携 |
|--|----------------------|

1-7-5 国民年金制度の推進

日本年金機構・年金事務所と協力連携のもと、国民年金制度の周知・普及により市民が安心した生活を送れるように努めます。

- | | |
|--------------------------|---|
| ◎所得保障の基盤となる公的年金制度の重要性の周知 | ◎年金受給（老齢・遺族・障害）・保険料免除制度・生活者支援給付金などの普及や相談及び受付業務の実施 |
|--------------------------|---|

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">特定健診や特定保健指導を積極的に受診して自分の健康に関心を持ちます。医療・介護保険制度を理解して保険税（料）を適正に納付します。自立した生活を送るため、働くスキルを磨き、資産を運用し、社会保障制度などの活用に努めます。世代間でお互いに助け合う仕組みであり、健全な老後の生活を維持するため、公的年金に加入し、保険料を納付します。	<ul style="list-style-type: none">特定健診や特定保健指導などの保健事業を推進します。ジェネリック医薬品の普及啓発に努めます。医療・介護の保険税（料）が納付しやすい環境を整えます。生活保護の適正実施や自立促進のための支援を推進します。国民年金制度の周知・普及を推進し、相談・受付を実施します。

主な関連計画

- 第2期データヘルス計画
- 第3次特定健診実施計画
- 第2次桜川市次世代育成支援行動計画
- 茨城県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画
- 第8期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

用語解説

※1：ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許期間満了後に別の製薬会社が製造販売する後発医薬品のこと。一般に先発医薬品と比べ安価で、医療費の削減と患者負担の軽減につながるものとされている。



2-1 学校教育の充実

施策の目指す姿

知・徳・体の調和の取れた人材が育まれている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	成果指標	学校が楽しいと思う児童生徒の割合	小：92.7% 中：90%	小：95.0% 中：90.0%
②	成果指標	学力診断テスト結果（県平均正答率との比較）	小：+18.1% 中：+2.9%	小：+15.0% 中：+5.0%
③	成果指標	体力テスト結果（県平均との比較）	小：+9.9% 中：+0.6%	小：+11.0% 中：+2.0%
④	活動指標	適正規模を維持できていない学校数	8校	6校

現状

- ◇ 「学校が楽しい」という設問には、年齢が高くなるにつれ、基本的な生活習慣や学力、友人関係など様々な要因により、低くなる傾向があります。
- ◇ 県の学力診断テストの結果は、桜川市全体では県の平均正答率より上回っています。
- ◇ 体育の時間ではICTを活用し、楽しく運動ができるように工夫しています。また休み時間には外遊びを奨励しています。
- ◇ 平成26（2018）年4月に桜川市立桃山学園が開校し、小中一貫教育を推進しています。また、令和元（2019）年5月に次世代を担う子どもたちの教育環境を整備するため、「第2次桜川市立小中学校適正配置基本計画」を策定し、羽黒小学校と猿田小学校の統合等、小中義務教育学校の適正配置に向けた取り組みを行っています。

課題

- ◆ 楽しく学校生活が送れるように、発達の段階に応じて、一人一人に寄り添った教育相談を実施したり、児童生徒主体の活動を工夫したりする必要があります。
- ◆ 一人一人に確実に学力が定着できるように、ICT^{*1}を活用したり、実態に応じた授業改善を推進したりする必要があります。
- ◆ 新型コロナウイルス感染防止等で、運動の機会が減ったため、意図的に体を動かす機会をつくる必要があります。また、国・県の通知により、中学校の部活動時間が限られるようになったため、外部人材を広く求めたり、効率的・効果的な練習をしたりすることが求められます。
- ◆ 桜川市について、その歴史や文化を知り、郷土に対する愛着と誇りを持った児童生徒を育成していく必要があります。
- ◆ 急激な出生数の減少や、今後、小学校においては1クラスの児童数が段階的に35名となるなど、教育を取り巻く環境が大きく変化していることから、小中義務教育学校の適正配置については「第2次桜川市立小中学校適正配置基本計画」の見直しや第3次計画の策定も含め、児童生徒、保護者、地域の意見を取り入れつつ、慎重かつ丁寧な進め方が求められます。

施策の目指す姿を実現するための手段

2-1-1 教育内容の充実

児童生徒の学力と体力の向上を図り、楽しい学校を目指します。

- | | |
|--|----------------------------------|
| ◎児童生徒の自主性・自立性を育む指導の工夫 | ◎体力テストの成果評価に基づく体育授業や休み時間などの利用の工夫 |
| ◎ヤマザクラや農業など、郷土「桜川市」についての学習の充実 | ◎給食活動などを通じた食に関する指導の充実 |
| ◎GIGAスクール構想※2によるICTを活用した授業の充実、および国際教育の充実 | |

2-1-2 教育体制の充実

学校・家庭・地域が連携して、児童生徒を支援します。

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| ◎小中学校の学びの連続性を考慮した小中一貫教育の推進 | ◎桜川市教育支援センターを活用した教育相談の充実 |
| ◎コミュニティ・スクールの導入による学校運営の充実 | ◎学校における働き方改革の推進 |
| ◎道徳教育を中心とした心の教育の充実 | |

2-1-3 教育環境の整備

小中学校の適正配置を推進します。

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ◎地域や保護者に対するアンケートや懇談会の実施 | ◎通学路の安全点検の実施 |
| ◎地域や保護者の意見を尊重した適正配置の推進 | |

2-1-4 就学前教育の推進

幼児期の教育と小学校教育の支援・指導の連続性を目指します。

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ◎幼児と児童の交流、教職員同士の交流の推進 | ◎特別支援教育などを含めた指導体制の整備 |
|-----------------------|----------------------|

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">家庭や地域社会において、健全な子どもが育つよう、子どもたちに社会的ルールを身につけさせ、地域で子どもを育てるという意識を持ちます。教育・研修の場に積極的に参加し、家庭の子育て力の向上を図ります。ボランティアとして学習支援を行います。	<ul style="list-style-type: none">社会の変化に対応した学習プログラムや教育環境の整備を図ります。計画的に教育施設の改善・充実を図り、安全に安心して学校に通い学べる環境を整備します。家庭や地域社会との連携を密にし、地域全体で子どもを育成する社会の構築を支援します。

主な関連計画

- 第2次桜川市立小中学校適正配置基本計画

用語解説

※1：ICT（P8参照）

※2：GIGAスクール構想とは、Global and Innovation Gateway for ALLの略語。義務教育の児童生徒1人1台端末、および高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。



2-2 生涯学習・芸術文化活動の推進

施策の目指す姿

生涯にわたって自ら学び、学びあっている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	成果指標	日頃学習活動をしている市民の割合	29.7%	35.0%
②	活動指標	公民館・集会施設等の年間利用者数	129,069人 (2018年度)	150,000人
③	活動指標	図書館・室の年間利用者数	33,170人 (2018年度)	100,000人

現状

- ◇ コロナ禍で新しい生活様式が求められる中で、電子図書館の整備や映像配信による新しい学習の場の提供を行っています。
- ◇ 生涯学習活動している市民の高齢化が顕著になっているとともに、活動をしている人が固定化しています。
- ◇ 児童生徒が安全で健やかに過ごせる居場所づくりと体験学習の機会を設けています。さらに、地域の児童・保護者・高齢者の交流や連携の事業を展開しています。
- ◇ 文化協会関連の活動が活発に行われており、市民文化祭では多くの市民が参加し様々な催しが実施されています。
- ◇ こども伝統文化教室においては、日本古来の文化を次世代に残すこと、よき文化を継承することを念頭に置き、事業を展開しています。

課題

- ◆ 岩瀬中央公民館を解体し、新たな建設される「公民館」「図書館」「支所機能」を併せた複合施設の開館に向け、これからの施設のあり方、新しい事業について検討していきます。
- ◆ 生涯学習活動に参加している市民が高齢化してきており、若い世代が気軽に参加できる活動や組織づくりが求められています。
- ◆ 地域の実情や市民のニーズにあった講座、教室などの充実など、生涯にわたって市民が自ら学べる場を提供することが必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段

2-2-1 自主的な活動の支援と学習機会の提供

市民が生涯学習に自発的に参加できるよう、学習できる機会の提供に努めます。

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ◎映像配信など新しい学習機会の提供 | ◎読み聞かせ活動の実施による読書意欲の高揚 |
| ◎若い世代に向けた公民館講座の実施 | ◎電子図書館の充実 |
| ◎市民文化祭など、発表機会の充実 | |

2-2-2 親しみを感じる文化振興の推進

市民が芸術や文化を気軽に親しめるように努めます。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ◎芸術・文化活動振興のための事業開催 | ◎芸術・文化活動の発表や鑑賞機会の提供 |
|--------------------|---------------------|

2-2-3 生涯学習・文化施設の活用

市民が活用しやすい施設を目指して、利便性の向上を図ります。

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| ◎デジタル技術を活用した先進的な図書館拠点の整備・運営 | ◎新たな複合施設と既存施設との連携 |
| ◎生涯学習ニーズを捉えた新たな公民館機能の創出 | |

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">生涯学習や文化活動に積極的に参加し、知識・見聞を深めるとともに、自ら学ぶ意欲を向上させます。公民館講座受講生については、市民講座などの講師となり、市民同士の学びの輪を広げます。日本の伝統文化を次世代の子どもたちに継承します。	<ul style="list-style-type: none">生涯学習や文化活動施設の充実、生涯学習情報の提供により、市民の学習・文化活動を支援します。各種広報活動や文化講演会などの開催により、生涯学習・文化活動に対する意識啓発を図ります。市民の学びの輪を広げるため、講座などの講師育成、確保に努めます。

主な関連計画



2-3 青少年の健全育成

施策の目指す姿

心豊かにたくましく育っている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	成果指標	心豊かにたくましく育っていると思う市民の割合	57.4%	60.0%
②	活動指標	【新規】各種体験学習活動への参加者数	202人	500人
③	活動指標	【新規】こども見守りボランティア登録者数	17人	200人
④	活動指標	「青少年の健全育成に協力する店」登録店舗数	109店舗	120店舗

現状

- ◇ 各種青少年育成団体や地域住民と連携し、子どもたちの体験学習活動の場を設けています。
- ◇ 青少年の健全育成のため、保護者や地域住民が青少年のよい手本となるよう自覚を持ち、関係団体と連携をはかって、あいさつ運動等の活動に取り組んでいます。
- ◇ 家庭教育学級や家庭教育講座では、保護者の意識を高めるとともに、家庭教育に関する情報提供を行っています。
- ◇ 児童生徒の登下校時の見守りについて、地域住民にこどもを守る110番の家に加え、こども見守りボランティアの協力をいただいています。
- ◇ 青少年相談員は、「青少年の健全育成に協力する店」への登録店舗を増やすため、市内の店舗を訪問しています。また、街頭指導活動に取り組み、中学校の下校時の通学路において、定期的にあいさつや声かけを行っています。

課題

- ◆ 青少年が抱える問題は年々深刻化しており、学校・家庭・地域が連携を強化し、地域で子どもたちを取り巻く様々な環境を改善するとともに、見守り体制を充実させる必要があります。
- ◆ スマートフォンやインターネットの普及による犯罪が増加しているため、子どもたちが巻き込まれないよう家庭・学校・地域が連携して、非行防止、犯罪被害防止に取り組むことが必要です。
- ◆ 社会環境の変化から、不安や悩みを抱える保護者・家庭が増加しているため、家庭教育支援の体制を整える必要があります。
- ◆ 子どもたちの心をより豊かに育てるため、より多くの方々に協力を得ながら、地域の中で体験学習活動を充実させる必要があります。

施策の目指す姿を実現するための手段

2-3-1 青少年活動の充実

豊かな体験を通して、子どもたちの「生きる力」を育みます。

- ◎地域活動やボランティア活動の充実
- ◎様々な体験学習活動の充実

- ◎社会性を身につけるための支援

2-3-2 家庭教育の充実

子どもの見本となる保護者意識を高めます。

- ◎PTA活動の活性化
- ◎家庭教育学級・家庭教育講座を通じた相談・支援体制の充実

- ◎訪問型家庭教育支援での相談・支援体制の充実

2-3-3 地域教育力の充実

地域の子どもは地域で育てるという意識を啓発します。

- ◎地域活動を通じた、地域における教育の推進
- ◎学校・家庭・地域の連携を図り、地域全体で青少年を育てる体制の強化

- ◎児童生徒の登下校時の見守り体制の強化

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">・ 地域において青少年の育成の場をつくり、地域全体で青少年の健全育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の関連団体育成やボランティア活動などを支援します。・ 継続的な意識啓発活動を進めます。・ コミュニティの強化を図り、地域が一体となって青少年が健全にのびのびと生活できる環境を整備します。

主な関連計画



2-4 生涯スポーツ活動の振興

施策の目指す姿

スポーツを通じて健康で豊かな生活を送っている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	成果指標	週1回以上スポーツを行っている市民の割合	39.4%	50.0%
②	成果指標	スポーツを通じて健康で豊かな生活を送っている市民の割合	58.6%	70.0%
③	活動指標	市のスポーツ施設利用者延べ人数	146,311人	286,000人
④	活動指標	スポーツ団体登録指導者数	86人	90人

現状

- ◇ スポーツ実施率は若年層では低いが、高齢者になると高くなり、市全体をみると年々上昇しています。
- ◇ スポーツを通じて健康で豊かな生活を送っている市民の割合は、ほぼ横ばい傾向です。
- ◇ スポーツ協会やスポーツ少年団の登録者数は、人口減少や少子化に伴い減少しています。
- ◇ 施設が老朽化しており、計画的な整備が必要となっています。
- ◇ さくらマラソン大会は、スポーツ実施率の低い若年層にスポーツに親しんでもらうよい機会となっています。
- ◇ 「総合型地域スポーツクラブ」は、生涯学習社会の実現を目指して、誰もが気軽に参加できる住民主体の活動を提供しています。

課題

- ◆ 20歳代から50歳代のスポーツ実施率を向上していく必要があります。
- ◆ 高齢化社会を迎え、高齢者が気軽にスポーツに取り組める体制の整備が求められています。
- ◆ 「総合型地域スポーツクラブ」は、スポーツ振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たす必要があります。
- ◆ 施設全体の計画的な整備に加え、老朽施設の早期改修・修繕が必要です。
- ◆ 活動の中心となる指導者やリーダーを育成する必要があります。
- ◆ 日頃からスポーツに取り組むことが、健康寿命^{※1}を延ばし幸せな暮らしにつながることの周知が必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段

2-4-1 スポーツをする機会の充実

市民がスポーツを楽しむことができる機会と場を提供します。

- ◎各種市主催大会・スポーツ教室の開催
- ◎総合型地域スポーツクラブとの連携
- ◎体育施設の開放の推進

2-4-2 快適な施設利用の推進

安全で快適にスポーツができるよう、施設整備を推進し有効利用を図ります。

- ◎市内施設の計画的な整備
- ◎安定的な施設管理体制の推進
- ◎老朽施設の早期修繕

2-4-3 スポーツ団体の支援とリーダーの育成

各種スポーツ団体の充実した活動を支援し、リーダーの育成に努めます。

- ◎スポーツ協会・スポーツ少年団等の活動支援
- ◎専門的な知識、技能を有する人材の育成

市民と行政の役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">・ 自分の健康は自分で守るという意識を持ち、地域のスポーツ活動に積極的に参加します。・ 地域のスポーツ活動における指導者として活動します。	<ul style="list-style-type: none">・ スポーツイベントの充実や施設の整備を進めます。・ 市民がスポーツをしやすい環境づくりに努めます。

主な関連計画

用語解説

※1：健康寿命とは、ある健康状態で生活することが期待される平均期間を表す指標のこと。



2-5 文化財の保存活用

施策の目指す姿

文化財を保存・活用して継承し、地域に愛着や誇りを持っている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	成果指標	文化財などを大切にし、後世に伝承していくべきと思う市民の割合	79.9%	80.0%
②	成果指標	郷土の伝統行事や文化財に愛着心や誇りを感じている市民の割合	48.8%	50.0%
③	活動指標	歴史講座等に参加した人数	140人	200人

現状

- ◇ 県内第3位となる国・県指定文化財数、全国でも有数の登録有形文化財数を数え、豊かな歴史文化は桜川市の大きな特徴となっています。
- ◇ 第2期の桜川市歴史的風致維持向上計画を策定し、歴史的景観や伝統的な活動の維持向上を進めています。
- ◇ 国史跡真壁城跡では発掘調査を実施し、成果に基づいた整備を進めていきます。現在調査中の中城地区では、安土桃山時代の庭園復元を計画しています。整備活用により文化・教育・観光の資源となる見込みです。
- ◇ 真壁地区が国の重要伝統的建造物群保存地区※2に選定され、町並みを活用した市民イベント「まかべのひな祭り」の盛況と相まって、桜川市の知名度は向上し、観光客増加の求心力となりました。
- ◇ 複数の補助制度を活用し、真壁の町並みにおける東日本大震災からの災害復旧工事が終了しました。
- ◇ 伝統工芸では、梵鐘（真壁町田）、土器生産（真壁町東山田）の伝統技術が継承されています。
- ◇ 伝統行事では「久原のひょっとこ」、「さやどまわり」、「五所駒瀧神社の祭事」などが継承されています。
- ◇ 磯部稲村神社周辺のヤマザクラは江戸末期の「桜川之図」にも描かれ、国の指定文化財（名勝・天然記念物のサクラ）になっています。

課題

- ◆ 人口減少により地域の伝統行事や文化財を維持管理することが年を追うごとに難しくなっており、歴史講座や体験、ボランティア活動などを通じた地域の魅力向上や地域住民の幅広い連携の促進、次世代の育成が必要となっています。
- ◆ 新型コロナウイルスの影響により、町並みや文化財の見学に訪れる人数が激減しており、来訪者の回復、向上を図る施策が求められています。
- ◆ ホームページやSNS※3をはじめとする多様な媒体を活用した情報発信や教育普及の取り組みが必要となっています。
- ◆ 数多い文化財の計画的な修理や、保存施設の確保、複数の文化財を繋ぐ物語性のある保存活用を図るため、桜川市の文化財保存活用地域計画の策定が必要となっています。

施策の目指す姿を実現するための手段

2-5-1 文化財の保存

文化財を保存し、後世に伝承していきます。

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ◎遺跡や建造物、歴史資料の保存修理 | ◎遺跡や文化財の保存・管理活動の推進 |
| ◎文化財の所在・歴史的価値などの周知資料の充実 | ◎名勝・天然記念物のサクラの保全 |

2-5-2 文化財の活用

文化財を活用し、伝統行事や文化財に愛着心や誇りを醸成します。

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ◎地域の祭りなどの伝統行事の周知、市民参加の推進 | ◎文化財・伝統行事の体験講座の開催 |
| ◎文化財・歴史講座の開催 | |

2-5-3 文化財ボランティアの育成・推進

文化財に関するボランティアを育成し、活動を推進します。

- | | |
|---------------------------------------|----------------|
| ◎真壁街並み案内ボランティア ^{*1} 活動の推進と周知 | ◎桜守（ボランティア）の育成 |
| ◎各種文化財関係ボランティア団体の結成や活動を促進する講座やイベントの実施 | |

市民と行政の役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">地域の歴史と文化に関心を持ちます。郷土の魅力を再発見し、活用する中で、心身の豊かさを得ます。世代や地域を超えた人、もの、情報の交流を図り、次世代へ継承する意識を高めます。	<ul style="list-style-type: none">文化財保護法に基づいた、文化財の調査・保存・指定を行います。案内板やパンフレットを充実し、広報活動を積極的に行って、情報ネットワークを充実させます。歴史講座や体験活動を通じて文化財の大切さを伝え、交流の場を設けて歴史的価値を共有し、保存・活用の活動ができる人材を育成します。市民と行政が連携して、文化財の新たな継承の形を構築します。

主な関連計画

- 桜川市歴史的風致維持向上計画（第2期）
- 桜川市ヤマザクラ保全活用計画

用語解説

- ※1：真壁街並み案内ボランティアとは、登録文化財が建ち並ぶ真壁の町並みを案内するボランティアガイドの団体のこと。
- ※2：重要伝統的建造物群保存地区とは、武家町、宿場町、門前町、商家町等の昔からの集落や町並みの景観の保存を目的として、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち価値が高いものを、国が市町村の申し出を受けて選定するもの。
- ※3：SNSとはソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。



3-1 消防・防災対策の充実

施策の目指す姿

生命、財産を災害から守り、
被害を最小限に抑える体制が整っている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	活動指標	火災出火件数	26件	10件
②	活動指標	災害による死傷者数	4人	0人
③	成果指標	日頃から災害に備えている市民の割合	73.9%	83.0%
④	活動指標	自主防災組織 ^{*1} の結成地区数	95地区	120地区
⑤	成果指標	市の防災整備により安全な住環境だと感じる市民割合	-	50.0%

現状

- ◇ 近年の異常気象による土砂災害や地震災害などが全国各地で発生していることから、自主防災組織や地区防災組織^{*2}の重要性が認識されてきています。
- ◇ 県や筑西広域市町村圏事務組合と連携し、必要な消防職員の配置と技術の向上に努めるとともに、消防施設、関係施設の整備を進め常備消防力の強化を図っています。
- ◇ 非常備消防では、消防団員の技術向上と土気高揚を図るための訓練に取り組み、消防団活動を行うための消防資機材等を計画的に更新・整備し、消防団が災害時に円滑に対応できる環境を整備しています。
- ◇ 自主防災組織の組織化については、120地区中95地区に設置されています。
地区防災組織の組織化については、18校区中10校区に設置されています。
- ◇ 激甚化する水害・土砂災害に対して、河川改修、砂防事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業等、管轄が各機関に分かれているため、事業も各々で行っています。

課題

- ◆ 地域住民の防災・減災に対する意識の高揚を図り、自主防災組織の設置の推進、地域防災リーダーの育成強化を図る必要があります。
- ◆ 小中学校では、学校の避難訓練だけでなく体験型の防災訓練への参加を推進し、地域の防災力を向上させる必要があります。
- ◆ 災害に対する備えとして、防災施設の整備、非常時の備蓄品の充実を図ることが必要です。
- ◆ 災害発生後の自助・共助・公助の役割分担（連携・対応）について意識の向上が必要で
- ◆ 消防団員（女性団員を含む）を確保するため、各分団と連携しながら積極的にPRを行うことが必要です。
- ◆ 災害からの迅速な復旧のため、平時からの事前防災・減災が必要です。
- ◆ 近年の異常気象に対応するため、広域圏での治水対策の必要があります。

施策の目指す姿を実現するための手段

3-1-1 消防防災意識の向上

地域の防災意識を高め、災害時に適切な対応ができるように努めます。

- | | |
|--|------------------------|
| ◎自主防災組織の結成促進・育成強化、防災意識の高揚と災害時における行動の強化 | ◎避難所を単位とした地区防災計画の策定の推進 |
| ◎防災資機材の整備や防災訓練の実施による防災意識の向上 | |

3-1-2 消防防災体制の強化

災害発生時に迅速かつ適確に活動が行える体制を目指します。

- | | |
|---|-----------------------------|
| ◎雨量監視システム（雨量計市内9カ所）の適切な運用、土砂災害区域内における適確な避難情報などの把握 | ◎消防団員の確保・育成並びに消防団活動の充実・連携強化 |
| ◎災害時におけるボランティアの受け入れ体制の整備 | |

3-1-3 消防防災拠点の確立

新庁舎を消防・防災の拠点として整備し、災害に対応できる体制を強化します。

- | | |
|---------------------------------------|------------------------|
| ◎災害時における情報伝達網の整備 | ◎防災施設や備蓄品、消防施設、関係施設の整備 |
| ◎災害時の電力・通信の確保（発電装置、電話回線、無線回線）と通信手段の強化 | |

3-1-4 国土保全対策の推進

市国土強靱化地域計画に基づき河川改修等の治水対策や土砂災害対策関連事業を効率的に推進します。

- | | |
|-----------------------|----------------------------------|
| ◎霞ヶ浦流域治水を中心とした河川整備の推進 | ◎砂防事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業等の整備推進、維持管理 |
|-----------------------|----------------------------------|

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">地域における自主防災組織、消防組織の活動に理解を深め、「自らの身は自ら守る」という意識を持ちます。日頃から、災害時非常用食品の備蓄や避難所の確認など、自主的に防災対策を行い、市・地域などで行う防災訓練などに積極的に参加し防災意識を高めます。災害発生時には、自主防災組織を中心に、安否確認や高齢者・障害者などの災害弱者の救援救護、避難所までの誘導などを行います。河川や砂防施設の損傷状況や土砂堆積についての情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none">災害発生時には災害対策本部を中心に、適確かつ迅速な対応で被害の拡大を防ぎます。また、地域における自主的な防災活動に対する支援を行います。災害時相互援助協定締結自治体との連携体制を強化します。災害発生時の危険がある場合や災害が発生した場合に、災害情報や避難情報を市民に速やかに伝達します。計画的に防災関連施設を整備し、非常用備蓄品を確保します。消防団員（女性団員を含む）の確保、装備品などの充実や消防水利の整備など、消防力の向上を図ります。国や県が施工するものについては、整備促進を積極的に働きかけます。市で行う普通河川の改修や土砂浚渫等は、年次計画を定め効率的に行います。

主な関連計画

- 市国土強靱化地域計画
- 霞ヶ浦流域治水事業
- 緊急自然災害防止対策事業
- 緊急浚渫推進事業
- 地域防災計画

用語解説

- ※1：自主防災組織とは、地域住民による任意の防災組織のこと。
※2：地区防災組織とは、学校区単位の防災組織のこと。



3-2 防犯・消費生活対策の推進

施策の目指す姿

犯罪被害や消費者被害にあわない体制が整っている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	活動指標	市内の犯罪発生件数（1～12月）	227件	220件
②	成果指標	犯罪に不安を感じている市民の割合	49.3%	40.0%
③	活動指標	地域における自主的な防犯団体数	22団体	25団体
④	活動指標	消費生活センターへの相談件数	154件	150件

現状

- ◇ 子どもの登下校の安全を守る自警団の結成により、地域における自主的な防犯活動になっています。団体も令和3（2021）年度は22団体になり、年々地域での組織化が図られています。
- ◇ 社会のルールを守ろうとする意識が低下するとともに、犯罪の種類が多種多様で高度化しています。
- ◇ 高齢者や高齢世帯を狙った犯罪被害が発生しています。
- ◇ 平成21（2009）年度に桜川市消費生活センターを開設し、身近な相談所として活動しています。

課題

- ◆ 市民が安心して生活できる犯罪のないまちづくりを目指して、防犯意識の高揚と防犯体制の充実を図り、効果的な地域防犯活動を推進する必要があります。
- ◆ 少子高齢化や人口減少、核家族、共働き世帯の増加が進む中、防犯に対する地域の連帯意識の強化が求められています。
- ◆ 令和4（2022）年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられ、若者に対して消費者被害が発生しないよう、消費者教育の充実や啓発活動に取り組むことが必要です。
- ◆ 消費生活センターの相談体制を充実し、正しい消費知識の習得や消費生活に関するトラブル防止に向けた意識啓発に取り組むことが必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段

3-2-1 防犯意識の向上

防犯意識の啓発、防犯対策などの推進に努めます。

- ◎地域の連携意識の強化
- ◎防犯啓発活動、防犯対策の充実

- ◎防犯講習会などの実施による防犯意識の向上
- ◎県警が配信している「ひばりくん防犯メール」の登録の推進

3-2-2 防犯体制と施設の充実

犯罪が発生しにくい環境整備に努めます。

- ◎警察署や防犯協会と連携した防犯教育や啓発活動の充実
- ◎地域における防犯パトロールの充実

- ◎防犯協会の連携による地域の積極的な防犯活動への支援
- ◎防犯灯のLED化の推進

3-2-3 消費生活対策の推進

消費生活のトラブルや被害の未然防止に努めます。

- ◎消費生活センターの相談体制の充実
- ◎出前講座などの啓発活動

- ◎正しい消費生活に関する情報提供

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">・ 地域における防犯組織の活動に積極的に参画し、防犯意識を高めます。・ 不審者などの発見・監視を行い、特に児童の安全確保に地域で取り組みます。・ 正しい消費知識を習得し、消費生活トラブルに巻き込まれないようにします。・ 行政に対して犯罪や消費生活トラブルの情報を提供します。・ 自分自身や家族の安全は、自ら守るという意識を持ちます。・ 地区での防犯灯の適正管理に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none">・ 警察署や学校、地域の関係団体と連携し、地域における防犯体制の強化を図るとともに、防犯意識の啓発に努めます。・ 市民への情報提供や広報活動（防災行政無線・チラシなど）に努めます。・ 消費生活センターにおける相談対応を充実します。

主な関連計画

3-3 交通安全対策の推進

施策の目指す姿

交通事故を起こさず、交通事故にあわない環境が整っている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	活動指標	市内の交通事故発生件数(人身)	44件	34件
②	活動指標	市内の交通事故死亡者数	0人	0人
③	活動指標	市内の交通事故負傷者数	52人	38人

現状

- ◇ 桜川市では、市、警察署、交通安全団体が協力して交通安全キャンペーン、交通安全教室、立哨活動などを実施し、交通安全の意識啓発に取り組んでいます。
- ◇ 交通事故発生件数は減少傾向ですが、高齢者の交通事故被害の割合が高い状況です。

課題

- ◆ 薄暮時に道路横断による交通事故が発生していることから、反射材の着用促進が急務です。
- ◆ 高齢者の交通事故被害や高齢ドライバーによる交通事故の防止が大きな課題です。
- ◆ 横断歩道以外での道路横断による交通事故について、歩行者や自転車に対して広く注意喚起していく必要があります。
- ◆ 運転中の「ながらスマホ」による交通事故を防止する必要があります。
- ◆ 道路の危険箇所において交通安全施設などの整備を進める必要があります。

施策の目指す姿を実現するための手段

3-3-1 交通安全意識の向上

交通ルールや交通マナーの意識向上に努めます。

◎交通安全啓発活動の実施

◎園児から高齢者までの交通安全教室や啓発活動の実施

◎警察署や交通安全協会、関係機関と連携した交通安全運動の推進

3-3-2 交通安全施設などの整備

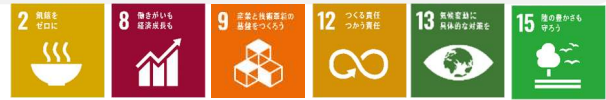
道路の危険箇所を整備し、交通安全の確保を図ります。

◎交通安全施設整備の促進

◎交通安全施設の維持管理の充実

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">交通安全への高い意識を持ち、交通ルールを守ります。自分自身や家族の安全は、自ら守るという意識を持ちます。地域の自主的な取り組みにより、交通安全意識を高めます。交通安全母の会、安全運転管理者協議会など、各種団体において交通安全運動を推進します。	<ul style="list-style-type: none">交通安全施設の整備を図るとともに、警察署や学校、地域の関係団体と連携し、市民の交通安全意識の向上に努めます。交通安全に関する情報の収集、提供を行います。交通安全教室を実施します。高齢者の運転免許自主返納支援に努めます。

主な関連計画



4-1 農林業の振興

施策の目指す姿

担い手が育成されて、農業が活発に営まれている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	活動指標	市内の農業所得総額	426,552千円	430,000千円
②	活動指標	認定農業者※1数	252人	220人
③	活動指標	耕作放棄地面積	3,711a	4,065a
④	活動指標	山林整備面積	9.3ha	10.0ha
⑤	活動指標	有害鳥獣捕獲頭数	666頭	500頭

現状

- ◇ 農業者の高齢化や後継者不足により、農業の担い手である認定農業者に、農地が集中しています。しかし、認定農業者自身も高齢化等により減少傾向にあります。
- ◇ 担い手の減少に伴い、耕作放棄地が増加傾向にあります。
- ◇ 学校給食に地元農産物の活用を推進しているが、活用率はほぼ横ばいの状況である。
- ◇ 直売所建設への助成や収穫祭などのイベントのPRにより地元農業の振興を図った結果、地元産野菜に関心を持つ市民が増えています。
- ◇ 農産物の高付加価値化を目指して積極的にPRを行った結果、従来の紅こだまスイカとともに黒こだまスイカ、フルーツトマトのブランド化が進むなどの成果が見られました。
- ◇ イノシシ被害及び捕獲頭数については、ここ数年増加傾向にありましたが、令和2(2020)年度をピークに減少傾向が見られます。しかし、山間部では、依然として被害は発生しています。
- ◇ 森林面積は現状水準を維持していますが、荒廃が進んで森林の持つ公益的機能が果たせなくなっています。

課題

- ◆ 持続可能な力強い農業を実現するためには、担い手の確保と耕作放棄地の増加抑制に、関係機関と連携し取り組む必要があります。
- ◆ 学校給食における地元農産物活用率向上にむけ、関係課と連携を図り、新たな体制づくりが求められています。
- ◆ 農業の大規模化・効率化を進める必要がある反面、新規参入の小規模農家の保護が求められています。
- ◆ イノシシ被害及び捕獲頭数は減少傾向となっていますが、減少要因の特定が必要となります。また、イノシシ被害を恒久的に減少させられるよう、継続的な対策が求められています。
- ◆ 森林組合や山林所有者と連携して、森林保全の担い手の育成や森林環境を維持するため、松枯れ対策や間伐、伐倒などによる環境整備、環境保全を図ることが必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段

4-1-1 担い手の育成・支援

担い手の育成・支援に努めます。

◎経営感覚に優れた農業者の育成

◎助成事業を活用した支援の実施

4-1-2 農業の効率化推進

農地の集積により、農作業の効率化を推進します。

◎貸付希望農地の把握

◎農地の利用集積の推進

4-1-3 農業の魅力発信

農産物の魅力を発信します。

◎学校給食での地元農産物の提供

◎観光産業との連携協力による魅力発信

4-1-4 農村環境の保全

農村環境の保全に努めます。

◎助成事業を活用した耕作放棄地の未然防止

◎イノシシなど鳥獣被害対策（捕獲・防御策）の推進

◎優良農地の確保

4-1-5 森林（里山）の保全と魅力づくり

ヤマザクラなど地域の資源を生かす環境保全に努めます。

◎森林の除間伐、無断伐採の抑制

◎ヤマザクラの保全・管理等を実施する団体への支援

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">・ 生産者は、消費者ニーズに対応した安全安心な農産物の提供に努めます。・ 消費者は、地元の農産物を買求め、地産地消を積極的に実践するよう努めます。・ 地域の保全活動組織による、景観形成植物の植栽や下草刈りなど、農村環境を維持する活動に協力します。・ 地域住民は、農業生産基盤の保全に協力します。・ ヤマザクラが自生する森林等の下刈り、ヤマザクラの植栽など保全、管理活動に協力します。	<ul style="list-style-type: none">・ 農業振興施策検討のための中心的役割を担う組織について農協とさらに連携していきます。・ 地元農産物の販路拡大のため、関係機関との連携を強化します。・ 安全安心な桜川市の農産物を効果的にPRします。・ 市民と協力し、農地保全に努めます。・ 関係機関や地域と連携し、有害鳥獣対策の強化を図ります。・ 市民や事業者に対し、自然環境保全に関する意識啓発を行います。・ 市民と協力しヤマザクラの保全に努めます。

主な関連計画

- ・ 桜川市ヤマザクラ保全活用計画

用語解説

※1：認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村認定を受けた農業経営者・農地所有適格法人のこと。



4-2 商工業の振興

施策の目指す姿

経営が安定し、経済活動が活発になっている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	活動指標	事業者数	2,027件	1,850件
②	活動指標	ビジネスマッチング ^{※1} 参加数	4件	10件
③	活動指標	新商品開発数（5か年累計）	3件	10件
④	活動指標	自治金融・振興金融 ^{※2} ・小規模事業者経営改善資金融資 ^{※3} （マル経融資）件数	63件	140件
⑤	活動指標	新規立地企業数（5か年累計）	1件	5件

現状

- ◇ 景気の低迷、後継者不在などにより、市内の商工業者数は減少傾向にあり、出荷額・販売額とも減少していますが、自治金融制度等を活用した支援により、大幅な減少は抑えられています。
- ◇ 大型店、チェーン店の郊外出店、インターネットショッピングの普及などにより、消費者の買い物への意識の変化や、日用品は市内でそれ以外の物は市外で購入する傾向が高く、地元商店街での消費が減少しています。
- ◇ 石材業は、安価な海外製品の輸入により、地元産材の需要が減少し出荷額が減少しています。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、販促イベント関係等の営業活動の制限により、経営状況が悪化しています。
- ◇ 地域産品を集め・磨き・新たな販路を開拓する地域商社を2021年2月2日に設立し、4月から桜川市地域振興拠点施設実証店舗（加波山市場）の運営及び施設管理業務について委託しています。

課題

- ◆ 地域経済の停滞により、事業所数が減少傾向にあることから、地域活性化のため地域雇用の確保と、新たな企業立地に対する環境整備が必要です。
- ◆ 地元商店街の閉店や廃業により、一人暮らし高齢者等の買い物弱者などに対する買い物支援や、既存商店の活性化を図る必要があります。
- ◆ 製造業者においては、持続可能な経営のため、ビジネスマッチングなどによる、新たな販路拡大が必要です。
- ◆ 石材業については、異業種との連携や、新たな石材製品の開発と販路拡大が必要です。
- ◆ 地域商社の経営の安定が重要であることから、地域商社と連携した地域産品の開発及び観光商品の開発等の取組を強化し、地域商社の自立を図る必要があります。
- ◆ 企業が立地しやすくなる環境整備の必要があります。

施策の目指す姿を実現するための手段

4-2-1 商工業の振興

持続可能な商工業の振興を支援します。

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| ◎ビジネスマッチングなどによる販路拡大の支援 | ◎商店街における市内消費促進のための仕組みづくりの検討 |
| ◎地域資源を生かした商品開発の支援 | |

4-2-2 商工業の経営基盤強化

市内商工業者の経営支援を行います。

- | | |
|------------|----------------|
| ◎各種金融制度の充実 | ◎商工会と連携による経営指導 |
|------------|----------------|

4-2-3 石材業の振興

地場産業である石材業の振興を支援します。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ◎展示会などを通じた石材製品のPR支援 | ◎人材育成の支援 |
| ◎公共事業への地元石材の活用 | ◎真壁石灯籠第六次振興事業への支援 |

4-2-4 企業誘致の推進

企業が立地しやすい環境整備を行います。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ◎相談窓口の充実 | ◎周辺道路、給排水施設などインフラ整備の推進 |
| ◎税制上の優遇制度、遊休地の情報提供 | |

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">・ ビジネスマッチングなどに参加し販路拡大に努めます。・ 地域資源を活用した商品の開発に努めます。・ 時代にあった経営手法を学び地元購買率を高めます。・ 石材製品のPR、異業種との連携による石材製品の開発に努めます。・ 石材加工技術の保存・伝承や後継者育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none">・ ビジネスマッチングなどによる販路拡大を支援します。・ 地域資源を生かした商品開発を支援します。・ 中小企業者などへの金融支援を行います。・ 展示会などによる石材業の振興と、異業種との連携による石材製品の開発を支援します。・ 企業が立地しやすい環境整備を行います。・ 地域商社の活動を支援します。

主な関連計画

用語解説

- ※1：ビジネスマッチングとは、商品製造者やサービス提供者を結びつけ、新たな商品開発や販路拡大につなげていくことです。
- ※2：自治金融・振興金融とは、市が茨城県信用保証協会と桜川市内金融機関の協力を得て、地元で中小企業を営む事業者の事業経営に要する資金をあっせんする制度のこと。
- ※3：小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）とは、商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度のこと。



4-3 観光の振興

施策の目指す姿

交流人口増によりにぎわいが生まれ、経済が活性化している。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	成果指標	観光客入り込み客数	352,380人	400,000人
②	活動指標	イベント来場者数	55,000人	70,000人
③	活動指標	お土産品開発数（5か年累計）	3件	10件
④	活動指標	観光協会会員数	186人	200人

現状

- ◇ 雨引観音、桜川の桜、真壁の町並み（真壁のひなまつり）に続く観光資源の大きな展開が見られないことから、観光客数は横ばい傾向にあります。
- ◇ 上野沼やすらぎの里キャンプ場・筑波高原キャンプ場ともに施設の老朽化で利用者に不便をきたしています。
- ◇ つくば霞ヶ浦りんりんロード等を利用するサイクリストは増加しているが、市の魅力向上に結びついていない状況です。
- ◇ イベント開催時の駐車場・トイレが不足しています。
- ◇ 観光の取り組みが消費と結びついていない状況です。
- ◇ 観光客の誘致に関心のある市民は増加の傾向にあり、市民有志による手作りイベントなどが開催されるようになってきています。
- ◇ 他市町村と連携した広域観光を進めていますが、効果的な誘客にはつながっていない状況です。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、2カ年にわたりイベント等の開催が中止となり、観光客が大幅に減少しました。

課題

- ◆ 観光客の誘致に関心のある市民は増加傾向にありますが、より多くの市民が桜川市の魅力に気づき、郷土愛の意識を高めていく必要があります。
- ◆ 観光客の誘致を進めるため、上野沼やすらぎの里キャンプ場・筑波高原キャンプ場やつくば霞ヶ浦りんりんロードを活用し、魅力ある場所の整備・PRが必要です。
- ◆ 観光資源周辺に、駐車場・トイレなどのインフラ整備が求められています。
- ◆ 観光客を呼び込むだけでなく、域内消費を意識した滞在型観光（体験ツアー・飲食・お土産品の開発）への取り組みが求められています。
- ◆ 近年の日本への外国人観光客増加に伴い、案内の多言語化などインバウンド※1の視点が必要になってきています。
- ◆ 予期せぬ事態でイベント等が中止になった際、現状に合った対策を講じながら誘客に繋げることが必要です。
- ◆ ヤマザクラの保全と観光商品開発をいかに両立させるかという視点が必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段

4-3-1 観光資源の再発見とPR強化

観光資源の再発見と情報発信の強化を行います。

- | | |
|---|-------------------|
| ◎隠れた観光資源の発見と活用
◎SNS※2・パンフレット・マスメディア
による情報発信 | ◎インバウンドを意識した情報の発信 |
|---|-------------------|

4-3-2 観光資源の充実と商品開発

観光資源周辺の整備と観光資源に関連した商品開発を行います。

- | | |
|--|---|
| ◎公共交通を活用した観光の推進

◎観光資源周辺の環境整備
◎キャンプ場を活用した滞在型観光の推進 | ◎観光資源を生かした体験ツアーやお土産品の
開発
◎近隣自治体と連携した観光客の誘致
◎りんりんロードを活用したサイクリングに関
する情報発信 |
|--|---|

4-3-3 観光まちづくりの実践

観光に取り組む人材の育成・支援を行います。

- | | |
|----------------|--------------------|
| ◎観光に関心を持つ人材の育成 | ◎イベントを主催する市民や団体の支援 |
|----------------|--------------------|

4-3-4 ヤマザクラを生かした観光振興

ヤマザクラを生かしたまちづくりを行います。

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| ◎ヤマザクラの保全活用のための意識醸成・人
材育成 | ◎ヤマザクラの情報発信による観光の推進 |
|------------------------------|---------------------|

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">本市の観光資源に関心を持ち、本市の魅力をPRします。観光客に対するおもてなしの心を育みます。本市の魅力をアップするイベントなどを主催します。体験ツアーや土産品の開発に努めます。	<ul style="list-style-type: none">観光情報を収集して発信します。観光資源周辺の環境を整備します。観光に取り組む人材を育成します。市民が主催するイベントなどを支援します。体験ツアーやお土産品の開発を支援します。ヤマザクラの調査・保全・活用を行います。

主な関連計画

- ・桜川市ヤマザクラ保全活用計画

用語解説

※1：インバウンドとは、外から中に入り込むという意味で、一般的に訪日外国人旅行を指す。海外への旅行はアウトバウンド。
※2：SNS（P74参照）



5-1 計画的な土地利用の推進

施策の目指す姿

計画的な土地利用が、市民の適切な関与の下に秩序を持って行われている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	活動指標	都市計画の決定又は変更の件数（5か年累計）	-	5件
②	活動指標	桜川市土地利用基本条例第4章の立地調整協議の成立件数（5か年累計）	-	10件
③	活動指標	市街化区域内における都市計画法第29条の許可件数及び開発区域面積（5か年累計）	-	10件 (1ha)
④	活動指標	調整区域地区計画の区域内における都市計画法第29条又は第43条の許可件数及びその全体許可件数に占める割合（5か年累計）	-	200件 (80%)

現状

- ◇ 平成30（2018）年6月15日、桜川市における土地利用の基本理念の確立と土地利用基本計画制度の創設を柱とする「桜川市土地利用基本条例」を制定しました。また、同日付で桜川筑西IC周辺地区における都市公園予定区域が議決されました。
- ◇ 平成30（2018）年10月1日、桜川筑西IC周辺地区において新市立病院「さくらがわ地域医療センター」が開院しました。
- ◇ 平成31（2019）年2月27日、都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2）と土地利用基本計画（桜川市土地利用基本条例第6条）の役割を兼ね備えた「桜川市田園都市づくりマスタープラン」を策定しました。
- ◇ 平成31（2019）年4月1日、田園集落の維持・活性化を図るための地区計画（計35地区／約2,585ha）を決定しました。また、同日付で県から都市計画法の規定による開発許可等の権限移譲を受けました。
- ◇ 令和2（2020）年10月16日、桜川筑西IC周辺地区において新たな補助幹線道路「市道0141号線」が全線開通しました。
- ◇ 令和3（2021）年4月1日、田園集落の維持・活性化を図るための地区計画の区域内において地域活力の創出に寄与する工場の立地を特例的に認めるための指針として「立地調整指針(工場)」を策定しました。
- ◇ 現在、桜川筑西IC周辺地区の整備推進（新たな都市公園の整備及び住宅地の造成）と産業系都市計画の見直し（地区計画の決定及び用途地域の変更）に取り組んでいます。

課題

- ◆ 本市には、市の中核となるべき拠点が存在しないことから、市民の日常生活圏が市外に拡散し、所得の流出に繋がっています。自立的な都市圏の構築を図るため、引き続き、桜川筑西IC周辺地区をはじめとする拠点的市街地の形成に努めることが必要です。
- ◆ 市内の工業用地には不足、偏在等があります。岩瀬方面で未造成の工業用地が数多く残る一方、真壁・大和方面では計画的に開発・造成された工業団地に空きがなく、必ずしも十分な工業用地が確保されていません。このような工業用地の不足、偏在等に対応し、土地利用規制の合理化を図るため、産業系都市計画の見直しが必要となっています。
- ◆ 市内の都市計画道路全28路線のうち計22路線が事業に20年以上未着手のいわゆる「長期末着手路線」となっています。近年、道路交通を取り巻く社会情勢は大きく変化していることから、都市計画道路ネットワークの見直しが必要となっています。
- ◆ 本市の都市計画基本図は、デジタル化されておらず、最新の土地利用現況が反映されていません。ポストコロナを見据えた国のデジタル改革の動きにあわせて、都市計画基本図のデジタル化に向けた取り組みが必要となっています。

施策の目指す姿を実現するための手段

5-1-1 計画的な土地利用方策の検討

桜川市田園都市づくりマスタープランに即して、市民の適切な関与の下、計画的な土地利用方策を検討します。

- ◎具体的な市街地整備手法の検討
- ◎具体的な土地利用計画の検討

- ◎具体的な都市施設計画の検討
- ◎都市計画基本図のデジタル化の検討

5-1-2 拠点的市街地の形成

桜川市田園都市づくりマスタープランに即して、桜川筑西IC周辺地区をはじめとする拠点的市街地の計画的かつ段階的な整備を推進します。

- ◎都市計画の決定及び変更
- ◎桜川筑西IC周辺地区の整備推進

- ◎企業誘致及び産業立地の推進

5-1-3 集落生活圏の形成

桜川市田園都市づくりマスタープランに即して、複数の集落が構成する自立的な日常生活圏（集落生活圏）の形成を支援します。

- ◎地区計画制度の適切な運用

5-1-4 個々の土地利用への適切な関与

関係法令に基づき個々の土地利用を計画的に誘導します。

- ◎開発許可制度の適切な運用

- ◎設計承認制度の適切な運用

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> • まちの将来像を共有し、その実現を図るために、主体的に地域のまちづくりに参加します。 • 土地利用にあたっては、公共の福祉を優先し、地域の合意を尊重します。 	<ul style="list-style-type: none"> • 計画的な土地利用を推進し、市民が主体のまちづくりを支援します。 • まちづくりに関する情報の発信に努め、市民のまちづくりへの意欲を高めるとともに、市民の意見の調整に努めます。

主な関連計画

- 桜川市田園都市づくりマスタープラン



5-2 景観の良い住環境の保全

施策の目指す姿

住環境の維持と景観の向上が図られ、空き家が利活用されている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	成果指標	今後も桜川市に住んでいくために住みやすい住環境であると感じる市民の割合	49.0%	55.0%
②	活動指標	定住支援事業の支援件数（5か年累計）	-	150件
③	成果指標	地区の特性を生かした景観が維持・向上されていると感じた市民の割合	44.9%	55.0%
④	活動指標	景観や空き家に関する利活用の相談件数（5か年累計）	-	5

現状

- ◇ 桜川市の市営住宅は17箇所、360戸あり（内6箇所75戸は老朽化により用途廃止としている）、維持費を抑制しながら、適切に維持・管理している状況です。
- ◇ 都市公園13箇所、その他の公園12箇所は、景観に配慮しつつ適切に維持・管理を行っています。
- ◇ 磯部桜川公園内のヤマザクラの樹勢が衰えており、景観に影響を及ぼしている。
- ◇ 東日本大震災時に甚大な被害を受けた登録有形文化財などの文化的価値の高い伝統的建造物について、令和元（2019）年度で災害復旧は完了しました。
- ◇ 空き家対策については、適正な管理と利活用に向け、空き家などの建物管理・活用に関する意向調査を行っています。

課題

- ◆ 用途廃止した住宅については、景観や安全性の観点から計画的に移転推進・撤去を行う必要があります。
- ◆ 磯部桜川公園内のヤマザクラの樹勢が衰えており、樹勢回復の取り組みが必要です。
- ◆ 公園の維持・管理については、遊具などの修繕・更新や樹木の剪定などの管理にかかる財政負担が甚大であるため、効率的な管理の方法を検討していく必要があります。
- ◆ 良好な景観を阻害する建物が散見されるようになり、景観保全施策が必要となっています。
- ◆ 伝統的建造物群保存地区※1の災害復旧は完了しましたが、景観整備に係る修理・修景事業は進んでおらず、積極的に取り組む必要性があります。
- ◆ 新たな空き家をつくらない施策が重要であり、将来空き家となる状況下にある独居老人などに対する空き家化防止対策が必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段

5-2-1 市営住宅の適切な維持・管理

市営住宅の適切な維持・管理に努めます。

- ◎市営住宅の計画的な営繕
- ◎生活で必要となる修繕への迅速な対応

- ◎老朽化が深刻な用途廃止住宅の解体撤去

5-2-2 定住・空き家支援の推進

定住促進事業と空き家などの利活用事業を推進します。

- ◎空き家の流動化を促す施策の実施

- ◎定住希望者・空き家管理者への相談体制の整備

5-2-3 景観の維持・向上

景観の維持・向上に努めます。

- ◎桜川市景観計画の運用
- ◎伝統的建造物群保存地区の修理・修景事業を促進

- ◎市民との協働による景観まちづくりの推進

5-2-4 公園の維持管理

公園の適切な維持・管理に努めます。

- ◎地域資源であるヤマザクラを有する公園の維持管理の強化
- ◎維持管理方法の点検評価と適切な維持管理方法の検討

- ◎市街地における緑環境やコミュニティの場、災害時の避難場所としての役割の確保
- ◎ヤマザクラの樹勢回復及び植栽推進

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">・ 景観計画の策定や公園の維持管理方法の点検評価に積極的に関与し、私たちの景観、私たちの公園であることを理解します。・ 景観向上の取り組みや、公園管理に関する事業に積極的に参加します。・ 新規移住・定住者に対しては、積極的に地域コミュニティへの受入れを行います。	<ul style="list-style-type: none">・ 市営住宅や公園などの設備状況を点検し、適切な営繕を行います。・ 国・県などと連携し、効果的な定住支援や空き家利活用支援を実施します。・ 景観保全に関する検討の場を設け、市民の積極的な活動を支援します。

主な関連計画

- ・ 桜川市景観計画
- ・ 桜川市歴史的風致維持向上計画（第2期）
- ・ 桜川市公営住宅等長寿命化計画
- ・ 桜川市ヤマザクラ保全活用計画
- ・ 桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存計画
- ・ 桜川市空家等対策計画
- ・ 桜川市公園施設長寿命化計画

用語解説

※1 : 伝統的建造物群保存地区とは、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群と、これと一体をなしてその価値を形成している周囲環境を保存するため、市が条例で定めた地区のこと。



5-3 道路網の整備

施策の目指す姿

利用者が安全で快適に通行できる環境が整っている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	活動指標	道路未改良延長（一級・二級市道）	19,008m	16,000m
②	成果指標	市内の道路が安全だと感じる市民の割合	25.1%	35.1%
③	活動指標	危険箇所数（通学路）	8件	3件

現状

- ◇ 本市の道路網は、市を東西に横断する北関東自動車道、国道50号線、主要地方道石岡筑西線、南北に縦断する主要地方道つくば益子線、一般県道東山田岩瀬線等、広域都市圏とを結ぶ広域交通ネットワークと市内各地域間を結ぶ市道幹線道路ネットワークを中心とし、市民の日常生活に欠かせない生活基盤になっています。
- ◇ 各行政区から多くの陳情・要望を受けて、必要性・緊急性を勘案し道路整備を実施しています。
- ◇ 道路の損傷や危険箇所の把握に努め、その改善に取り組んでいます。
- ◇ 広域都市圏とを結ぶ国・県道の整備促進を図るため、国や県との連携の強化に努めています。

課題

- ◆ 市民からの道路整備に関する期待水準は高く、社会環境に応じた市民生活に資する道路網の整備を図る必要があります。
- ◆ 道路整備に関し、各行政区から多くの陳情・要望が出されていることから、必要性・緊急性を勘案し、優先順位を決めて取り組んでいく必要があります。
- ◆ 道路の陥没や亀裂などについては、道路の安全確保のため、迅速な補修を行う必要があります。

施策の目指す姿を実現するための手段

5-3-1 市道の整備

利用者が快適に通行できるよう、市道の整備を進めます。

- ◎市民の生活基盤となっている市道幹線道路の整備
- ◎市民生活に密着した生活道路の整備

5-3-2 市道の維持管理、危険箇所の改修

利用者が安全に市道を通行できるよう、維持管理や危険箇所の改修を行います。

- ◎市道の適切な維持管理
- ◎市道の危険箇所の改修
- ◎道路施設の長寿命化

5-3-3 国道・県道の整備促進

広域都市圏との移動がスムーズに行えるよう、国や県との連携強化を図ります。

- ◎国道50号線の整備促進
- ◎主要地方道つくば益子線・石岡筑西線（上曾トンネル周辺整備）、一般県道東山田岩瀬線等の整備促進

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">道路の損傷状況や危険箇所について、情報提供します。道路整備や維持・管理について理解を深め、除草作業など道路の美化に貢献します。	<ul style="list-style-type: none">年次計画を定めて効率的に道路整備を行います。道路整備に関する情報提供を行います。道路の損傷箇所や危険箇所について、状況に応じて速やかに補修を行います。国道・県道で整備が必要なものについては、整備促進を国・県に積極的に働きかけます。

主な関連計画

- 橋梁定期点検・長寿命化事業
- 市道路里親制度
- 合併市町村幹線道路整備事業（上曾トンネル整備）
- 市国土強靱化地域計画



5-4 公共交通の充実

施策の目指す姿

誰もが気軽に公共交通を利用して移動できている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	成果指標	市内の公共交通機関に満足している市民の割合	23.8%	28.0%
②	活動指標	コミュニティバス※ ¹ の利用者数	73,132人	75,000人

現状

- ◇ 平成 20（2008）年 3 月をもって市内の路線バスが全線廃止になったことを受け、子どもや高齢者などの交通弱者の移動手段確保を目的に、同年 4 月から市内全域でデマンド型乗合タクシー※²を運行しています。
- ◇ 広域的な地域公共交通ネットワークの形成を目指し、桜川・つくば・筑西・下妻・常総・牛久・つくばみらいの 7 市による、「公共交通網の広域連携を図る検討会議」が発足しました。
- ◇ 平成 28（2016）年 10 月から広域連携バス（桜川市：真壁庁舎⇄つくば市：筑波山口）の実証実験運行を実施し、平成 29（2017）年 10 月から岩瀬庁舎⇄筑波山口で本格運行を開始しています。また、平成 30（2018）年 10 月から桜川地域医療センター開院に伴い、病院経由便を増便しました。
- ◇ 令和 2（2020）年 4 月からは、さらなる市内公共交通の充実を図るため、市内巡回ワゴン（ヤマザクラ GO ミニ）の実証実験運行を開始しています。

課題

- ◆ 高齢化の進展による運転免許を持たない方の増加や、市内小中学校の統合に伴う児童・生徒に対する通学支援など、公共交通に対する需要・要望は高まっています。市内には現在、デマンド型乗合タクシー、ヤマザクラ GO、ヤマザクラ GO ミニの 3 種類の公共交通が運行していますが、近年の社会状況や生活スタイルの変化に対応した、より利便性の高い公共交通ネットワークの構築・再編が求められています。
- ◆ 公共交通は、地域の生活や経済活動にとって必要不可欠なものです。安定的な維持・運営には利用者数の増加が必要不可欠です。そのため、従来の自家用車による移動から公共交通を利用した移動への転換に向けた啓発活動を行い、公共交通の利用促進を図る必要があります。
- ◆ 市内にある観光地や公共施設等に対し、市外からもアクセスしやすい交通手段確保が求められています。
- ◆ 今後想定される新市庁舎建設や、小中学校の統廃合に伴う新たな人の移動に対応した公共交通網の形成が求められています。

施策の目指す姿を実現するための手段

5-4-1 公共交通網の整備

交通不便地域の解消に努めます。

- ◎桜川市地域公共交通計画の推進
- ◎桜川市内基幹ルート^{※1}の整備

- ◎新たな公共交通システムの検討
- ◎広域連携による公共交通網の整備

5-4-2 公共交通の維持

安全で快適に移動できる持続可能な公共交通を確保します。

- ◎デマンド型乗合タクシー事業の再編
- ◎市内交通事業者との連携強化

- ◎市内循環バス、タクシー利用補助などの検討
- ◎福祉・自家用有償旅客運送^{※3}の検討

5-4-3 公共交通の利用促進

公共交通に対する意識醸成・利用促進に努めます。

- ◎市内公共交通の利用促進策の実施
- ◎公共交通を地域で支えるという意識の啓発

- ◎病院や学校、商業・観光施設、企業との連携

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">・ デマンド型乗合タクシー、コミュニティバスなどの公共交通機関を積極的に利用します。	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者のニーズを適確に把握し、民間交通事業者との協力体制強化に努めます。・ 公共交通のPRや運行に関する情報の広報活動に努めます。・ 公共交通に対する市民への意識づけと利用促進活動を行います。

主な関連計画

- ・ 桜川市地域公共交通計画

用語解説

- ※1：コミュニティバスとは、交通空白地域や不便地域の解消などを目的に、市町村などが主体となり、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して行う乗合バス運送、又は市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送によって運行するもの。
- ※2：デマンド型乗合タクシーとは、交通手段に不便をきたしている市民に対し、自宅や指定の場所から目的地まで送迎する予約制による乗合タクシーのこと。
- ※3：自家用有償旅客運送とは、過疎地域などにおいて、住民の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた市町村、NP0などが自家用車を用いて有償で運送する仕組みのこと。



5-5 下水道の整備

施策の目指す姿

快適で衛生的な生活環境で暮らせている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	活動指標	生活排水処理普及率	69.85%	72.00%
②	活動指標	公共下水道普及率	16.06%	17.00%
③	活動指標	公共下水道接続率	61.08%	70.00%
		農業集落排水接続率	83.90%	89.00%
④	活動指標	公共下水道使用料収納率	99.47%	99.50%
		農業集落排水使用料収納率	99.02%	99.05%

現状

- ◇ 全体の整備計画面積 1,229ha について、桜川市公共下水道全体計画に基づき、計画的な整備を進めています。令和 2（2020）年度末整備済面積は 304.14ha で、整備の進捗率は約 24% になっています。整備が完了している農業集落排水の総管理延長は 112km になっています。
- ◇ 公共下水道の接続率 61.08%、農業集落排水の接続率 83.90% になっており、公共下水道の接続率が低い水準になっています。
- ◇ 公共下水道や農業集落排水の区域外では、合併浄化槽の普及拡大を推進しています。

課題

- ◆ 今後、公共下水道の整備を計画通りに進めていくには、財源の確保が必要です。厳しい財政状況や効率的な施設整備を勘案し、公共下水道の計画区域を見直すことが必要です。
- ◆ 流域下水道の維持管理負担金について、現状に見合った見直しのため関係機関と調整を図る必要があります。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、未接続者への戸別訪問・接続キャンペーン等の実施が困難になってしまい、新たな新型コロナウイルス対策の接続推進活動が課題となっています。
- ◆ 高度処理型合併浄化槽の設置補助の他、宅内配管補助も検討していきます。

施策の目指す姿を実現するための手段

5-5-1 下水道の接続

河川や湖沼などの公共水域の水質保全活動を推進します。

- ◎ 供用開始地区への戸別訪問による普及PR活動と接続支援
- ◎ 生活排水処理に対する住民への啓発

5-5-2 公共下水道の整備

下水道区域の全体計画を見直し、効率的な事業運営を図ります。

- ◎ 生活排水バスタープランによる整備手法の見直し
- ◎ 効率的な整備工事の施工

5-5-3 安定した経営

受益者負担金や使用料の徴収率向上に努め、安定した経営を図ります。

- ◎ 未納者への戸別訪問
- ◎ 施設の適切な維持管理

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">• 下水道事業（農業集落排水を含む）に対する理解を深め、下水道整備地区においては速やかに下水道に接続します。• 家庭や事業所において、分解が困難な汚水を極力流しません。• 単独浄化槽から合併浄化槽への転換を早急に行います。	<ul style="list-style-type: none">• 下水道事業の効率的で健全な事業運営に努めます。• 下水道事業の普及啓発に努めます。• 高度処理型浄化槽の普及拡大を図ります。

主な関連計画

循環型社会形成推進地域計画

桜川市公共下水道全体計画



5-6 上水道の整備

施策の目指す姿

安全安心な水が安定供給されている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	活動指標	水道普及率（給水人口／常住人口）	93.2%	93.7%
②	活動指標	有収率※1	59.4%	67.0%
③	成果指標	水道水に満足している市民の割合	50.2%	55.0%
④	活動指標	経常収支比率※2	96.5%	100%
⑤	活動指標	水道料金収納率	99.9%	99.9%

現状

- ◇ 桜川市は、茨城県企業局が行う県西広域水道用水供給事業からの受水を主な水源とし、将来にわたる安定した水の供給に努めています。
- ◇ 水道普及率は、水道の新規加入により給水戸数は増加しているが、給水人口の増加が少なく伸び悩んでいる。
- ◇ 平成 29（2017）年度の寒波により給水管からの漏水が増加し、有収率が減少している。また、水道管の老朽化による突発的な漏水への対処も急務である。
- ◇ 経常収支比率は、常住人口の減少や節水家電の普及による水道料金収入の減少、漏水復旧工事の増加などによる支出の増加により、比率が減少している。
- ◇ 平成 30（2018）年 1 月から水道料金等徴収業務を外部委託したことにより、収納率が増加している。

課題

- ◆ 経営安定化のため、平成 28（2016）年度に定めた水道事業経営戦略の改定と水道ビジョンの策定が必要です。
- ◆ 新型コロナウイルスによる状況をよみつつ水道普及活動が求められています。
- ◆ 有収率向上のため、漏水箇所の早期発見と迅速な修繕工事、そして老朽管の更新を進めることが必要です。また、緊急時の対応強化が求められています。
- ◆ 施設の老朽化の進行や災害対策を踏まえ、耐用年数を過ぎる施設の維持・更新を進めていく必要があります。
- ◆ 県南西水道統合による給水体制の整備とそれによる財政状況変化への対応が必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段

5-6-1 上水道の安定供給

安全安心な水を安定して供給します。

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ◎浄水・配水施設や老朽化管の整備・改修と維持管理 | ◎安全な水を供給するための水質管理の徹底 |
| ◎緊急時の給水活動や復旧工事などへの対応体制の強化 | ◎漏水の早期発見と迅速な修繕工事依頼 |

5-6-2 上水道の経営安定化

健全な上水道の経営を行います。

- | | |
|----------------|--------------------------|
| ◎広報活動による普及率の向上 | ◎経営状況の安定化、健全化に向けた経営戦略の改定 |
|----------------|--------------------------|

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">水道料金を延滞なく支払います。非常時の貯水、給水体制について、地域や家庭で理解を深め、実践します。漏水発見の際、速やかに水道課へ連絡します。	<ul style="list-style-type: none">安全な水の安定供給に努めます。水道設備指定工事店の適切な指導・監査に努めます。水道事業の経営改革を推進し、効率的で健全な事業運営に努めます。水道事業に関する情報提供や意識啓発に努めます。漏水箇所の早期発見や、漏水事故の復旧に迅速に対応します。老朽施設などの調査と更新を行います。

主な関連計画

- 桜川市水道事業経営戦略

用語解説

※1：有収率とは、配水した水量と料金として収入のあった水量との比率のこと。

※2：経常収支比率とは、収益性（経営の健全化度）をみる際の代表的な指標であり、この比率が高いほど利益率が高いことを表すもの。

5-7 廃棄物の抑制と適切な処理



施策の目指す姿

ごみの発生が抑制され、適正な処理が行われている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	活動指標	1人1日あたりのごみ排出量	644g	620g
②	成果指標	資源物比率（資源ごみ÷ごみ総排出量）	9.0%	10.0%
③	活動指標	可燃ごみの搬入量	8,289 t	8,000 t
④	活動指標	不燃ごみの搬入量	431 t	350 t
⑤	活動指標	資源ごみの収集量	865 t	950 t

現状

- ◇ 桜川市のごみ処理は、筑西広域市町村圏事務組合による広域ごみ処理施設「筑西環境センター」で処理しています。また、し尿処理については、笠間市と共同処理をしている筑北環境衛生組合の「クリーンセンター」で処理しています。
- ◇ 人口は減少していますが、核家族化が進み世帯数が増えているため、ごみの総排出量はさほど減少していない状況です。
- ◇ 全世帯へのごみ回収ポスター配布や地域でのリサイクル活動推進により、ごみの適正処理を進めています。
- ◇ 近年はコロナウイルスの影響で在宅時間が増えたことで、ごみの排出量が増加している傾向にあります。

課題

- ◆ 循環型社会の形成を目指した3R（リデュース・リユース・リサイクル）※1の推進について、地域住民や事業者と協力して取り組むことが求められています。
- ◆ 資源物がごみとして排出されている現状があることから、排出前の分別の徹底について啓発する必要があります。
- ◆ ごみ減量化に向けて広域的な取り組みを検討します。

施策の目指す姿を実現するための手段

5-7-1 ごみ減量化の推進

適正な廃棄物の処理と環境への負荷の少ない循環型社会の構築を進めます。

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| ◎ 不要な物の購入を控えることや再利用などの意識啓発の推進 | ◎ マイバック利用の促進 |
|-------------------------------|--------------|

5-7-2 分別収集と適切な処理

ごみの減量化とリサイクルを円滑に推進します。

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------------|
| ◎ スチールやアルミ缶など資源化物の分別排出について、広報紙などによる周知 | ◎ 市民・事業者・市の三者による協働でのリサイクルの取り組み |
| ◎ 集積所などでの誤った排出物への違反シールを活用した指導 | ◎ 各地区におけるリサイクル収集活動の支援 |

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">ごみ減量化の重要性を理解し、日常生活において、ごみの分別を心がけ、実践します。地域の清掃活動に積極的に参加します。	<ul style="list-style-type: none">筑西環境センターの適切な維持管理に努めます。分別収集やごみ減量化に関する意識の普及啓発に努めます。

主な関連計画

- 桜川市一般廃棄物処理計画

5-8 生活環境の保全



施策の目指す姿

生活環境（水質・大気・土壌）が保全されている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	成果指標	省エネなどの地球環境への負荷を軽減する行動を行った市民の割合	74.1%	85.0%
②	成果指標	自然環境を守る行動を行ったことのある市民の割合	29.0%	40.0%
③	活動指標	不法投棄件数	69件	50件
④	活動指標	桜川の水質（BOD※ ¹ ）（市内の最下流「地藏橋」地点）	1.1mg/L	0.9mg/L

現状

- ◇ 第2次桜川市環境基本計画を令和2（2020）年に策定し、実施していきます。
- ◇ ゼロカーボンシティ宣言都市※²として、令和2（2020）年7月に表明しました。

課題

- ◆ 市全域を対象に地球温暖化防止対策実行計画の区域施策編を策定し、省エネ対策や、再生可能エネルギー※³の利用推進をしていきます。
- ◆ ごみの散乱や不法投棄、犬のフン害などが問題視されており、市をあげての環境美化活動の意識啓発が必要です。
- ◆ 産業廃棄物や一般廃棄物の不法投棄問題、生活排水による水質汚濁の問題などは、本市の自然環境に深刻な影響を与える懸念があり、これらの問題に適確に対処していくことが求められています。

施策の目指す姿を実現するための手段

5-8-1 公害防止・生活環境の保全

土砂等や廃棄物の投棄など未然防止する監視強化や公害苦情の指導強化を図ります。

- | | |
|--|-----------------------|
| ◎不法投棄・水質監視員等のパトロール強化、市民から情報提供できる体制の整備及び啓発活動の推進 | ◎公害防止対策の推進、公害防止に向けた啓発 |
| ◎環境保全対策会議の設置運営 | ◎空き地等の適正な管理 |
| ◎法令に基づく規制、指導強化 | ◎動物愛護やマナーの高揚 |

5-8-2 地球温暖化防止対策

地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出の低減対策を図り、温暖化に対する理解促進を行います。

- | | |
|---|-------------------|
| ◎市内全体の温室効果ガスを抑制するための地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定 | ◎家庭、事業所での省エネ活動の推進 |
| ◎市内の太陽光発電施設の設置、管理の徹底 | ◎蓄電システム等の普及促進 |

5-8-3 環境保全活動の推進

環境学習や市民参加を通じて、自らが主体的に環境保全に取り組む意識を醸成します。

- | | |
|--------------------|--------------|
| ◎市民参加型の環境美化活動の推進 | ◎自然体験型学習会の充実 |
| ◎市民・事業者への環境保全活動の支援 | ◎環境情報提供体制の整備 |

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">土砂等や廃棄物を持ち込ませないため、危惧される場合は情報提供に努めます。家庭での省エネ活動を実践します。環境美化活動に参加し、今も昔も変わらない地域を守ります。	<ul style="list-style-type: none">土砂等や廃棄物を持ち込ませないようパトロールを強化します。市の温室効果ガスを把握し、低減対策を図ります。学校や家庭と連携して環境教育の充実を図るとともに、広報紙などを通じて環境保全意識の普及啓発に努めます。

主な関連計画

- 第2次環境基本計画

用語解説

- ※1：BODとは、生物化学的酸素要求量のことで、国の定める環境基準値（生活環境の保全に関する環境基準）は2.0mg/L以下となっている。
- ※2：ゼロカーボンシティ宣言都市とは、脱炭素社会に向けて、2050年までにCO2（二酸化炭素）を排出実質ゼロにすることを目指す地方自治体のこと。
- ※3：再生可能エネルギー（P6参照）



6-1 市民協働のまちづくり

施策の目指す姿

市民と行政が情報を共有し、
協働によるまちづくりを実践している。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	成果指標	行政の情報が十分に提供されていると感じている市民の割合	55.4%	60.0%
②	成果指標	行政が行うまちづくり活動に継続的に参加している市民の割合	9.2%	10.0%
③	成果指標	地域の活動に参加している市民の割合	54.0%	58.0%

現状

- ◇ 市政情報については、広報紙やホームページ、電子メール、SNS※¹などを通じて情報発信を行っています。
- ◇ 市民の声を行政運営に反映させるため、市民の日や市政モニター、ご意見ボックスの設置などを行っています。
- ◇ 平成28(2016)年にブルガリア共和国シリストラ市、令和元(2019)年にフィリピン共和国バコール市と友好交流都市協定を締結し、両市と交流を深めてきました。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のブルガリア共和国及びモンゴル国のホストタウンとして、選手の応援や文化に関するイベントを実施してきました。

課題

- ◆ 地域の課題解決のためには、親子での活動教室を開催し、まちづくりへの意識の醸成を図っていく等、親子の成長に関わって行くことも必要です。
- ◆ 市民に対して、市政情報を十分に提供するため、様々な媒体の活用が求められています。
- ◆ 経済や観光の国際化の進展に伴い、国際交流を通じた国際感覚の醸成が求められています。

施策の目指す姿を実現するための手段

6-1-1 広報広聴の充実

行政情報を市民に適確に伝えるとともに、市民の意見が行政運営に反映される仕組みをつくりま
す。

- ◎ 広報紙やホームページ、電子メール・SNS
※¹など、様々な媒体を活用した情報発信の充実
- ◎ 市民の日や市政モニター、ご意見ボックスの
設置などによる、市民の声を聴く機会の充実

6-1-2 協働のまちづくりの推進

市民と行政の対話による協働のまちづくりの仕組みをつくりま
す。

- ◎市民参加による行政運営の進捗管理の導入
- ◎市民と行政が対話する機会の充実

6-1-3 市民の連携による地域づくりの推進

市民同士や他都市の市民などとのネットワークを生かしたまちづくりを推進しま
す。

- ◎市民のネットワークづくりの強化
- ◎親子での交流の機会の拡充
- ◎他都市の市民と交流する機会の拡充
- ◎国際交流の促進

6-1-4 市民自治の推進

市民が主体となったまちづくりを推進しま
す。

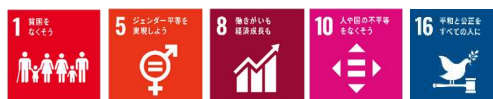
- ◎まちづくりのリーダーとなる人材の育成
- ◎市民自治に関する意識啓発の充実
- ◎市民参加のまちづくりの拡充

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">・ 市政や社会貢献活動に積極的に参加します。・ 自分のまちは自分たちでつくるという意識を持ちます。	<ul style="list-style-type: none">・ NPO※²やボランティア団体などの活動を支援します。

主な関連計画

用語解説

※1 : SNS (P74参照)
※2 : NPO (P9参照)



6-2 人権尊重のまちづくり

施策の目指す姿

人権への意識が高くなり、人権が守られている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	成果指標	個人の人権が保護されて守られていると感じた市民の割合	68.0%	78.0%
②	成果指標	男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合	21.4%	25.0%
③	活動指標	施策決定の場（審議会・委員会）の女性の進出の割合	20.0%	23.0%

現状

- ◇ 人権啓発や男女共同参画^{※1}の推進については、講演会の開催や意識啓発活動など、継続した取り組みを行っています。
- ◇ 子どもや高齢者、障がい者への虐待以外にも、LGBT^{※2}や感染症に対する新たな差別や偏見に対する人権問題が生じています。
- ◇ 人権擁護委員による相談会を定期的に行い、人権に関する家庭内問題や近隣トラブルなどの相談に対応しています。
- ◇ 県による第4次男女共同参画基本計画策定（令和3（2021）年3月）に続き、桜川市でも平成31（2019）年3月に第2次男女共同参画プランを策定しました。
- ◇ 平成27（2015）年8月に事業主行動計画の策定が義務付けられ、平成28（2016）年4月に施行いたしました。
- ◇ 桜川市の審議会などへの女性登用率（20.0%）が、県平均（26.2%）と比較して低い水準となっています。
- ◇ 男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合は、ここ数年横ばいの状況になっています。

課題

- ◆ 差別や偏見をなくし、互いの違いを認め合い、相手の気持ちを考えて思いやることができる心を育むことが必要です。
- ◆ 講演会や街頭キャンペーンなどを推進することで、市民の人権意識の高揚を図り、安心して快適に暮らせる地域社会づくりが必要です。
- ◆ 虐待やDV^{※3}など多種多様な人権問題を相談出来る体制の充実と、早期発見を可能とする市民・事業者などの連携が必要です。
- ◆ 桜川市の政策や方針決定過程において、積極的な女性委員の登用が求められています。
- ◆ 広報活動や講演会を通じ、男女共同参画意識の普及を図ることが必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段

6-2-1 人権意識の啓発

多様な主体が互いに連携し、支え合う共存社会実現のため、市民が互いの人権を尊重し安心して暮らすことのできるよう、人権尊重思想の普及高揚に努めます。

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ◎講演会の開催など人権啓発事業の推進 | ◎困ったときには、誰でも身近で相談ができる仕組みづくり |
| ◎教育における人権意識への関心と理解を深める機会づくり | ◎人権問題に対して適切な助言ができる相談体制の充実 |

6-2-2 男女共同参画の推進

男女共同意識の向上に努めます。

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------|
| ◎桜川市の政策や方針決定過程における審議会などへの積極的な女性委員の登用 | ◎市民団体などが主体で開催するセミナーなどへの支援 |
| ◎広報活動や講演会の開催 | |

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">差別意識や偏見を持つことなく、相手の気持ちを考え、思いやる心を育むように努め、間違った情報を信じたり拡散したりしないように心がけます。雇用者はCSR(企業の社会的責任)として人権を尊重し、適正な採用活動や労働環境の整備を行います。男女共同参画に対する理解を深め、自ら実践します。雇用者は、女性が働きやすい環境づくりを行います。	<ul style="list-style-type: none">講演会や人権に関する意識啓発活動を通して、市民が「人権について考える」動機づけを積極的に行い、かつ困ったときには身近で相談できる体制の充実に努めます。複雑化・多様化する人権問題に対応できるよう、職員は自ら学び考え、人権意識の醸成に努めます。男女共同参画社会の構築に向け、率先して取り組みます。男女共同参画に係わる指導者の育成や関係団体の支援に努めます。

主な関連計画

- 第2次桜川市男女共同参画推進プラン
- 第3次地域福祉計画

用語解説

※1：男女共同参画（P22参照）

※2：LGBTとは、性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つ。Lesbian、Gay、Bisexual、Transgenderの頭文字。

※3：DVとは、Domestic Violenceの略で、夫婦や恋人などの親密な関係にあるパートナーからの暴力のこと。



6-3 時代に合った自治体運営

施策の目指す姿

計画的により適切で効果的な行政サービスが提供されている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	成果指標	総合計画に掲げた成果指標が目標値を達成できた施策の割合	36.5%	70.0%
②	成果指標	第4次行財政改革の計画達成度【新規】	-	100%
③	成果指標	実際に窓口を利用した人が窓口を利用しやすいと感じた市民の割合	82.3%	85.0%

現状

- ◇ 第2次総合計画前期基本計画期間は、施策評価会議を実施し進行管理を行っています。
- ◇ 第3次行財政改革大綱に基づいて、第3次行財政改革実施計画を策定し、PDCAサイクル※¹により、人事評価制度の推進、マイナンバーカードの交付の推進や公共施設の適正配置に取り組みました。
- ◇ 市民の利便性向上を図り、延長窓口や休日窓口を実施しています。
- ◇ 消防・ごみ処理・し尿処理など市単独では対応できない行政サービスについて、一部事務組合を設置し、近隣自治体と共同で事業を実施しています。
- ◇ 現在の庁舎は、3庁舎に機能が分散していることにより来庁者が一つの庁舎で目的を完結することが出来ず、市民サービスの低下を招いています。

課題

- ◆ 人口減少や少子高齢化の進展に伴い、社会保障費の増加や市税の減収などが予想されるため、より計画的で効果的・効率的な行政運営を推進し、強力に行財政改革に取り組む必要があります。
- ◆ 庁舎を含め、公共施設については、老朽化による修繕費の増大が見込まれます。市民サービスの向上や財政負担の軽減、また行政組織の機能向上を図るために、公共施設個別施設計画に基づいて、施設の統廃合や長寿命化、新庁舎や、岩瀬中央公民館と新たな図書館を複合した新施設の整備を推進する必要があります。
- ◆ 多様化する市民ニーズに対応し、電算化による事務処理の効率化と正確性向上を図り、適格に市民サービスを提供することが求められています。
- ◆ 多様化する市民ニーズに対応し、電算化による事務処理の効率化と正確性向上を図り、適格に市民サービスを提供することが求められています。
- ◆ 総務省が策定した「自治体DX推進計画」により、デジタル社会の構築に向けた取り組みを進めることが求められています。
- ◆ 個人情報や漏洩するネット犯罪の増加やマイナンバー制度の導入に伴い、情報セキュリティ対策の強化が必要となっています。
- ◆ 広域的な防災協定の締結や観光振興施策など地域の個性を生かした他自治体との連携やネットワークづくりが求められています。
- ◆ 新庁舎整備により現庁舎の抱える課題を解決し、市民の多様なニーズに対応した行政サービスの提供と効率的かつ適切な行政運営が求められます。

施策の目指す姿を実現するための手段

6-3-1 計画的な行政運営

第2次総合計画に基づき計画的な施策展開や事業実施を行います。

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| ◎実施計画・行政評価・予算編成を連動させた総合計画の進行管理 | ◎内部評価・外部評価による行政評価システムの導入 |
|--------------------------------|--------------------------|

6-3-2 適切で効果的な事務事業の推進

厳しい行財政環境に対応するため、事務の効率化や合理化を推進します。

- | | |
|----------------|--|
| ◎行財政改革大綱の策定と推進 | ◎行財政改革実施計画の進行管理と公表 |
| | ◎自治体の情報システムの標準化・共通化（DX※ ² 推進計画） |

6-3-3 効率的な施設配置

市民にとって使いやすく機能的な公共施設の整備及び、統廃合による集約を実施します。

- | | |
|---|--------------|
| ◎公共施設個別施設計画に基づいた配置の見直しや、長寿命化を検討し、財政負担の軽減及び平準化を図ります。 | ◎集約した公共施設の整備 |
|---|--------------|

6-3-4 適確な市民サービスの提供と個人情報の保護

市民の個人情報が守られ、柔軟かつ正確な対応ができる窓口サービスを提供します。

- | | |
|----------------------------|------------------------------------|
| ◎丁寧で適確な窓口サービスの提供 | ◎情報セキュリティ対策の強化 |
| ◎情報通信技術を活用した事務処理の効率化と正確性向上 | ◎マイナンバー（個人番号）制度を活用した市民の各種手続きの利便性向上 |
| | ◎行政手続きのオンライン化（DX推進計画） |

6-3-5 広域連携の推進

他自治体と連携し、各種行政サービスを協力して実施します。

- | | |
|-----------------------|---------------------------------------|
| ◎一部事務組合で共同処理している事業の推進 | ◎課題を共有する他市町村との連携（災害時相互応援、公共交通、観光振興など） |
|-----------------------|---------------------------------------|

6-3-6 桜川市複合施設の整備

老朽化した岩瀬中央公民館を解体して、公民館と図書館、行政手続きの窓口となる支所機能を合わせた複合施設を整備します。

- | | |
|-----------------|--|
| ◎桜川市複合施設整備事業の推進 | |
|-----------------|--|

6-3-7 新庁舎の整備

現在抱える課題を解消するため、新庁舎を整備します。

- | | |
|-------------|--|
| ◎新庁舎整備事業の推進 | |
|-------------|--|

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> • 桜川市の行政運営について関心を持ち、様々な機会を通して意見を述べます。 • 行政の効率化に伴う、市民サービスへの対応と協力を努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> • 効率的で効果的な行政運営を推進します。 • 安心・安全で快適に利用できる庁舎を整備します。 • 市民サービスの向上、親切・丁寧な対応に努めます。

主な関連計画

- 第4次桜川市行財政改革大綱

用語解説

※1：PDCAサイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルを繰り返すことで、業務の改善を促すこと。

※2：DX（P8参照）

6-4 組織経営と人事マネジメント の充実



施策の目指す姿

市民から信頼される組織・人事体制が確立されている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	成果指標	多様なニーズに対応できる組織だと思っている市民の割合	37.2%	50.0%
②	成果指標	市役所の職員の働きぶりに満足している市民の割合	62.5%	70.0%
③	成果指標	職員研修を受けたことにより、職務により前向きに取り組むことができた職員の割合	79.3%	90.0%
④	活動指標	女性管理職（課長相当職以上）の割合	26.0%	30.0%

現状

- ◇ 職員の定員適正化を図るため、第4次定員適正化計画を策定しました。グループ制^{*1}と給与体系を見直し、現在の職員構成に合った効果的、効率的な組織体制に整えました。
- ◇ 組織の活性化を目的とした役職階層別の研修や様々な行政課題に対応するための専門研修などにより職員の能力開発を行っています。
- ◇ 職員の能力と意欲を向上させ、質の高い住民サービスを提供するために、人事評価制度^{*2}を実施しています。
- ◇ 女性職員が活躍できる職場環境づくりを進めるため特定事業主行動計画に基づき、女性のキャリア研修や多様なポストへの配置、また仕事と家庭の両立のため男性職員の育児休暇取得促進など必要な取り組みを実施しています。
- ◇ 年金支給開始年齢の引き上げに伴い、平成26（2014）年度から定年退職した職員のうち希望する職員を再任用し、雇用の延長を行っています。

課題

- ◆ 新庁舎及び複合施設建設に伴い、より効率的な運営を行うことができる新たな組織体制の見直しが必要となります。
- ◆ 地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員の定年が延長されることとなります。第4次定員適正化計画の計画変更とともに組織体制の見直しが必要となります。
- ◆ 働き方改革及び長時間労働の抑制などの社会情勢に適應するため、女性だけでなく、多様な人材が活躍できる職場環境作りを行い、ワークライフバランス^{*3}の推進及び支援への取り組みが浸透する組織風土を醸成する必要があります。
- ◆ 近年のコロナウイルス及び災害への対応など複雑高度化する業務の影響により、職員のメンタル不調者が増加しています。義務化されたストレスチェックを実施していますが、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮し活用するためには、より一層職員の心の健康への取り組みを実施する必要があります。

施策の目指す姿を実現するための手段

6-4-1 職員の資質向上と人材育成

市民サービスの向上に向け、職員の能力開発・人材の育成・（職員の能力を最大限に発揮する）に努め、少数精鋭の組織を築きます。

- ◎職員研修の計画的かつ効果的な実施
- ◎人事評価制度の適正運用

- ◎職員の心の健康に対する保持増進

6-4-2 組織機構の適正化

市民サービスの向上と健全な行財政運営のバランスに配慮した組織機構の適正化を進めます。

- ◎新庁舎建設に伴う組織機構の見直し及びその後の持続可能な組織運営
- ◎定年引上げによる職員の計画的な活用

- ◎会計年度任用職員の適正活用

6-4-3 多様な人材の活用とワークライフバランスの推進

働き方改革を推進し、多様な人材を生かす組織運営を進めることで、全ての職員が意欲と能力の向上を発揮できる職場環境作りを進め、組織力の向上を図ります。

- ◎女性職員の管理的地位への登用拡大と研修の実施
- ◎男性職員の育児休業等取得の推進

- ◎超過勤務の削減

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">行政の発信する情報に関心を持ちます。自らの意見・ニーズを行政に伝えるため、各種アンケートに協力し、行政との対話の場に積極的に参加します。	<ul style="list-style-type: none">市民に人事・行政に関する情報を提供します。市民サービスの向上と健全な行財政運営のバランスのとれた組織機構の適正化を進めます。人事評価制度・研修などを通して職員の能力開発に努め、市民サービスの向上を図ります。

主な関連計画

- ・ 桜川市定員適正化計画
- ・ 桜川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画
- ・ 桜川市人材育成基本方針
- ・ 職員の心の健康の保持増進のための指針

用語解説

- ※1：グループ制とは、縦割り型の係制と比較して、事務配分の合理化が図れ、業務のむらや繁閑の調整がしやすく、職員がより協力して仕事にあたるヨコ型の業務体制のこと。
- ※2：人事評価制度とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務遂行にあたり発揮した能力や達成した業績を把握して行われる勤務成績の評価制度のこと。
- ※3：ワークライフバランスとは、仕事と生活の調和。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会等においても、人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できること。



6-5 健全な財政運営の推進

施策の目指す姿

財政運営が安定し、
 財政状況が市民に分かりやすく伝えられている。

施策の目標指標

		施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	活動指標	市民一人あたりの貯金の額（基金残高÷人口）	150千円	146千円
②	活動指標	市民一人あたりの借入金残高（市債残高÷人口）	500千円	639千円
③	活動指標	経常収支比率 ^{※1} （前年度決算分）	89.8%	86.0%
④	活動指標	市税の収納率（現年度）	98.2%	98.7%
⑤	活動指標	ふるさと応援寄付金の額	19,345千円	100,000千円

現状

- ◇ 基金残高は、老朽化した施設の大規模修繕や公共施設建設に備えて積み増ししているため増加傾向にあります。
- ◇ 借入金残高は、合併特例債事業や緊急自然災害防止対策事業の活用により、当面のあいだは上昇していくことが見込まれます。
- ◇ 市税の収納率は、新型コロナウイルス感染症による景気後退もあり横ばいとなっております。
- ◇ 実質公債費比率^{※2}及び将来負担比率は、合併特例債事業の推進や病院建設事業の償還開始により上昇傾向にあります。
- ◇ 自主財源比率は、人口減少や景気の動向による税収の減少等により、下降することも予想されます。
- ◇ ふるさと応援寄附金は、一括業務代行委託を行っており寄附金の額は横ばいですが、返礼品の登録数は、事業PRにより増加傾向にあります。

課題

- ◆ 市税の確保や受益者負担^{※3}の適正化による財源の充実確保に努めるとともに、経費全般についての節減などによる積極的な歳出削減に取り組むことが必要です。
- ◆ 新庁舎建設や公共施設の長寿命化をすすめるうえで、基金残高の減少や借入金残高の上昇は避けられないが、財源の重点的・効率的な適正配分を行い、計画的で健全な財政運営を推進することが必要です。
- ◆ 課税客体を正確に把握し、公平性を保ち、収納率の向上を目指すことが必要です。
- ◆ 受益者負担の原則に基づく、使用料・手数料の適正化が求められています。
- ◆ 効果的な行政サービスを実現するために、総合計画や行政評価に基づく施策優先度により、重要度の高い事業へ重点的予算配分を行うとともに、計画的な財政運営を進めることが求められています。
- ◆ 費用対効果を考慮して無駄な経費の削減に努め、行財政改革を推進することが必要です。
- ◆ ふるさと応援寄附金は、事業者の事業に対する認知度と参入の意欲の向上を図ることで新規提供事業者を増やし、適正募集基準に適合する魅力ある返礼品を増加させる必要があります。また、ポータルサイトの拡充によるプロモーションの強化も必要です。

施策目指す姿を実現するための手段

6-5-1 計画的な財政運営の推進

財源の充実確保に努めます。

- ◎市税などの確保や受益者負担の適正化
- ◎経費全般の積極的な歳出削減
- ◎財源の重点的・効率的な適正配分

6-5-2 財源確保対策の推進

- ◎課税客体の正確な把握
- ◎公平性の確保
- ◎受益者負担の原則に基づいた使用料・手数料の適正化
- ◎ふるさと応援寄附金返礼品募集要領の周知による提供事業者及び返礼品の拡充
- ◎ポータルサイトの拡充

6-5-3 効果的な予算執行

効果的な行政サービスを実現します。

- ◎総合計画や行政評価に基づく施策優先度による重要度の高い事業への重点的予算配分
- ◎中期財政計画による計画的な財政運営
- ◎費用対効果を考慮した経費の削減
- ◎行財政改革の推進

6-5-4 分かりやすい財政状況の説明

市民に分かりやすく財政状況を伝達します。

- ◎分かりやすい注釈を加えた財政用語の使用
- ◎身近な例を用いた説明文の作成

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">・ 応能負担を行い、市税を完納します。・ 予算の使い道などに関心を持ちます。	<ul style="list-style-type: none">・ 財政状況について、市民に適切な情報提供を行います。・ 職員全員がコスト意識を持ちます。・ 徴収率の向上には、全職員が協力して取り組みます。

主な関連計画

- ・ 桜川市中期財政計画

用語解説

※1：経常収支比率（P104参照）

※2：実質公債費比率（P26参照）

※3：受益者負担とは、特定の公共事業によって特別の利益を受ける者が、事業に係る経費の一部を負担するものです。

第2部 ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト

～ 明日に笑顔と安心をつなぐまち さくらがわ ～

ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクトは、後期基本計画の政策分野を横断した4つの項目の視点により、持続可能なまちづくりとともに、市民の笑顔と安心を明日につなげるために、優先的かつ重点的に取り組みを推進していくものです。

成果指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
桜川市が住みよいところだと思う市民の割合	69.0%	75.0%
これからも桜川市に住み続けたいと思う市民の割合	63.2%	70.0%



1. そっと差し伸べられた手、温もりとやさしさに包まれたまちづくり

全ての住民が互いに手を差し伸べ、子育て支援など福祉への温もりとやさしさが循環するまちを目指します。

1) 子育てしながら、やさしい笑顔にあふれるまちづくりに磨きをかけます。

地域で助け合い、育てる側も、成長を見守る側も笑顔で過ごせる、みんなで子育てできる環境づくりを促進していきます。

関連施策	1-1 子育て支援の充実と少子化対策の推進
------	-----------------------

2) 子どもから高齢者までの健康づくりを整えます。

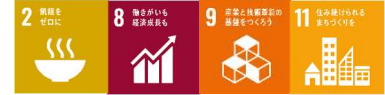
人生100年時代を元気に生活していけるように、地域医療の充実と子どもから高齢者まで健康なまちづくりを推進します。

関連施策	1-2 健康づくりの推進	1-3 地域医療体制の充実
------	--------------	---------------

3) 全ての住民が自分らしく安心して暮らせる環境づくりを目指します。

お互いの人権を尊重し、助け合い協力し合えるように、人権啓発事業の推進等により人権意識の醸成に努め、安心して自分らしく暮らせる社会を実現します。

関連施策	6-2 人権尊重のまちづくり
------	----------------



2. 降り注ぐ太陽のような眩しくきらめくまちづくり

桜川の水面に降り注ぐ太陽のように、明るく活気に満ちた仕事環境と雇用の場づくりを目指します。

1) 今ある資源を輝かせ、潤いのあるまちの実現を目指します。

今あるまちの資源、素材、人材を最大限に活して、地域経済の活性化を目指し、稼げるまちをつくれます。

関連施策	4-1-1 担い手の育成・支援	4-1-3 農業の魅力発信
	4-2-1 商工業の振興	4-2-3 石材業の振興

2) 企業が立地しやすい環境を整え、働く場を創出します。

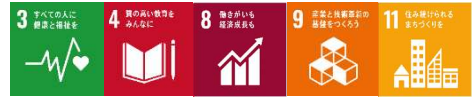
企業が市内に立地するために必要な情報の提供や環境を整備することにより、新たな雇用を生む機会を創出します。

関連施策	4-2-4 企業誘致の推進
------	---------------

3) 働きがい・やりがいを持って、はつらつと働ける環境を実現します。

まちを盛り上げる人材の育成や高齢者の社会貢献など、働きたい人材が能力を発揮して仕事ができる環境づくりに取り組んでいきます。

関連施策	1-6-1 高齢者の健康と生きがいづくりの推進
	4-3-3 観光まちづくりの実践



3. 風を感じたくなる居心地よいまちづくり

ふと懐かしさを覚えて眺めたくなる景観。住んでいてよかった、落ち着いたら桜川市に戻ろう、教育は自然豊かな桜川市でしたいと考えてもらえるように、住民にも市に興味がある方にも心地よい風が吹き抜ける、くつろぎの生活環境が整ったまちを目指します。

1) 自然を活かした心豊かに育てる教育に磨きをかけます。

豊かな自然環境を最大限に活かした教育の充実と、地域活動による地域の教育力をもって学力向上だけでなく、心の醸成にも努めていきます。

関連施策	2-1-1 教育内容の充実	2-3-3 地域教育力の充実
------	---------------	----------------

2) 自然豊かで、子どもから高齢者までいきいき暮らせる環境を整えます。

自然に恵まれた環境の中で、肉体的にも精神的にも充実した生活を送ることができるよう、ワークライフバランスを意識したまちづくりを推進します。

関連施策	1-2-1 健康づくりの推進
	1-6-1 高齢者の健康と生きがいづくりの推進

3) 良好な住環境を整備し、“このまちで暮らしたい”の思いを叶えます。

生活インフラ整備等により良好な住環境を実現し、地域力を生かした景観価値の向上による居心地の良いまちをつくります。

関連施策	5-2-3 景観の維持・向上
	5-3-2 市道の維持管理、危険箇所の改修



4. ヤマザクラの歩みとともに、夢が語れる、歴史が語れるまちづくり

地域に根付いたヤマザクラとともに歩んできた市の物語（歴史文化）に誇りを持ち、子どもから大人、住民全てが夢や希望を語れる、市のことを語れるまちを目指します。

1) ヤマザクラを誇り、語ることができる生涯学習・教育環境を実現します。

ヤマザクラをはじめとする、まちの伝統文化に誇りが持てる生涯学習や教育の充実により、愛着心向上を目指すとともに、積極的な協働のまちづくり・地域づくりを推進します。

関連施策	2-2 生涯学習・芸術文化活動の推進	2-5 文化財の保存活用
	6-1-2 協働のまちづくりの推進	6-1-3 市民の連携による地域づくりの推進

2) 知る・観る・楽しむまちづくりを目指します。

住民がまちの魅力を知り、また楽しむことで、観光につながる情報発信の質を高め、さらに協働によるまちづくりへと繋げる取り組みを推進していきます。

関連施策	: 4-3 観光の振興	5-2-3 景観の維持・向上
------	-------------	----------------

3) 市民が「夢」を語れるまちづくりを目指します。

子どもが育つ環境や大人が働く環境を充実させることで、このまちでやりたいことやできることを語れる・実現できるまちを目指します。

関連施策	1-1 子育て支援の充実と少子化対策の推進
	4-2-4 企業誘致の推進

第4編 付属資料

1. 桜川市第2次総合計画策定の経過

2. 桜川市総合計画審議会条例

○桜川市総合計画審議会条例

平成17年12月15日

条例第156号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、桜川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 総合振興の基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか総合振興に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 各種団体の役員
- (4) 市職員

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 桜川市総合計画審議会委員名簿

区分	職名	氏名	備考
市議会議員	桜川市議会総務常任委員会 委員長	大山 和則	
	桜川市議会文教厚生常任委員会 委員長	萩原 剛志	
	桜川市議会建設経済常任委員会 委員長	相田 一良	
識見者	農業委員会 会長	稲葉 則夫	
	桜川市教育委員会 教育長職務代理者	野村 和夫	~2021年11月24日
	桜川市教育委員会 教育長職務代理者	市村 尚夫	2021年11月25日~
	監査委員	三代 雄一	~2021年12月7日
	監査委員	古橋 伸夫	2021年12月8日~
	都市計画審議会 会長	武村 実	
	常磐大学 総合政策学部 教授	吉田 勉	会長
各種団体	北つくば農業協同組合 代表理事組合長	古澤 諭	
	羽黒石材商工業協同組合 理事長	長谷川 正一	
	真壁石材協同組合 理事長	林 清	
	桜川市商工会 会長	皆川 光吉	
	桜川市区長会連合会 会長	館野 仁一	副会長
	桜川市消防団 団長	羽野島 幸雄	
	桜川市PTA連絡協議会 女性ネットワーク 委員会 委員長	小原 亜希枝	
	桜川市交通安全母の会 会長	小川 よし子	
	桜川市更生保護女性会 会長	市村 香	
	桜川市民生委員児童委員協議会 会長	田口 保	
市職員	副市長	小林 達徳	
	教育長	稲川 善成	

4. 桜川市総合計画策定委員会設置要綱

桜川市総合計画策定委員会設置要綱

平成17年12月15日

訓令第75号

(設置)

第1条 桜川市総合計画の策定について必要な事項を調整、協議するため、桜川市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 桜川市総合計画策定についての方針
- (2) 基本構想、基本計画及び実施計画に関する事項

(構成)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には副市長、副委員長には教育長を充てる。

3 委員には次の各号に掲げる者を充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 市長公室長
- (3) 総合戦略部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 保健福祉部長
- (6) 経済部長
- (7) 建設部長
- (8) 上下水道部長
- (9) 教育部長
- (10) 議会事務局長
- (11) 会計管理者
- (12) その他市職員のうち委員長が指名する次長職、課長職の職員

4 委員長は、策定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第4条 策定委員会の補助機関としてワーキングチームを置くことができる。

(会議の開催)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、開催するものとする。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、企画課において行う。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

5. 桜川市総合計画策定委員会委員名簿

役職	職名	氏名
委員長	副市長	小林 達徳
副委員長	教育長	稲川 善成
委員	総務部長	柴山 兼光
委員	市長公室長	田口 瑞男
委員	総合戦略部長	秋山 健一
委員	市民生活部長	仁平 博章
委員	保健福祉部長	上野 茂雄
委員	経済部長	秋山 豊
委員	建設部長	仁平 昌則
委員	上下水道部長	齋藤 茂
委員	教育部長	栗林 浩
委員	議会事務局長	太田 貴久
委員	会計管理者	高松 典子

6. 桜川市総合計画策定ワーキング設置要領

○桜川市総合計画策定ワーキング設置要領

令和3年7月30日

訓令第26号

桜川市総合計画策定ワーキング設置要領（平成17年桜川市訓令第76号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、桜川市総合計画策定委員会設置要綱（平成17年桜川市訓令第75号）第4条の規定により置かれるワーキングチームに関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 ワーキングチームの委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 市内に住所を有する者又は市内の事業所等に勤務する者若しくは市内の学校に在学する者
- （2） 識見を有する者
- （3） 市職員
- （4） その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、計画策定完了時までとする。

（代表及び副代表）

第3条 ワーキングチームに委員の互選により、代表及び副代表を置く。

- 2 代表は会務を総理し、ワーキングチームを代表する。
- 3 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第4条 ワーキングチームの会議は、必要に応じ総合計画策定委員会委員長又は代表が招集し、代表が会議の議長となる。

- 2 ワーキングチームは、必要に応じて計画策定に関し担当部課長等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会）

第5条 ワーキングチームは、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、代表が別に定める。

（庶務）

第6条 ワーキングチームの庶務は、企画課が処理する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

7. 桜川市第2次総合計画策定ワーキングチーム委員名簿

ワーキングチーム 委員所属課	職名	氏名	ワーキングチーム 委員所属課	職名	氏名
秘書広報課	主幹	萩原 一訓	やまと認定こども園	副園長	飯島 恵子
企画課	係長	仁平 富子	高齢福祉課	主幹	大羽 悠太
職員課	課長補佐兼係長	松崎美智代	介護保険課	主幹	川上 佳宏
総務課	係長	大和田 学	健康推進課	主幹	藤田 輝恵
財政課	課長補佐兼係長	萩原 正総	農林課	係長	大山 祐一
税務課	主任	箱森 大地	商工観光課	課長補佐兼係長	萩原 秀男
収税課	主任	小林 伸啓	建設課	主任	萩原 悠
防災課	課長補佐兼係長	戸嶋 忠行	都市整備課	主幹	深谷 康玄
岩瀬庁舎総合窓口課	主任	水原 明美	水道課	課長補佐兼係長	島崎 寿春
大和庁舎総合窓口課	課長補佐兼係長	萩原 由紀恵	下水道課	係長	市塚 清順
真壁庁舎総合窓口課	課長補佐兼係長	大武 妙子	会計課	主任	高橋 結花
ヤマザクラ課	係長	勝田 浩幸	市議会事務局	係長	高庭 美代子
地域開発課	主幹	古橋 優剛	学校教育課	主幹	小林 悟
市民課	主任	白川 絵里	桜川市学校給食センター	主幹	渡邊 明彦
国保年金課	主任	石川 雄望	生涯学習課	課長補佐兼係長	仁平 寿洋
生活環境課	係長	石川 裕昭	スポーツ振興課	課長補佐兼係長	廣澤 伸一
社会福祉課	主任	秋山 哲也	文化財課	課長補佐兼係長	寺崎 大貴
児童福祉課	課長補佐兼係長	近納 美穂	農業委員会事務局	主幹	早瀬 則之

8. 諮問・答申

9. アンケート調査

1) 市民アンケート調査の概要

①. 調査の目的

桜川市第2次総合計画の後期基本計画を策定するにあたり、市民の皆さまのご意見を反映させるため、市民の意向を確認することを目的に実施しました。

②. 調査設計

(i) 調査対象 桜川市に在住する18歳～80歳の市民

(ii) 調査方法 郵送による配布・郵送回収

(iii) 調査期間 令和2年2月3日～2月28日

(iv) 回収結果

図表 3-1 回収結果

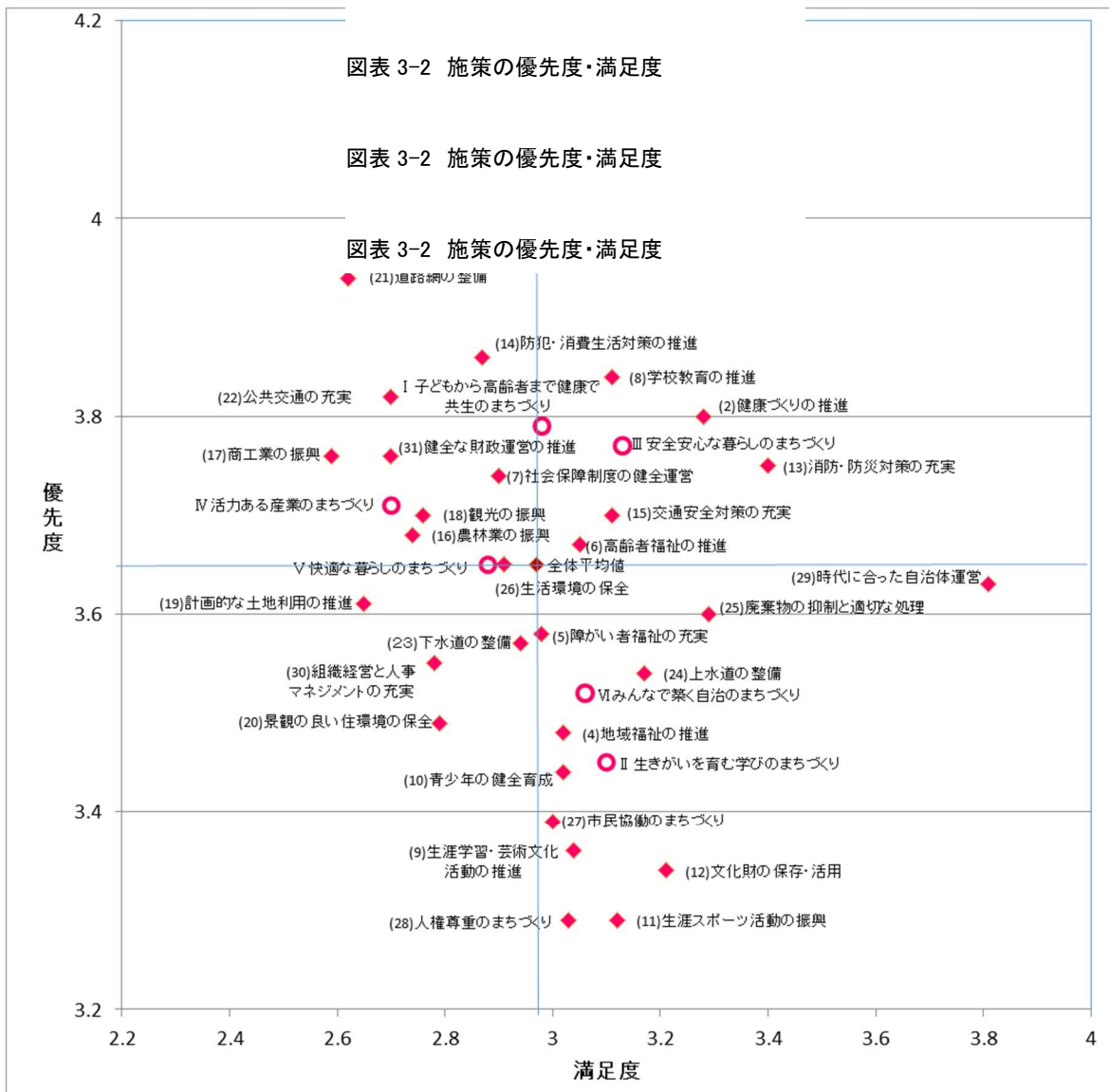
項目	今回調査
サンプル数	2,500
有効サンプル数	687
有効回収率	27.5%

2) 施策の優先度・満足度

市民アンケートにおいて、31の施策について行政サービスに対する満足度と優先度を調査しました。調査は、満足度と優先度をそれぞれ5点満点で評価する方法としました。各施策の優先度と満足度の平均値を表したのが下の図です。

縦軸が優先度、横軸が満足度となっており、アンケート調査結果から左上の領域が、市民が市政全般に対し満足度が低く優先度が高い施策分野となっています。

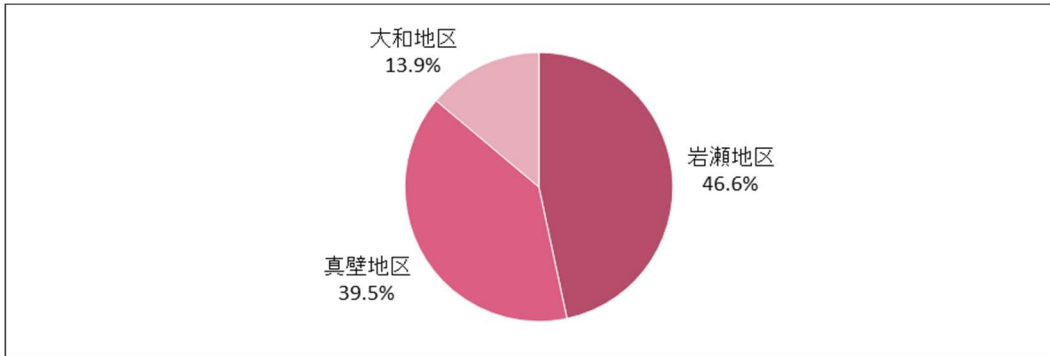
図表 3-2 施策の優先度・満足度



3) 回答者の属性

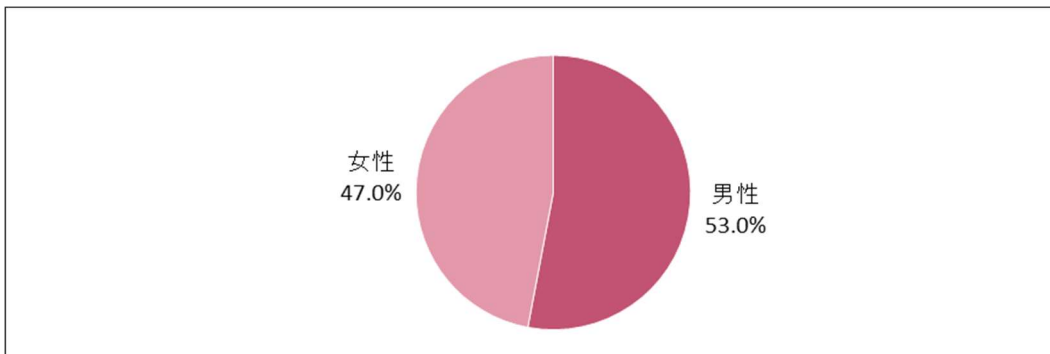
居住地 (n=669)

・回答者の居住地は「岩瀬地区」(45.4%)「真壁地区」38.4%「大和地区」(13.5%)となっています。



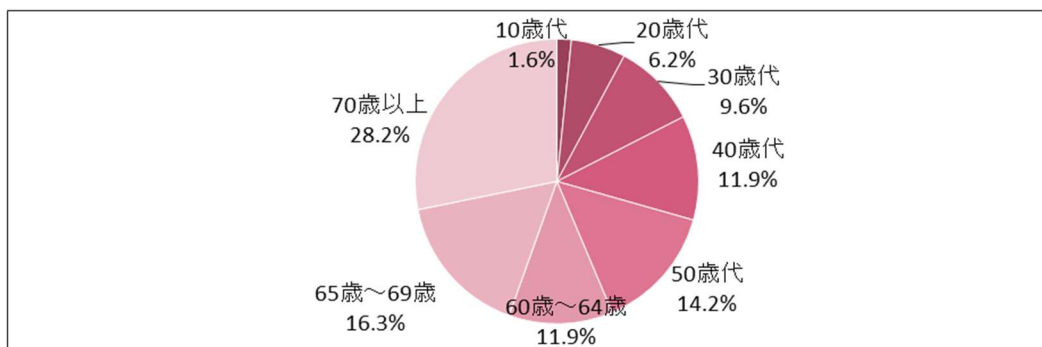
性別 (n=674)

・男性からの回答がやや多くなっています。



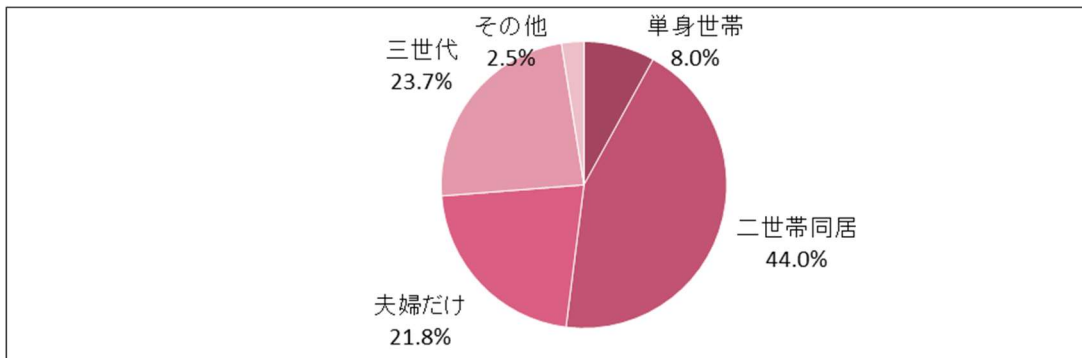
年齢 (n=674)

・「70歳以上」(27.7%)からの回答が最も多くなっており、「65~69歳」(16.0%)と合わせると4割超が高齢者からの回答となっています。



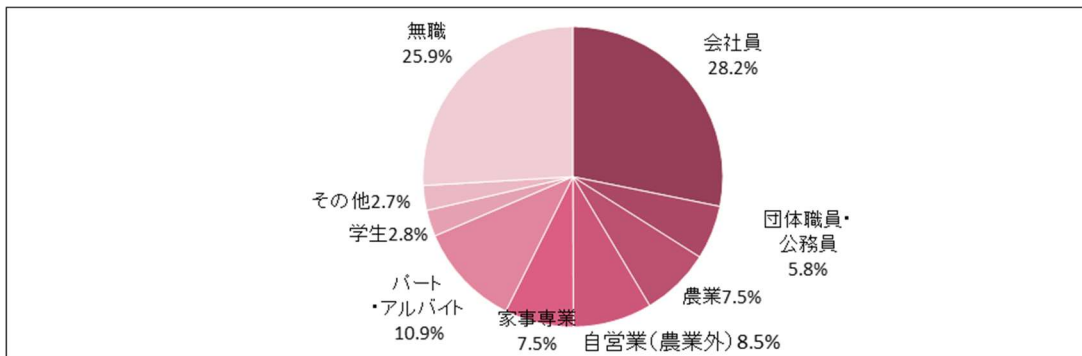
世帯構成 (n=671)

・「二世帯同居」(42.9%)が最も多くなっておりますが、それぞれの世帯構成から一定の回答が得られています。



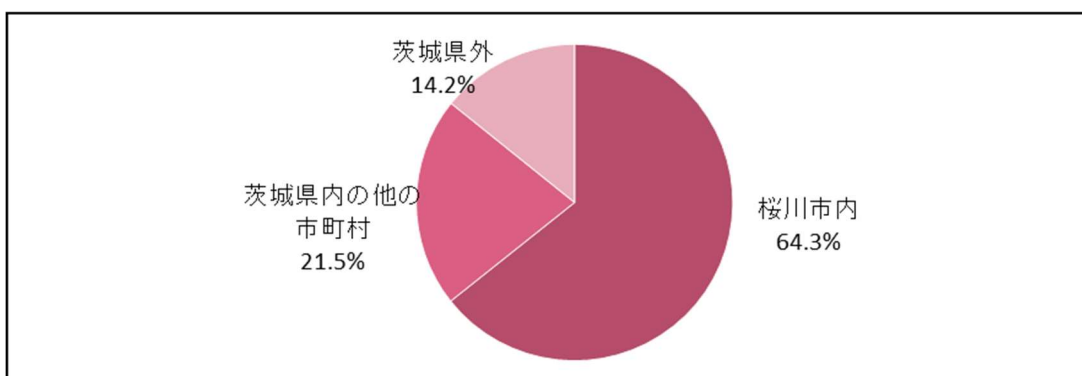
職業 (n=671)

・「会社員」(27.5%)が最も多くなっていますが、それぞれの職業から一定の回答が得られています。



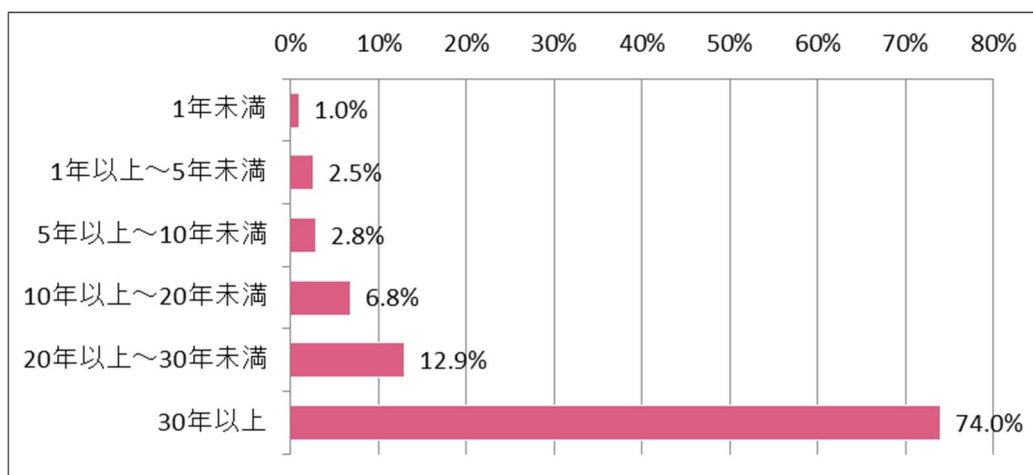
出生地 (n=675)

・桜川市内が出生地となっている市民からの回答が6割超となっています。



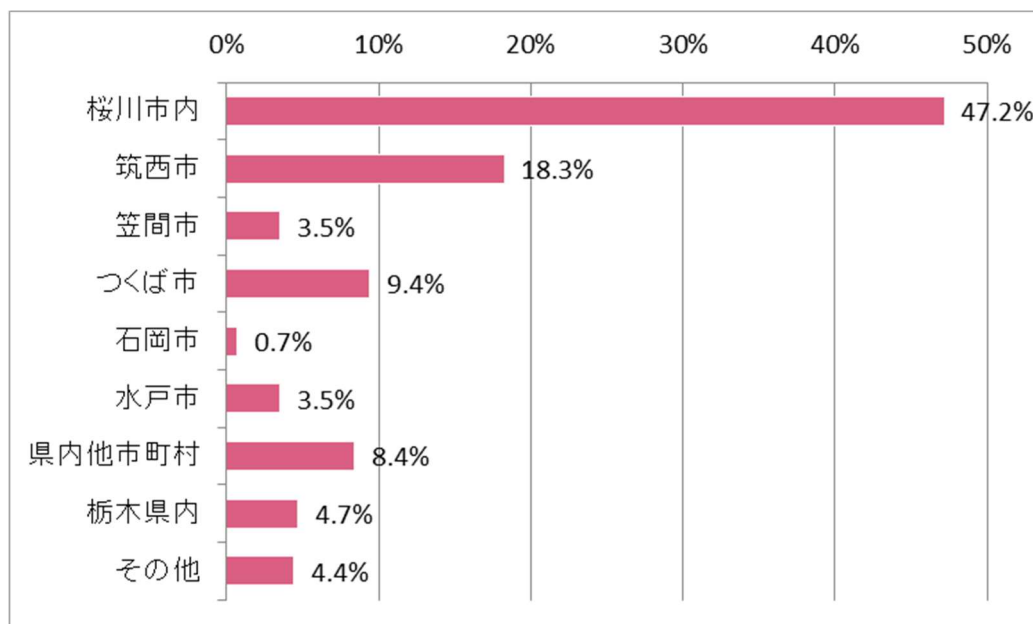
桜川市にお住まいの期間 (n=676)

・30年以上にわたり本市に居住している市民からの回答が7割超を占めています。



勤務先・通学先 (n=405)

・「桜川市内」の方が約4割となっています。



4) 桜川市の行政サービス・運営について

【問1.】あなたが桜川市で生活するにあたって日頃感じている「満足度」と(行政サービスに対する)「優先度」を5点満点で評価し、該当する数字を「満足度」と「優先度」それぞれ1つ選んでください。

■満足度

市の取り組みに対する満足度について、『満足』(「満足」+「やや満足」)の数値が比較的高い項目は、「健康づくりの推進」「消防・防災対策の充実」「廃棄物の抑制と適切な処理」となっています。反対に『不満』(「不満」+「やや不満」)の数値が高い項目は、「子育て支援の充実と少子化対策の推進」「地域医療体制の充実」「農林業の振興」「商工業の振興」「観光の振興」「計画的な土地利用の推進」「景観の良い住環境の保全」「道路網の整備」「公共交通の充実」「健全な財政運営の推進」となっています。『不満』が『満足』を上回るのは、全体の半数以上の17項目となっています。

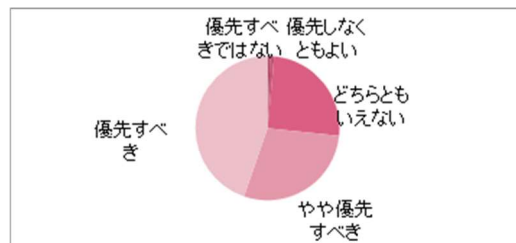
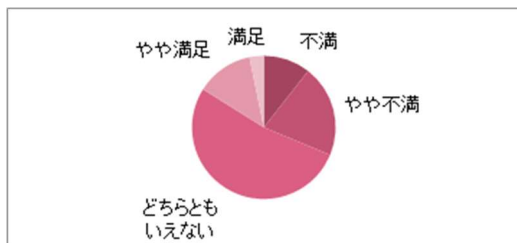
■優先度

市の取り組みに対する優先度について、全ての項目で『優先すべき』(「優先すべき」+「やや優先すべき」)の数値が『優先すべきでない』(「優先すべき」+「やや優先すべき」)を上回っており、『優先すべき』は多い潤に、「子育て支援の充実と少子化対策の推進」(73.3%)「地域医療体制の充実」(72.8%)「道路網の整備」(70.3%)「防犯・消費生活対策の推進」(66.1%)「公共交通の充実」(62.9%)「学校教育の充実」(62.6%)で6割を超えて多くなっています。特に、「子育て支援の充実と少子化対策の推進」と「地域医療体制の充実」は「優先すべき」だけで4割を超えています。

子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり

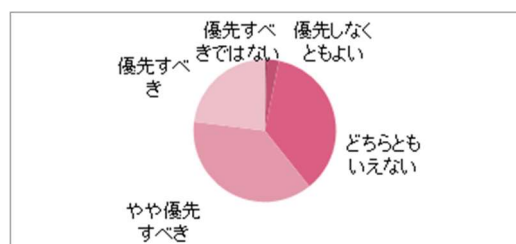
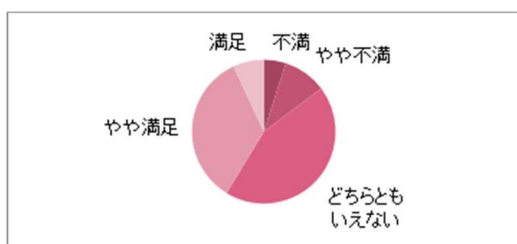
1-1 子育て支援の充実と少子化対策の推進 (子育て支援体制、経済面での子育て支援、結婚支援など)

満足度	回答数	構成比	優先度	回答数	構成比
(1) 不満	69	10.6%	(1) 優先すべきではない	4	0.6%
(2) やや不満	135	20.7%	(2) 優先しなくともよい	6	0.9%
(3) どちらともいえない	344	52.7%	(3) どちらともいえない	161	25.2%
(4) やや満足	84	12.9%	(4) やや優先すべき	183	28.7%
(5) 満足	21	3.2%	(5) 優先すべき	286	44.7%
計	653	100.1%	計	640	100.1%



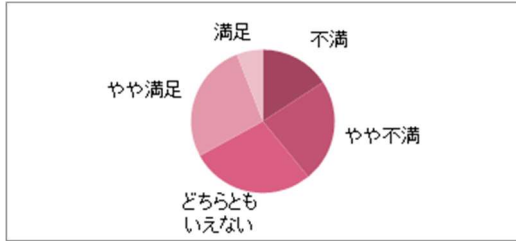
1-2 健康づくりの推進 (健康づくり推進、健康診査など)

満足度	回答数	構成比	優先度	回答数	構成比
(1) 不満	33	5.0%	(1) 優先すべきではない	3	0.5%
(2) やや不満	65	9.8%	(2) 優先しなくともよい	17	2.7%
(3) どちらともいえない	292	43.9%	(3) どちらともいえない	229	36.1%
(4) やや満足	229	34.4%	(4) やや優先すべき	240	37.8%
(5) 満足	46	6.9%	(5) 優先すべき	146	23.0%
計	665	100.0%	計	635	100.1%

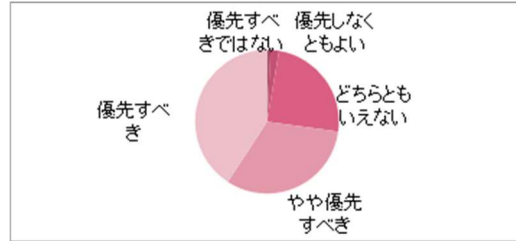


1-3 地域医療体制の充実（地域医療体制、病院の整備・運営など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	105	15.8%
(2) やや不満	155	23.3%
(3) どちらともいえない	185	27.9%
(4) やや満足	180	27.1%
(5) 満足	39	5.9%
計	664	100.0%

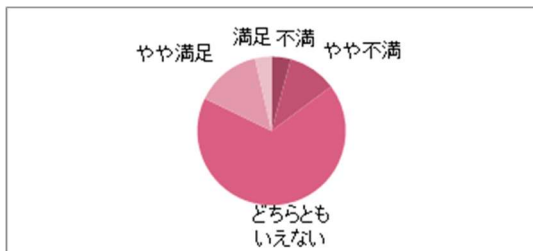


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	5	0.8%
(2) 優先しなくともよい	12	1.9%
(3) どちらともいえない	156	24.5%
(4) やや優先すべき	204	32.0%
(5) 優先すべき	260	40.8%
計	637	100.0%

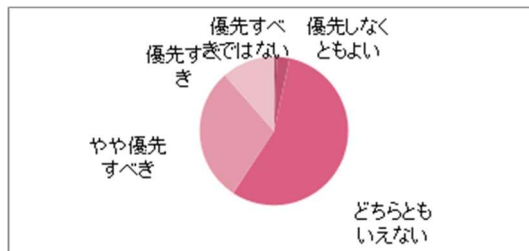


1-4 地域福祉の推進（福祉団体・ボランティア支援、福祉意識の高揚など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	28	4.2%
(2) やや不満	70	10.6%
(3) どちらともいえない	445	67.3%
(4) やや満足	94	14.2%
(5) 満足	24	3.6%
計	661	99.9%

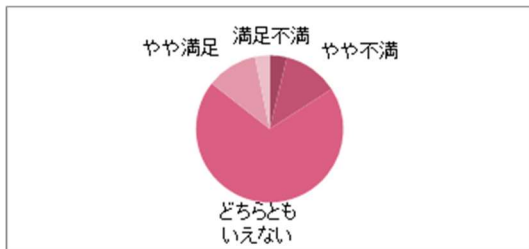


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	4	0.6%
(2) 優先しなくともよい	18	2.8%
(3) どちらともいえない	354	55.8%
(4) やや優先すべき	185	29.2%
(5) 優先すべき	73	11.5%
計	634	99.9%

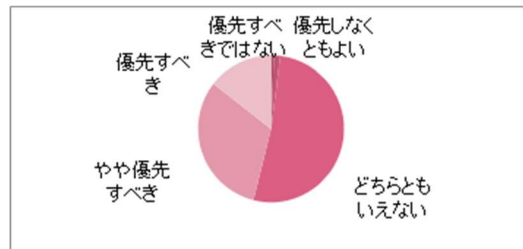


1-5 障がい者福祉の充実（障がい者福祉サービス、社会参加の支援など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	25	3.8%
(2) やや不満	80	12.1%
(3) どちらともいえない	461	69.7%
(4) やや満足	74	11.2%
(5) 満足	21	3.2%
計	661	100.0%

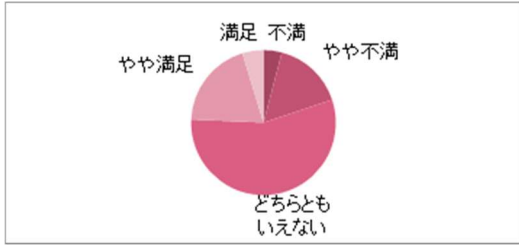


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	4	0.6%
(2) 優先しなくともよい	9	1.4%
(3) どちらともいえない	332	51.9%
(4) やや優先すべき	202	31.6%
(5) 優先すべき	93	14.5%
計	640	100.0%

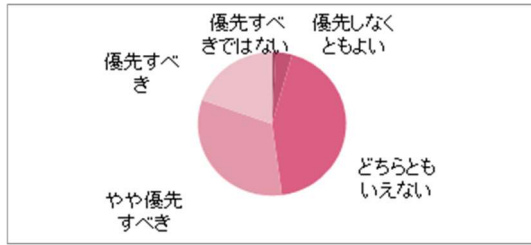


1-6 高齢者福祉の推進（生きがいづくり、高齢者福祉サービスの充実など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	27	4.1%
(2) やや不満	104	15.8%
(3) どちらともいえない	367	55.8%
(4) やや満足	129	19.6%
(5) 満足	31	4.7%
計	658	100.0%

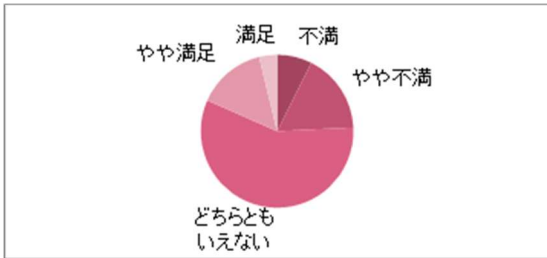


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	5	0.8%
(2) 優先しなくともよい	23	3.6%
(3) どちらともいえない	278	43.5%
(4) やや優先すべき	208	32.6%
(5) 優先すべき	125	19.6%
計	639	100.1%

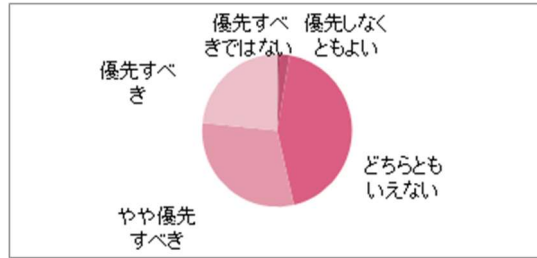


1-7 社会保障制度の健全運営（各種保険制度の充実など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	49	7.4%
(2) やや不満	111	16.8%
(3) どちらともいえない	378	57.4%
(4) やや満足	96	14.6%
(5) 満足	25	3.8%
計	659	100.0%



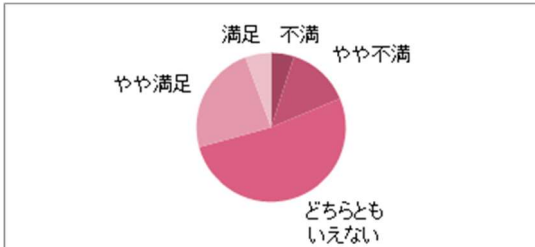
優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	3	0.5%
(2) 優先しなくともよい	14	2.2%
(3) どちらともいえない	276	43.7%
(4) やや優先すべき	191	30.2%
(5) 優先すべき	148	23.4%
計	632	100.0%



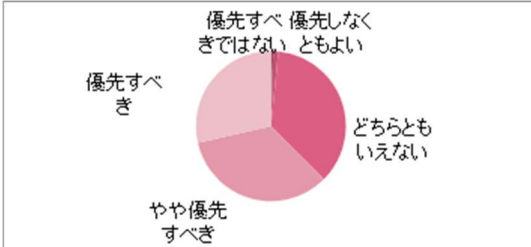
生きがいを育む学びのまちづくり

1-8 学校教育の充実（教育内容、教育体制、教育環境など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	33	5.0%
(2) やや不満	90	13.7%
(3) どちらともいえない	342	52.0%
(4) やや満足	156	23.7%
(5) 満足	37	5.6%
計	658	100.0%

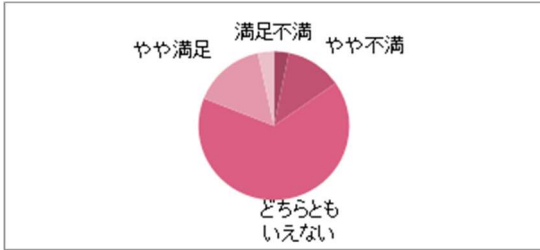


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	3	0.5%
(2) 優先しなくともよい	7	1.1%
(3) どちらともいえない	227	35.9%
(4) やや優先すべき	215	34.0%
(5) 優先すべき	181	28.6%
計	633	100.1%

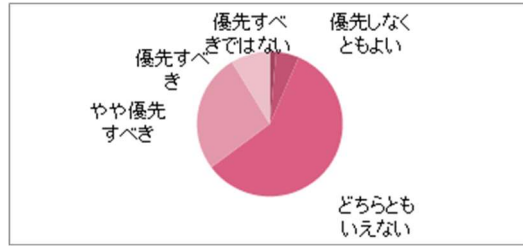


1-9 生涯学習・芸術文化活動の推進（生涯学習機会の提供や支援体制、施設の活用など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	21	3.2%
(2) やや不満	79	12.1%
(3) どちらともいえない	430	65.7%
(4) やや満足	102	15.6%
(5) 満足	22	3.4%
計	654	100.0%

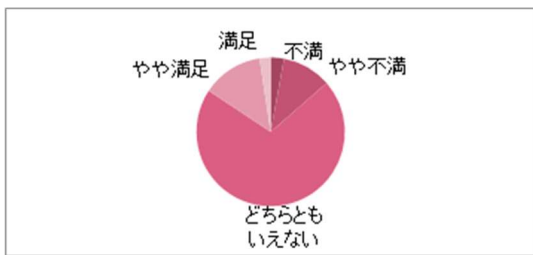


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	9	1.4%
(2) 優先しなくともよい	32	5.1%
(3) どちらともいえない	367	58.3%
(4) やや優先すべき	167	26.5%
(5) 優先すべき	55	8.7%
計	630	100.0%

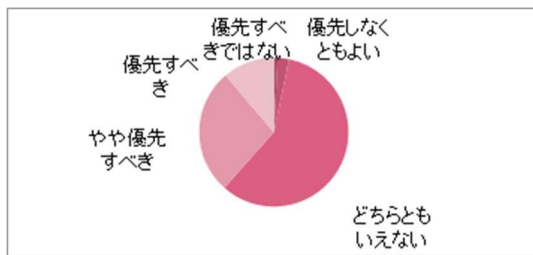


1-10 青少年の健全育成（青少年の健全育成活動、地域教育力の充実など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	19	2.9%
(2) やや不満	70	10.7%
(3) どちらともいえない	463	70.7%
(4) やや満足	87	13.3%
(5) 満足	16	2.4%
計	655	100.0%

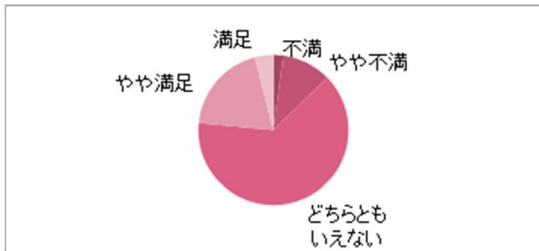


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	5	0.8%
(2) 優先しなくともよい	16	2.5%
(3) どちらともいえない	368	58.2%
(4) やや優先すべき	172	27.2%
(5) 優先すべき	71	11.2%
計	632	99.9%

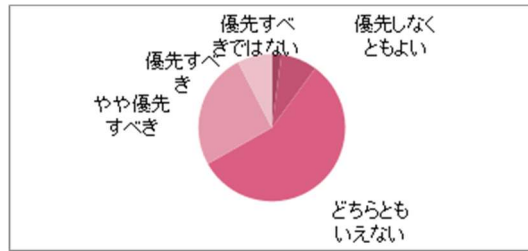


1-11 生涯スポーツ活動の振興（スポーツ団体支援、スポーツイベント、施設環境など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	14	2.1%
(2) やや不満	70	10.6%
(3) どちらともいえない	420	63.8%
(4) やや満足	128	19.5%
(5) 満足	26	4.0%
計	658	100.0%

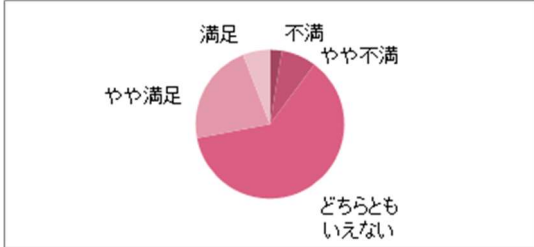


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	12	2.1%
(2) 優先しなくともよい	51	8.0%
(3) どちらともいえない	360	56.8%
(4) やや優先すべき	162	25.6%
(5) 優先すべき	48	7.6%
計	633	100.1%

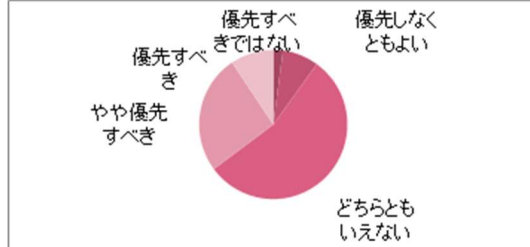


1-1 2 文化財の保存・活用（文化財の保護・保存、活用、伝統文化の保存・伝承など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	17	2.6%
(2) やや不満	50	7.6%
(3) どちらともいえない	408	61.8%
(4) やや満足	146	22.1%
(5) 満足	39	5.9%
計	660	100.0%



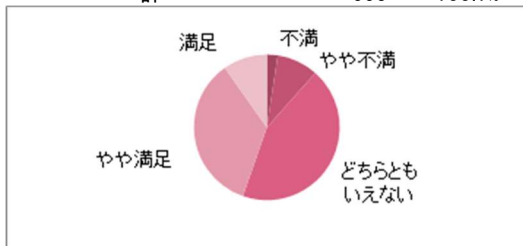
優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	13	2.1%
(2) 優先しなくともよい	50	7.9%
(3) どちらともいえない	346	54.8%
(4) やや優先すべき	163	25.8%
(5) 優先すべき	59	9.4%
計	631	100.0%



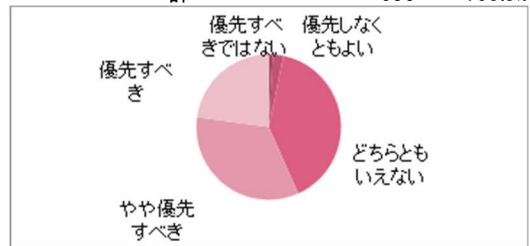
安全安心な暮らしのまちづくり

1-1 3 消防・防災対策の充実（消防体制、防災体制、意識啓発など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	16	2.4%
(2) やや不満	61	9.2%
(3) どちらともいえない	291	43.8%
(4) やや満足	232	34.9%
(5) 満足	65	9.8%
計	665	100.1%

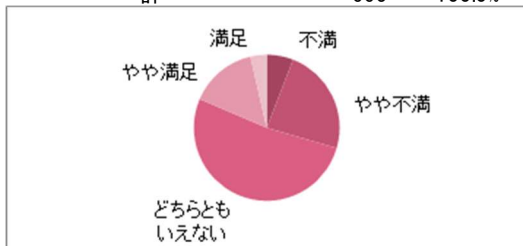


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	6	0.9%
(2) 優先しなくともよい	15	2.4%
(3) どちらともいえない	254	40.0%
(4) やや優先すべき	215	33.9%
(5) 優先すべき	145	22.8%
計	635	100.0%

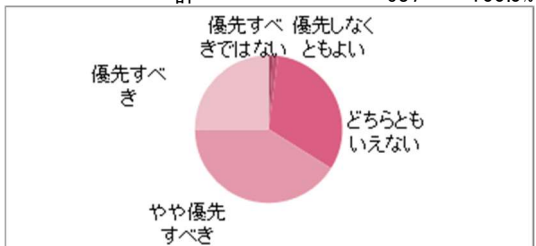


1-1 4 防犯・消費生活対策の推進（防犯体制、意識啓発、消費生活、空き家対策など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	39	5.9%
(2) やや不満	157	23.6%
(3) どちらともいえない	345	51.9%
(4) やや満足	100	15.0%
(5) 満足	24	3.6%
計	665	100.0%

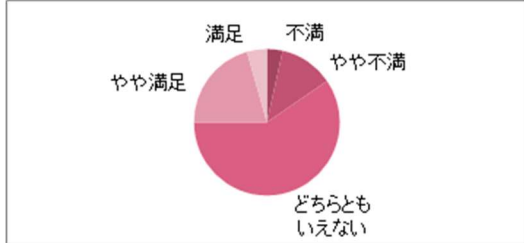


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	6	0.9%
(2) 優先しなくともよい	7	1.1%
(3) どちらともいえない	203	31.9%
(4) やや優先すべき	261	41.0%
(5) 優先すべき	160	25.1%
計	637	100.0%

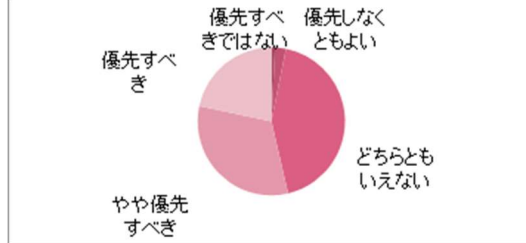


1-1 5 交通安全対策の充実（交通安全意識向上、交通安全施設など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	23	3.5%
(2) やや不満	80	12.0%
(3) どちらともいえない	396	59.5%
(4) やや満足	138	20.7%
(5) 満足	29	4.4%
計	666	100.1%



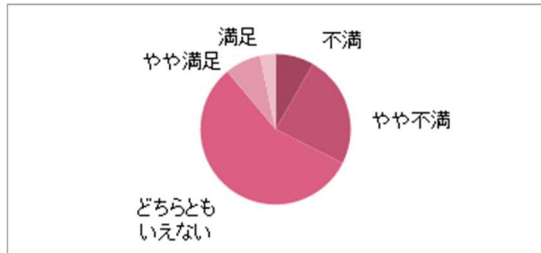
優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	5	0.8%
(2) 優先しなくともよい	15	2.4%
(3) どちらともいえない	273	43.2%
(4) やや優先すべき	202	32.0%
(5) 優先すべき	137	21.7%
計	632	100.1%



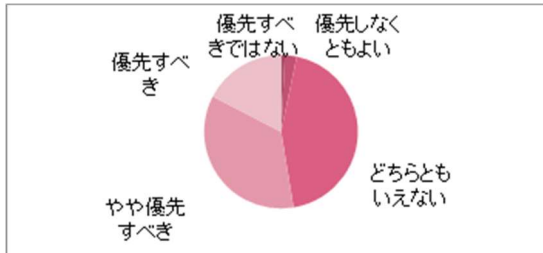
活力ある産業のまちづくり

1-1 6 農林業の振興（担い手の育成支援、農業の効率化、農村環境・里山の保全など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	55	8.3%
(2) やや不満	160	24.1%
(3) どちらともいえない	374	56.4%
(4) やや満足	52	7.8%
(5) 満足	22	3.3%
計	663	99.9%

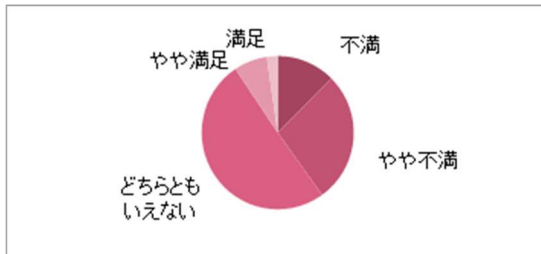


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	5	0.8%
(2) 優先しなくともよい	16	2.5%
(3) どちらともいえない	282	44.1%
(4) やや優先すべき	225	35.2%
(5) 優先すべき	111	17.4%
計	639	100.0%

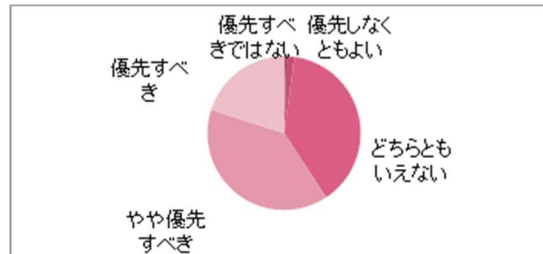


1-1 7 商工業の振興（商工業の活性化、経営の安定化、地場産業の振興、企業誘致など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	83	12.5%
(2) やや不満	183	27.6%
(3) どちらともいえない	334	50.5%
(4) やや満足	47	7.1%
(5) 満足	15	2.3%
計	662	100.0%

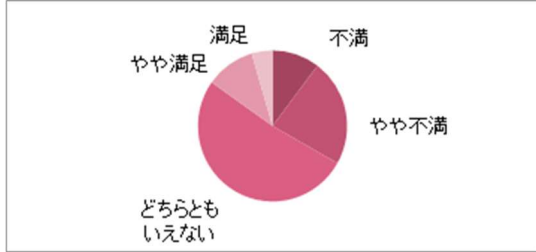


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	3	0.5%
(2) 優先しなくともよい	11	1.7%
(3) どちらともいえない	246	38.6%
(4) やや優先すべき	250	39.2%
(5) 優先すべき	128	20.1%
計	638	100.1%

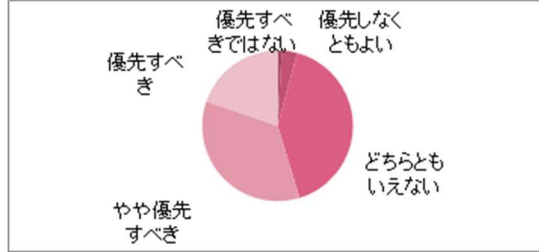


1-1 8 観光の振興（観光資源・観光事業の充実、観光 PR など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	68	10.3%
(2) やや不満	152	22.9%
(3) どちらともいえない	342	51.6%
(4) やや満足	71	10.7%
(5) 満足	30	4.5%
計	663	100.0%



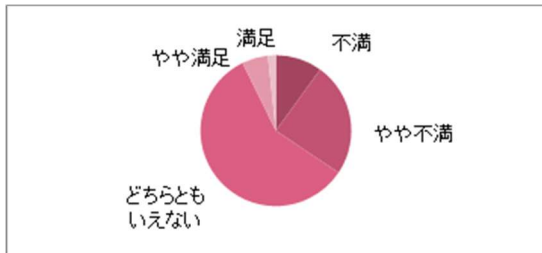
優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	6	0.9%
(2) 優先しなくともよい	21	3.3%
(3) どちらともいえない	262	41.1%
(4) やや優先すべき	223	35.0%
(5) 優先すべき	126	19.7%
計	638	100.0%



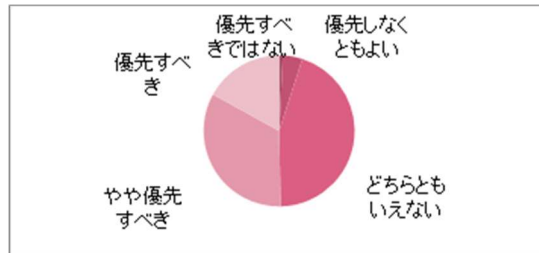
快適な暮らしのまちづくり

1-1 9 計画的な土地利用の推進（計画的土地利用、土地の開発整備など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	66	10.0%
(2) やや不満	160	24.4%
(3) どちらともいえない	383	58.3%
(4) やや満足	37	5.6%
(5) 満足	11	1.7%
計	657	100.0%

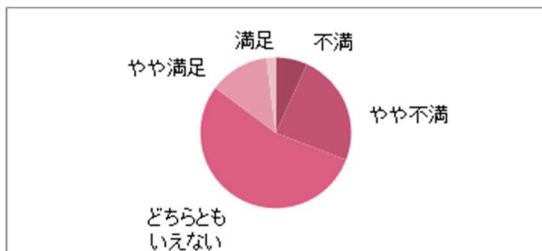


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	5	0.8%
(2) 優先しなくともよい	26	4.2%
(3) どちらともいえない	279	44.7%
(4) やや優先すべき	208	33.3%
(5) 優先すべき	106	17.0%
計	624	100.0%

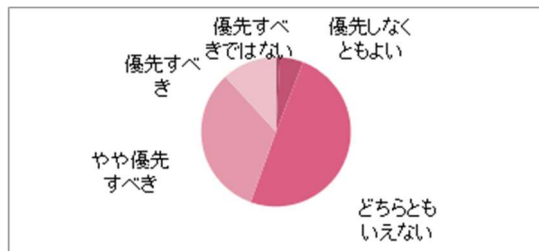


1-2 0 景観の良い住環境の保全（景観の維持、公園の管理など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	45	6.8%
(2) やや不満	158	24.0%
(3) どちらともいえない	357	54.3%
(4) やや満足	84	12.8%
(5) 満足	13	2.0%
計	657	99.9%



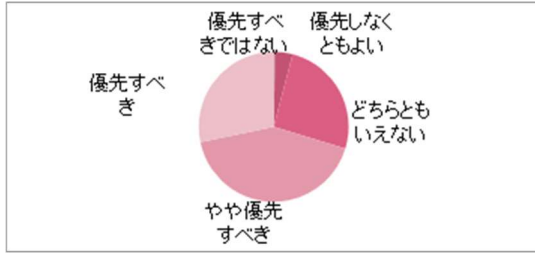
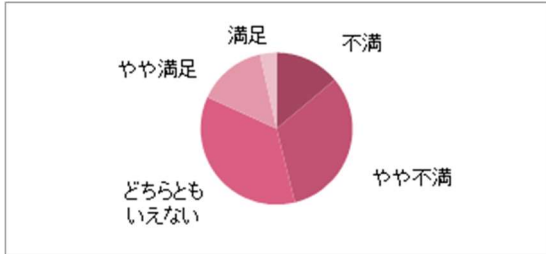
優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	5	0.8%
(2) 優先しなくともよい	32	5.1%
(3) どちらともいえない	311	49.6%
(4) やや優先すべき	205	32.7%
(5) 優先すべき	74	11.8%
計	627	100.0%



1-2 1 道路網の整備（道路整備、維持管理、危険箇所の解消など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	92	13.9%
(2) やや不満	213	32.2%
(3) どちらともいえない	236	35.7%
(4) やや満足	97	14.7%
(5) 満足	23	3.5%
計	661	100.0%

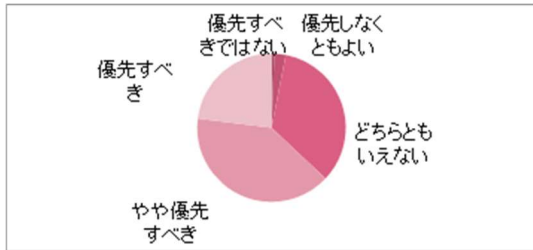
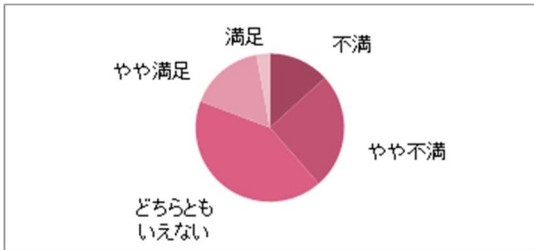
優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	2	0.3%
(2) 優先しなくともよい	24	3.8%
(3) どちらともいえない	162	25.6%
(4) やや優先すべき	266	42.0%
(5) 優先すべき	179	28.3%
計	633	100.0%



1-2 2 公共交通の充実（公共交通網の整備・維持、利用促進など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	88	13.3%
(2) やや不満	167	25.3%
(3) どちらともいえない	279	42.2%
(4) やや満足	108	16.3%
(5) 満足	19	2.9%
計	661	100.0%

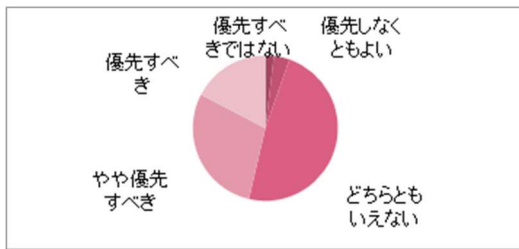
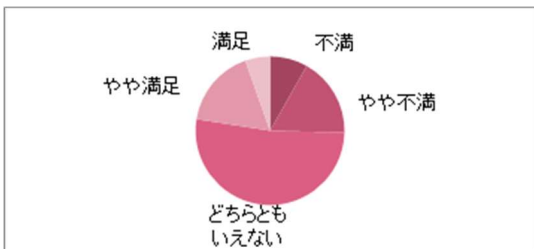
優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	4	0.6%
(2) 優先しなくともよい	16	2.5%
(3) どちらともいえない	214	33.9%
(4) やや優先すべき	252	39.9%
(5) 優先すべき	145	23.0%
計	631	99.9%



1-2 3 下水道の整備（公共下水道、農業集落排水、市設置型合併浄化槽など）

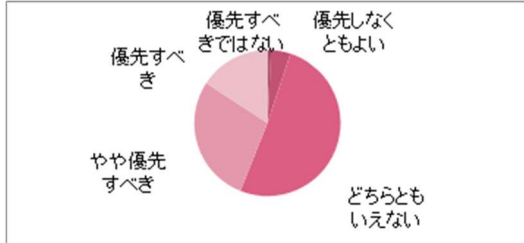
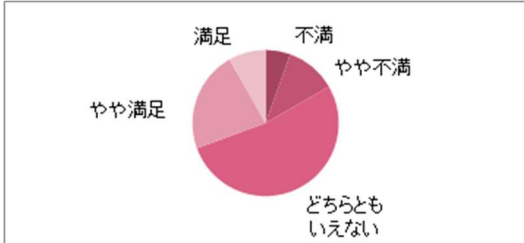
満足度	回答数	構成比
(1) 不満	54	8.2%
(2) やや不満	114	17.2%
(3) どちらともいえない	345	52.1%
(4) やや満足	113	17.1%
(5) 満足	36	5.4%
計	662	100.0%

優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	12	1.9%
(2) 優先しなくともよい	22	3.5%
(3) どちらともいえない	305	48.3%
(4) やや優先すべき	183	29.0%
(5) 優先すべき	110	17.4%
計	632	100.1%



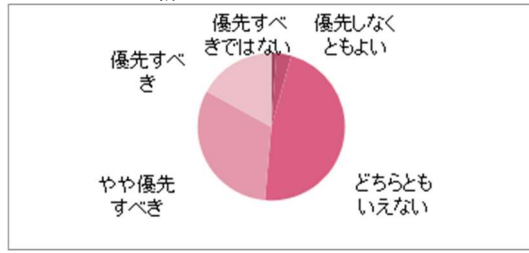
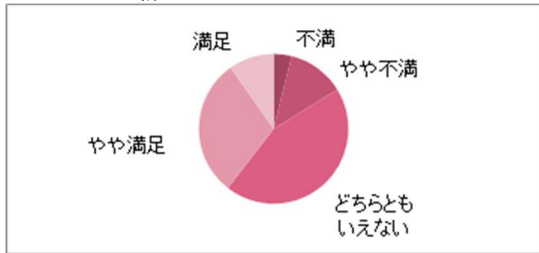
1-2 4 上水道の整備（水道の整備、安定供給・経営健全化など）

満足度	回答数	構成比	優先度	回答数	構成比
(1) 不満	36	5.5%	(1) 優先すべきではない	5	0.8%
(2) やや不満	74	11.2%	(2) 優先しなくともよい	27	4.3%
(3) どちらともいえない	348	52.7%	(3) どちらともいえない	320	51.0%
(4) やや満足	148	22.4%	(4) やや優先すべき	177	28.2%
(5) 満足	54	8.2%	(5) 優先すべき	99	15.8%
計	660	100.0%	計	628	100.1%



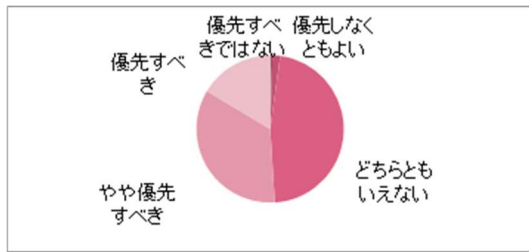
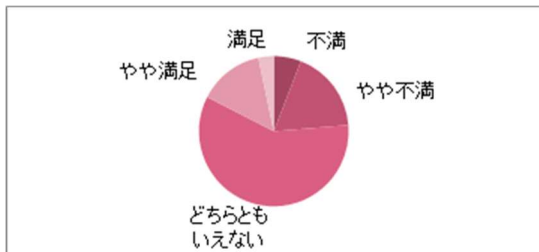
1-2 5 廃棄物の抑制と適切な処理（ごみの減量化、分別収集とリサイクル推進、適正処理など）

満足度	回答数	構成比	優先度	回答数	構成比
(1) 不満	26	3.9%	(1) 優先すべきではない	7	1.1%
(2) やや不満	82	12.3%	(2) 優先しなくともよい	21	3.3%
(3) どちらともいえない	295	44.3%	(3) どちらともいえない	296	47.0%
(4) やや満足	198	29.7%	(4) やや優先すべき	199	31.6%
(5) 満足	65	9.8%	(5) 優先すべき	107	17.0%
計	666	100.0%	計	630	100.0%



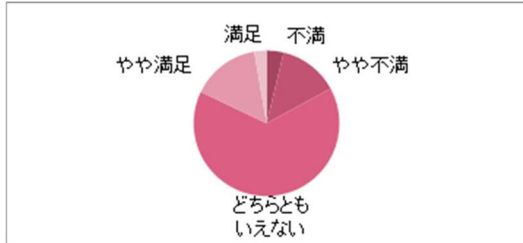
1-2 6 生活環境の保全（環境問題の意識啓発、公害防止活動の推進、不法投棄監視など）

満足度	回答数	構成比	優先度	回答数	構成比
(1) 不満	39	5.9%	(1) 優先すべきではない	3	0.5%
(2) やや不満	118	17.8%	(2) 優先しなくともよい	11	1.7%
(3) どちらともいえない	390	58.8%	(3) どちらともいえない	297	46.8%
(4) やや満足	94	14.2%	(4) やや優先すべき	220	34.6%
(5) 満足	22	3.3%	(5) 優先すべき	104	16.4%
計	663	100.0%	計	635	100.0%

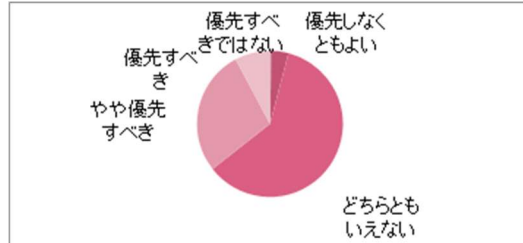


1-2 7 市民協働のまちづくり（市政情報の発信、市民と行政の協働、地域コミュニティなど）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	25	3.8%
(2) やや不満	88	13.3%
(3) どちらともいえない	432	65.1%
(4) やや満足	101	15.2%
(5) 満足	18	2.7%
計	664	100.1%

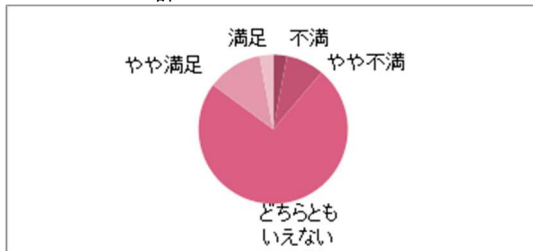


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	2	0.3%
(2) 優先しなくともよい	24	3.8%
(3) どちらともいえない	381	60.3%
(4) やや優先すべき	176	27.8%
(5) 優先すべき	49	7.8%
計	632	100.0%

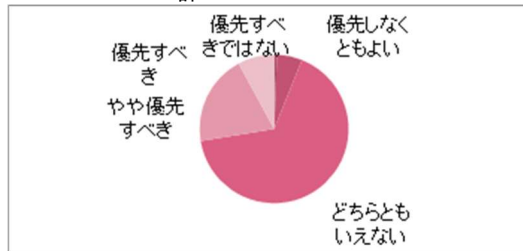


1-2 8 人権尊重のまちづくり（人権意識の啓発、男女平等、男女共同参画など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	20	3.0%
(2) やや不満	54	8.2%
(3) どちらともいえない	489	74.0%
(4) やや満足	79	12.0%
(5) 満足	19	2.9%
計	661	100.1%

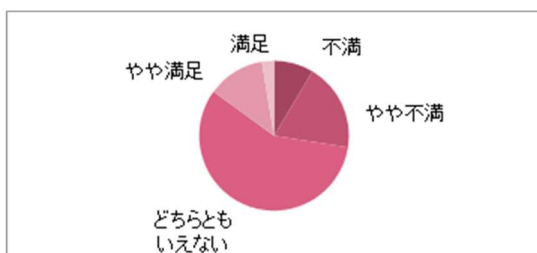


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	4	0.6%
(2) 優先しなくともよい	35	5.5%
(3) どちらともいえない	419	66.2%
(4) やや優先すべき	125	19.7%
(5) 優先すべき	50	7.9%
計	633	99.9%

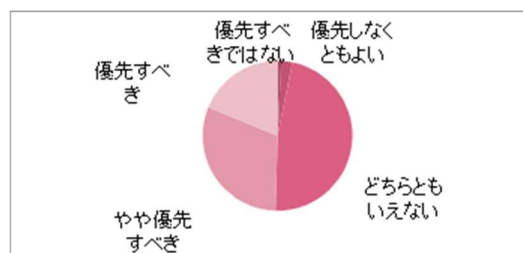


1-2 9 時代に合った自治体運営（計画的な行政運営、行財政改革、窓口サービス、情報化など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	57	8.6%
(2) やや不満	125	18.9%
(3) どちらともいえない	381	57.6%
(4) やや満足	82	12.4%
(5) 満足	17	2.6%
計	662	100.1%

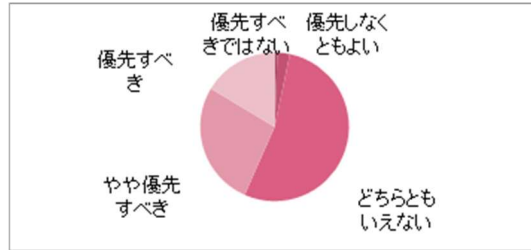
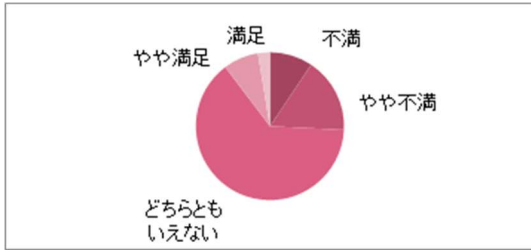


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきではない	5	0.8%
(2) 優先しなくともよい	15	2.4%
(3) どちらともいえない	300	47.3%
(4) やや優先すべき	195	30.8%
(5) 優先すべき	119	18.8%
計	634	100.1%



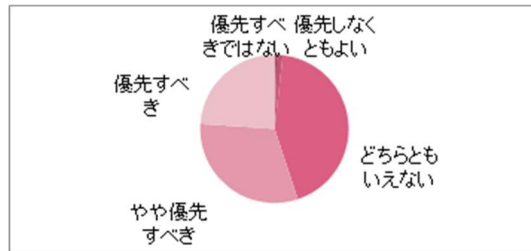
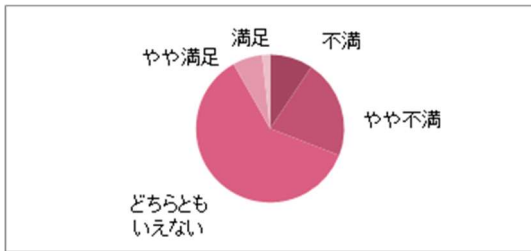
1-3 0 組織経営と人事マネジメントの充実（職員の資質向上及び人材育成、組織体制など）

満足度	回答数	構成比	優先度	回答数	構成比
(1) 不満	62	9.4%	(1) 優先すべきではない	4	0.6%
(2) やや不満	108	16.4%	(2) 優先しなくともよい	17	2.7%
(3) どちらともいえない	422	63.9%	(3) どちらともいえない	334	53.3%
(4) やや満足	51	7.7%	(4) やや優先すべき	169	27.0%
(5) 満足	17	2.6%	(5) 優先すべき	103	16.4%
計	660	100.0%	計	627	100.0%



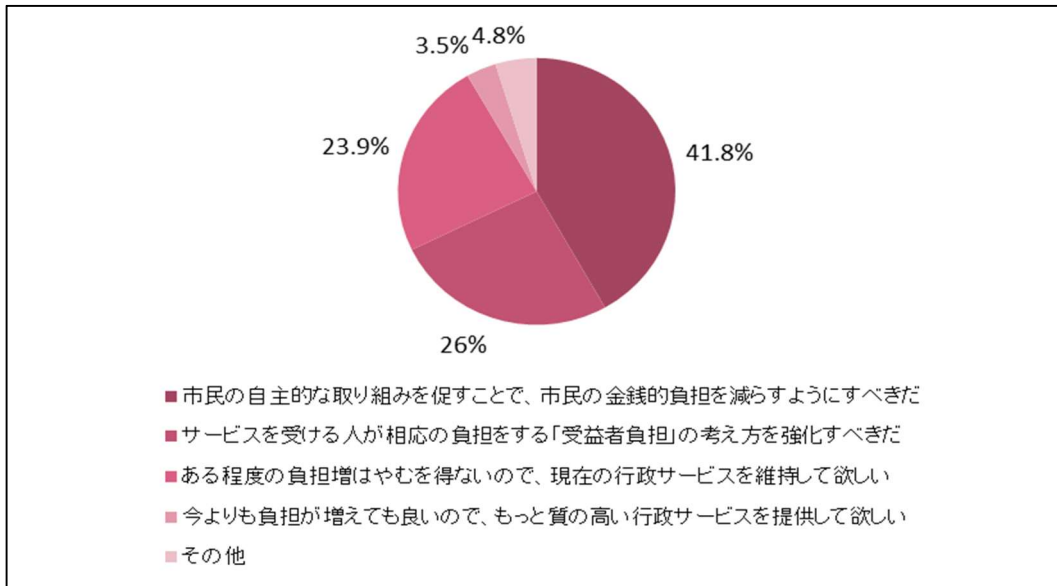
1-3 1 健全な財政運営の推進（計画的な財政運営、財源確保など）

満足度	回答数	構成比	優先度	回答数	構成比
(1) 不満	62	9.4%	(1) 優先すべきではない	3	0.5%
(2) やや不満	142	21.5%	(2) 優先しなくともよい	8	1.3%
(3) どちらともいえない	402	60.9%	(3) どちらともいえない	274	43.1%
(4) やや満足	43	6.5%	(4) やや優先すべき	198	31.2%
(5) 満足	11	1.7%	(5) 優先すべき	152	23.9%
計	660	100.0%	計	635	100.0%



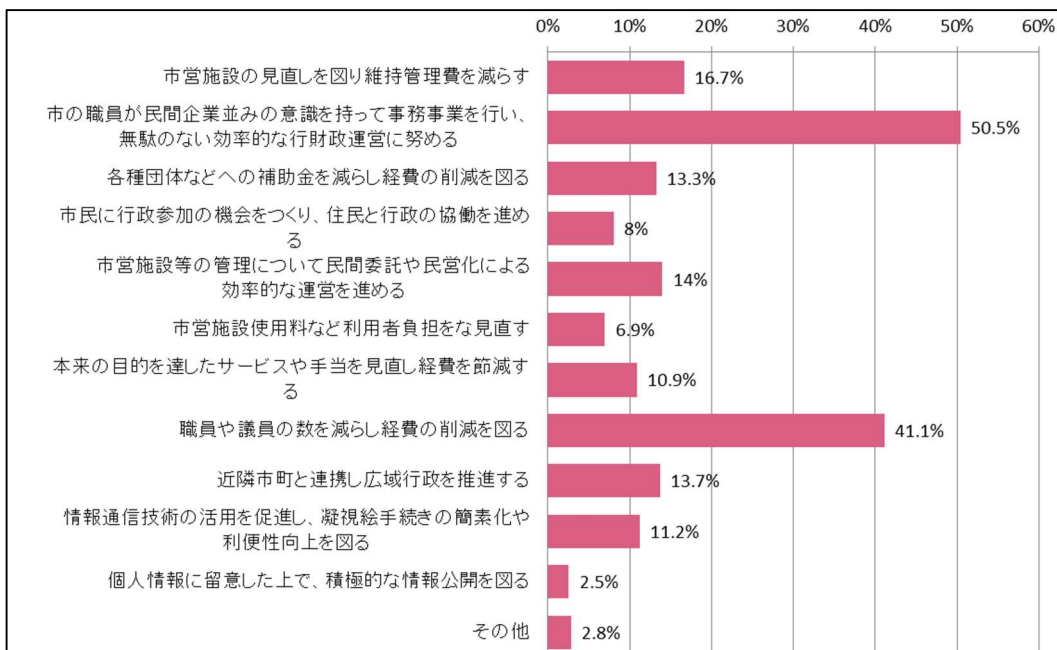
【問2.】 厳しい財政運営の中で、あなたは、今後の行政サービスのあり方について、どのようにお考えですか。(n=662)

・今後の行政サービスのあり方について、4割以上の市民が「市民の自主的な取り組みを促すことで、市民の金銭的負担を減らすようにすべきだ」と考えています。



【問3.】 住民が希望する施策に的確に対応し、効率的かつ効果的な行政運営を実現していくためには、行政改革を行っていく必要があります。あなたは、特にどのような取り組みに力を入れていくべきだと思いますか。(2 つまで回答) (n=671)

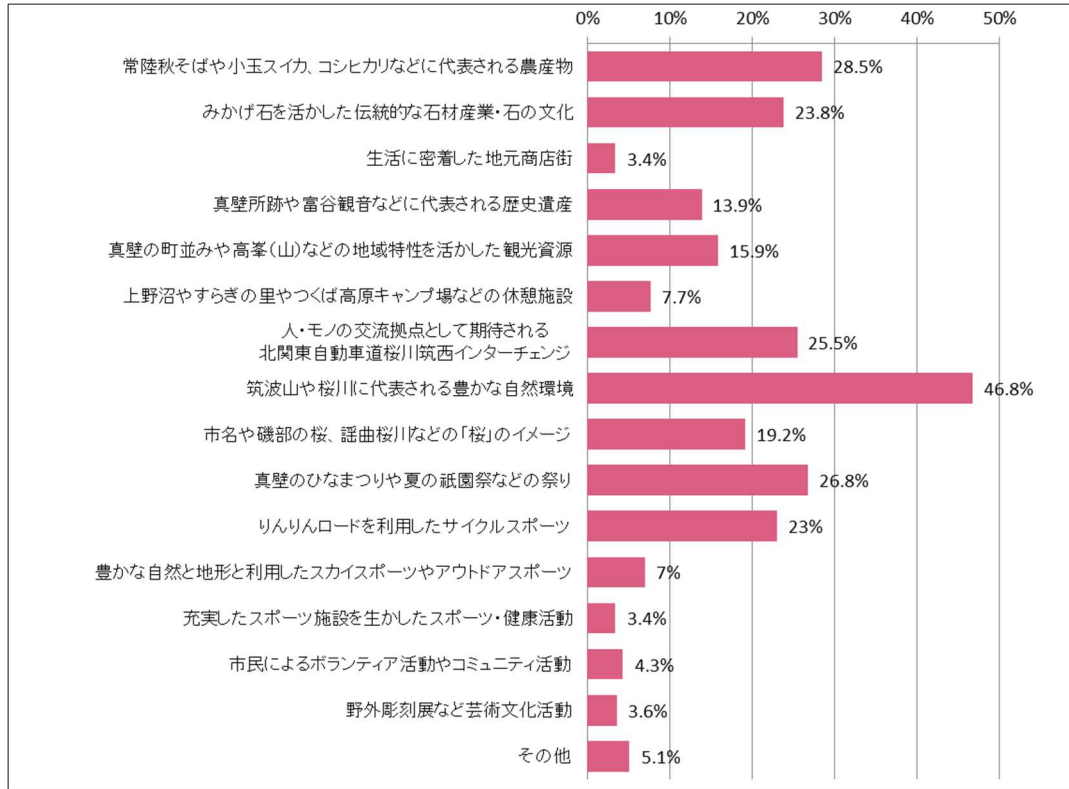
・力を入れるべき行政改革の取り組みとして、「市の職員が民間企業並みの意識を持って事務事業を行い、無駄のない効率的な行政運営に努める」(50.5%)が半数以上の市民から挙げられています。また、「職員や議員の数を減らし経費の削減を図る」も4割以上の市民から求められています。



5) 桜川市の魅力などについて

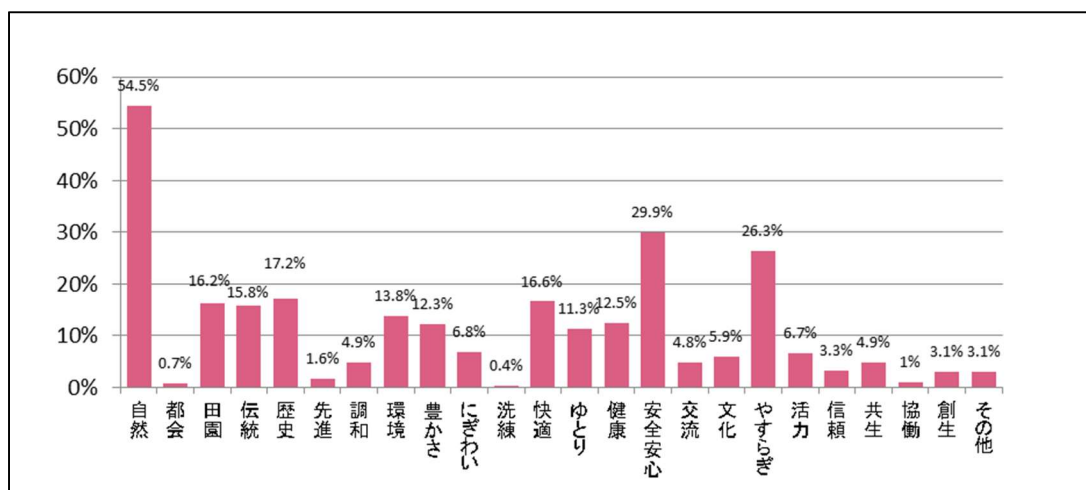
【問4.】あなたは、桜川市の魅力は何だと思いますか。(3 つまで回答) (n=671)

・桜川市の魅力として、「筑波山や桜川に代表される豊かな自然環境」を4割以上の市民が挙げています。他にも、農産物や祭りなども広く認知されています。



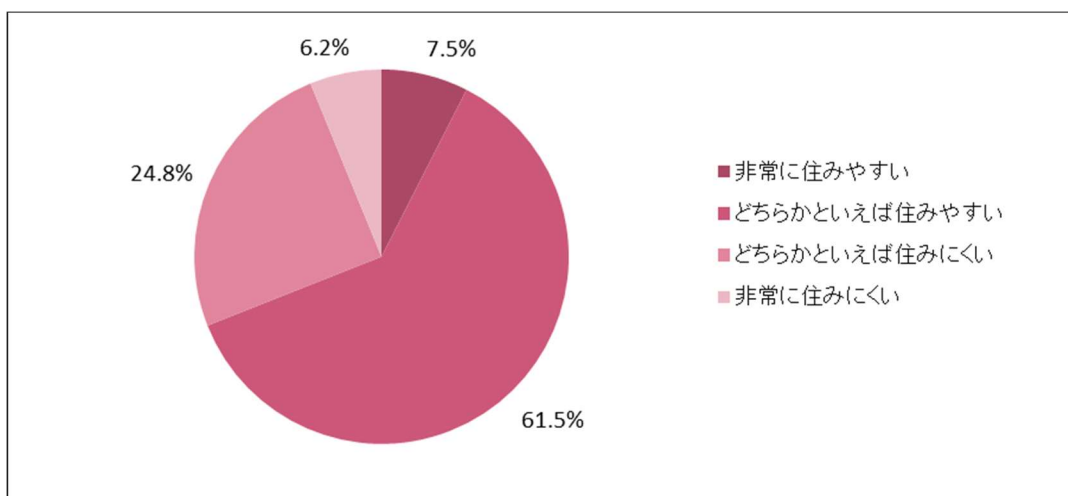
【問5.】あなたが望む桜川市の将来像をイメージする「ことば」を次のうちから選んでください。(3 つまで回答) (n=673)

・桜川市の将来像として、「自然」のほか「安全安心」「やすらぎ」が望まれています。



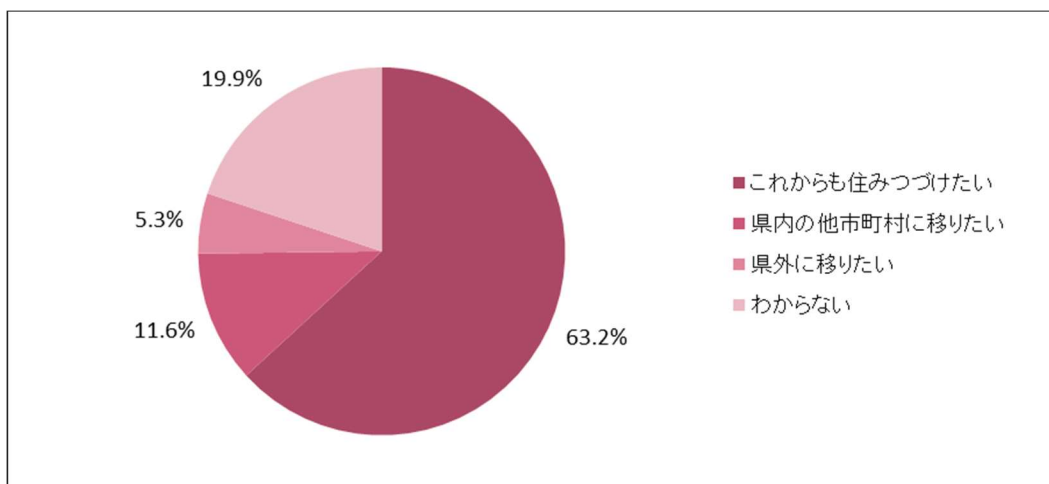
【問6.】あなたは、桜川市が住みよいところだと思いますか。(n=681)

・6割以上の市民が本市を住みやすいまちと感じています。



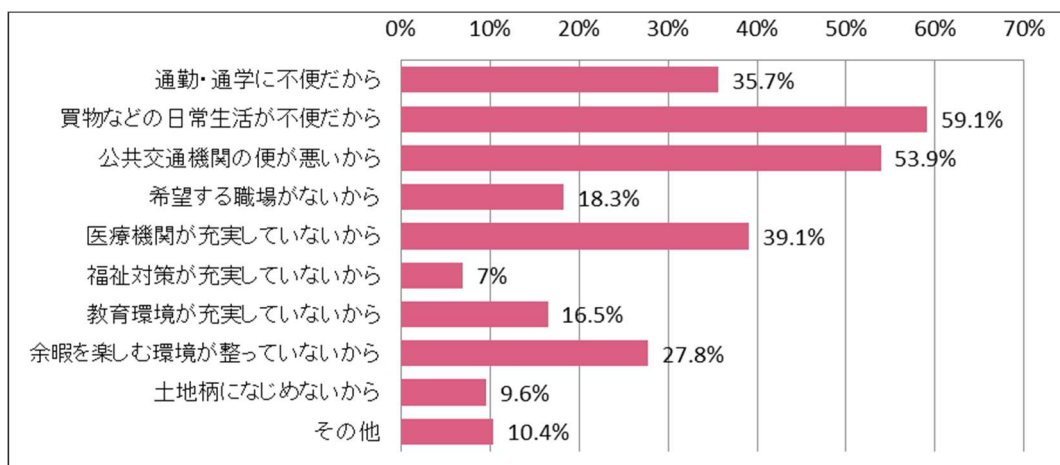
【問7.】あなたは、これからも桜川市に住み続けたいと思いますか。(n=682)

・6割以上の市民が、本市に「これからも住み続けたい」と考えています。



【問8.】 7)で、「2 県内の他市町村に移りたい」「3 県外に移りたい」と答えた方にお聞きします。あなたが市外に移りたいと思う理由は何ですか。(3 つまで回答) (n=115)

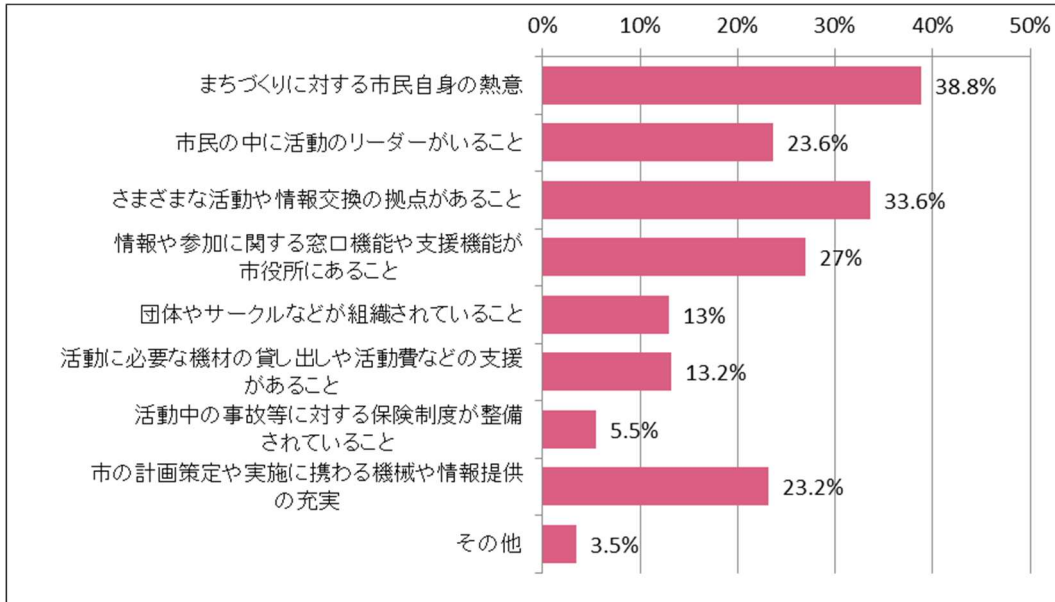
・市外に移りたい理由として、「買物などの日常生活が不便だから」、「公共交通の便が悪いから」が多く挙げられています。



6) 地域活動や市政への参加について

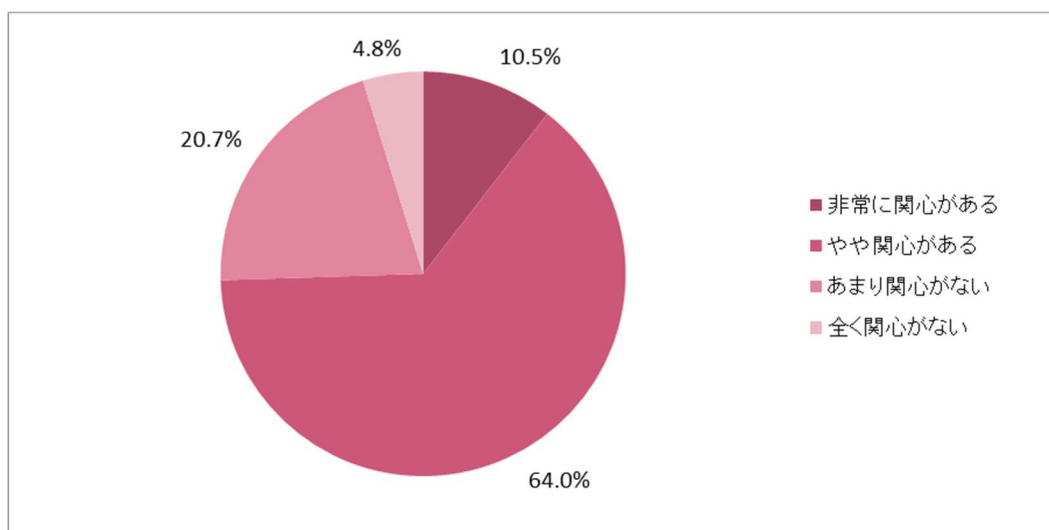
【問9.】あなたは、市民がまちづくりに参加するために何が重要だと思いますか。(2 つまで回答)
(n=652)

・市民がまちづくりに参加するために必要なこととして、「まちづくりに対する市民自身の熱意」「様々な活動や情報交換の拠点があること」が挙げられています。



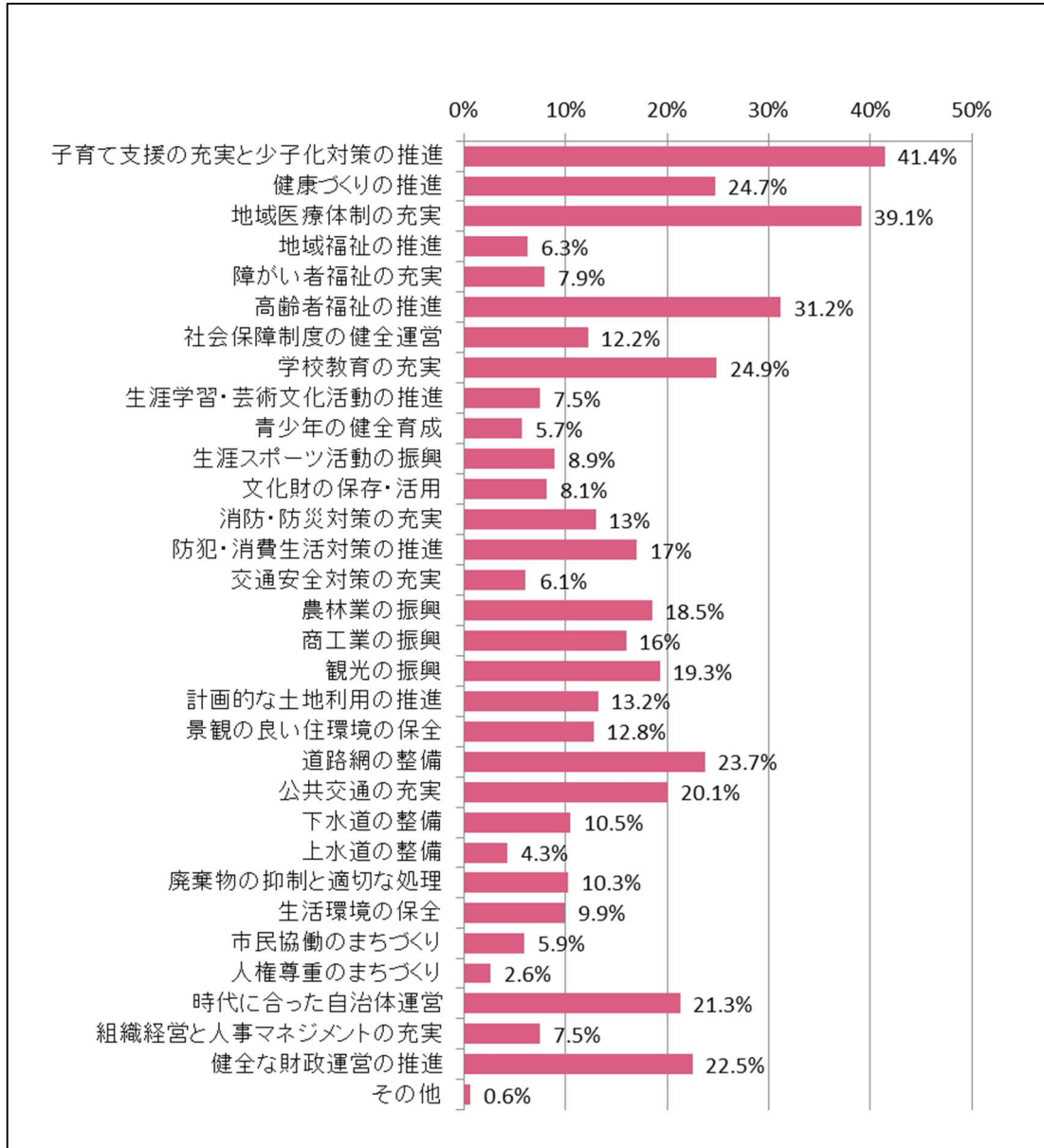
【問10.】あなたは、市政に対してどの程度関心がありますか。(n=667)

・市政に対しては、「やや関心がある」が市民の6割以上となっており、「非常に関心がある」市民と合わせると7割超の市民が関心を持っています。



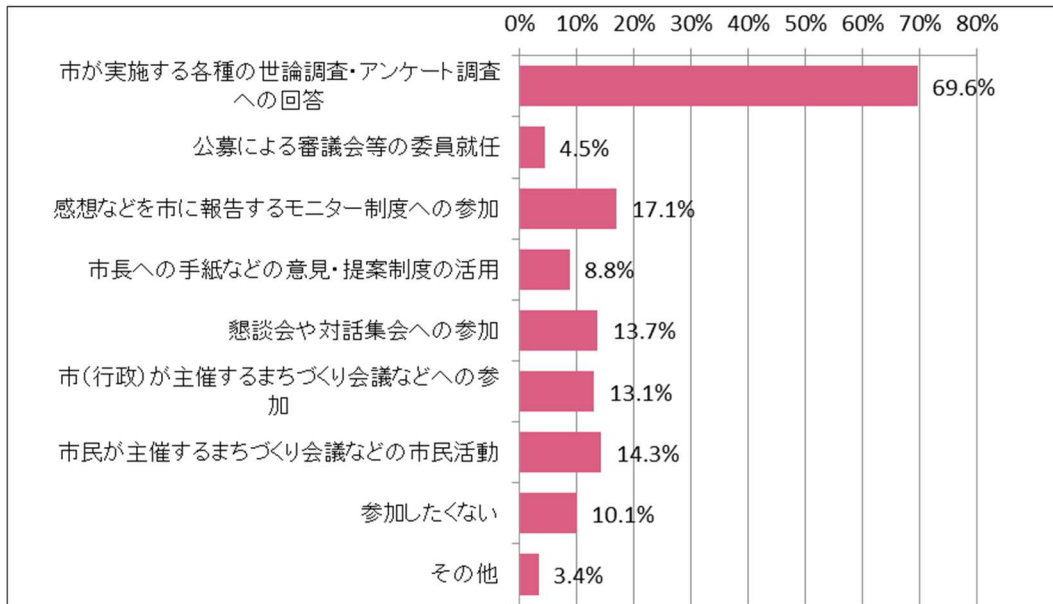
【問 11.】 10)で「1 非常に関心がある」「2 やや関心がある」と答えた方にお聞きします。あなたは、市政のどの分野に関心がありますか。(5 つまで回答) (n=493)

・関心のある市政分野として、「子育て支援の充実と少子化対策の推進」「地域医療体制の充実」が上位となっており、1)の優先度上位の分野に関心が見られます。



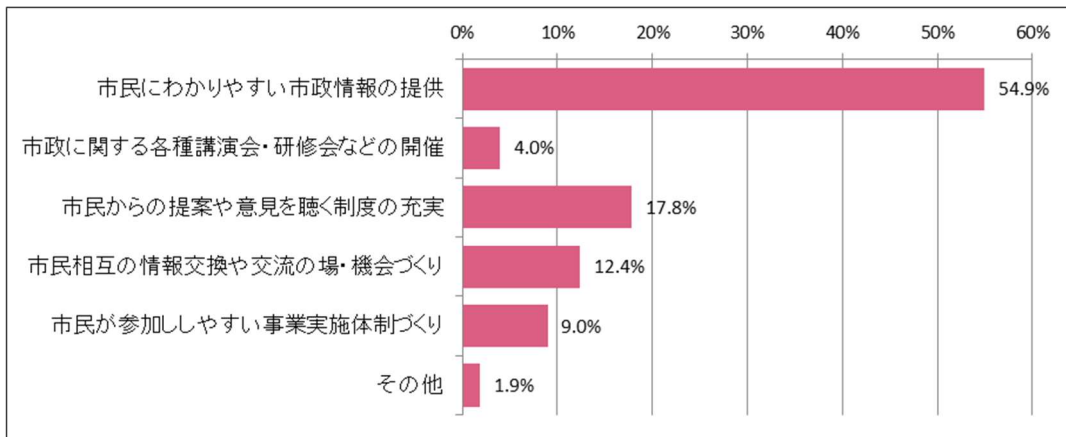
【問 12.】 10)で「1 非常に興味がある」「2 やや興味がある」と答えた方にお聞きします。今後、あなたは、どのような方法で市政に参加したいと思いますか。(2つまで回答) (n=467)

・市政への参加方法として、「市が実施する各種の世論調査・アンケート調査への回答」が7割近くの市民から挙げられています。



【問 13.】 市政への住民参加を進めるためには、市はどのようなことをすべきだと思いますか。(n=623)

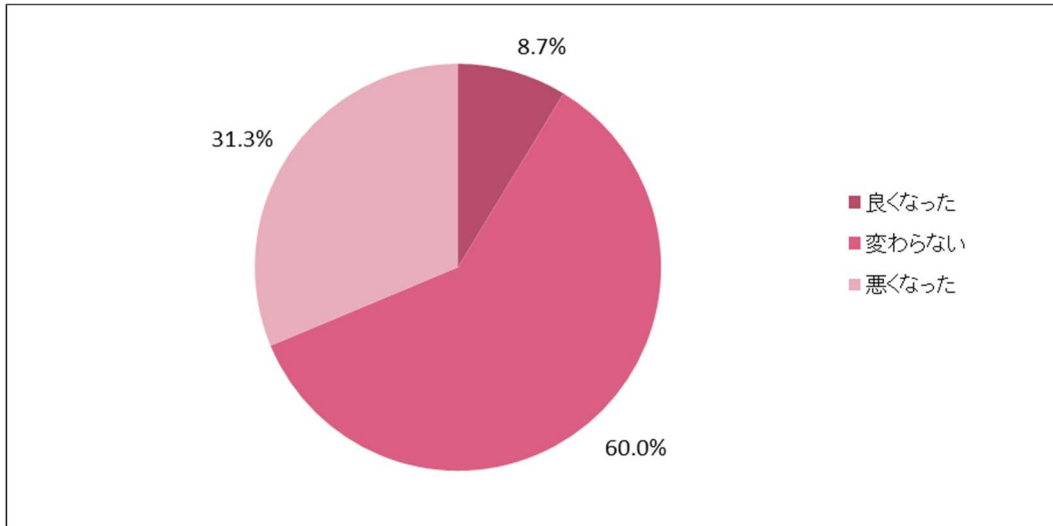
・市民参加を勧めるために市が行うべきこととして、「市民にわかりやすい市政情報の提供」が半数以上の市民から挙げられています。



7) 町村合併のその後について

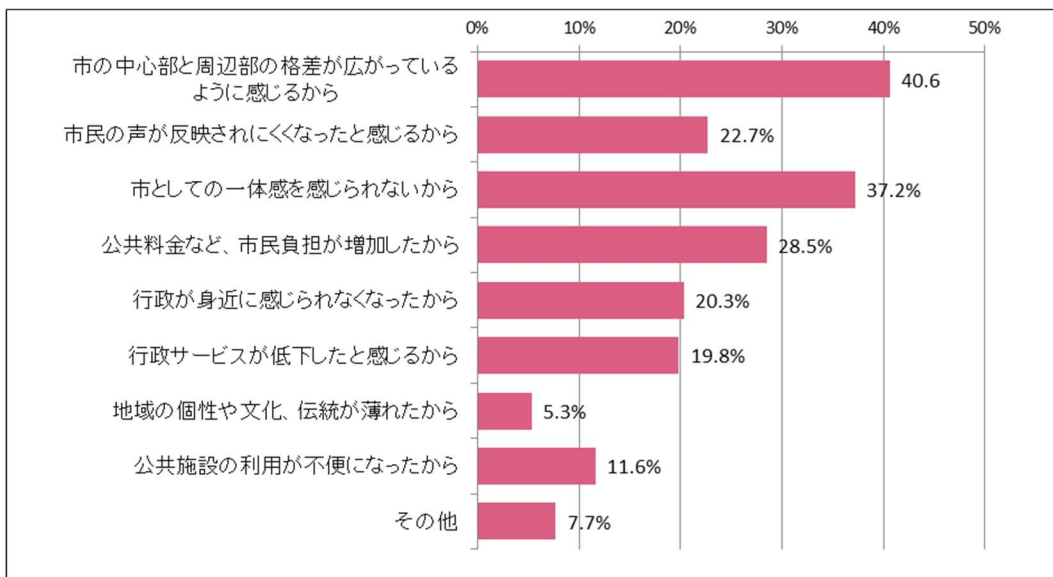
【問 14.】 桜川市は、まもなく合併して 15 年を迎えますが、合併によりあなたのお住まいの地域はどのよう
に変わったと思いますか。(n=665)

・合併により地域が「良くなった」と考えている市民の割合は1割未満である一方、「悪くなった」と考えている市民の割合は3割以上となっています。



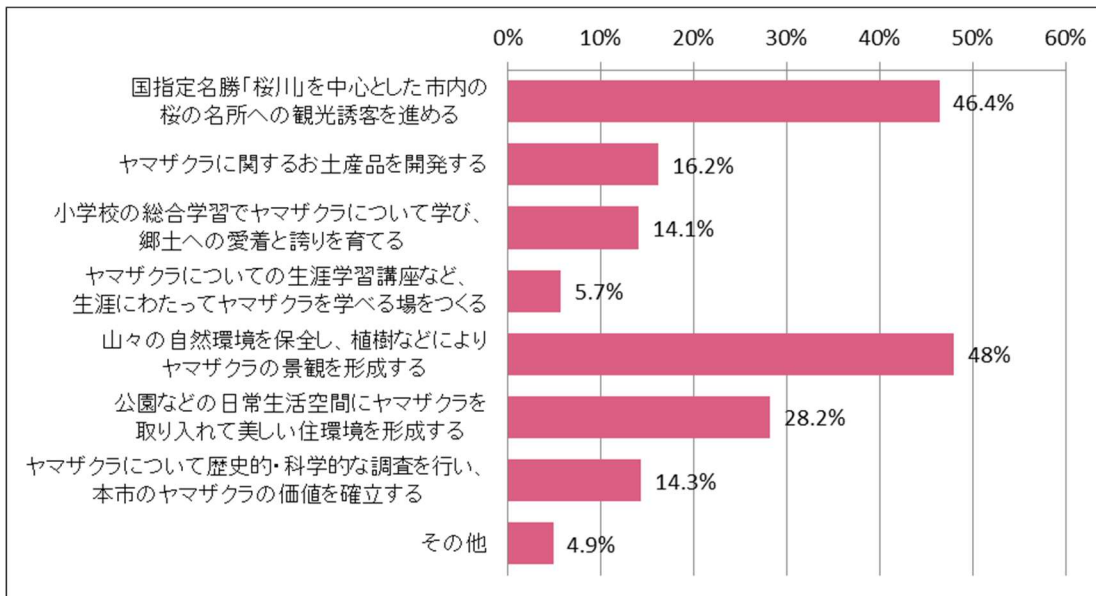
【問 15.】 14)で「3 悪くなった」と答えた方にお聞きします。悪くなったと思われる理由は何ですか。(2つ
まで回答) (n=207)

・「悪くなった」理由として、「市の中心部と周辺部の格差が広がっているように感じるから」「市としての一体感を感じられないから」「公共料金など、市民負担が増加したから」などが多く挙げられています。



【問 16.】 第2次総合計画では、まちの将来像に「ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川」を掲げ、様々な分野で地域資源のヤマザクラを生かしたまちづくりに取り組んでおります。今後、地域資源のヤマザクラをまちの宝として誇りに思えるものとするためには、特にどのような取り組みに力を入れていくべきだと思いますか。(2 つまで回答) (n=617)

・今後、力を入れていくべきヤマザクラを生かした取り組みとしては、「山々の自然環境を保全し、植樹などによりヤマザクラの景観を形成する」「国指定名勝『桜川』を中心とした市内の桜の名所への観光誘客を進める」がいずれも4割以上の市民から挙げられています。



桜川市第2次総合計画
後期基本計画

発行年月 | 令和4年3月

発行者 | 桜川市

〒309-1293 茨城県桜川市羽田1023番地

電話 0296-58-5111(代表)

ホームページ <http://www.city.sakuragawa.lg.jp>

編集 | 市長公室企画課

